

## 平成28年第1回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第2日目)

平成28年 3月 8日(火曜日)

午前9時30分開議

- 第16 町政執行方針、教育行政執行方針
- 第17 議案第30号 訓子府町保育所の廃止について
- 第18 議案第31号 訓子府町立訓子府幼稚園の廃止について
- 第19 議案第25号 訓子府町認定こども園条例の制定について
- 第20 議案第24号 奨学資金貸付基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について
- 第21 議案第12号 平成28年度訓子府町一般会計予算について
- 第22 議案第13号 平成28年度訓子府町国民健康保険特別会計予算について
- 第23 議案第14号 平成28年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第24 議案第15号 平成28年度訓子府町介護保険特別会計予算について
- 第25 議案第16号 平成28年度訓子府町下水道事業特別会計予算について
- 第26 議案第17号 平成28年度訓子府町水道事業会計予算について
- 第27 議案第20号 訓子府町行政不服審査会設置条例の制定について
- 第28 議案第21号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制  
定について
- 第29 議案第22号 訓子府町顕彰条例の一部を改正する条例の制定について
- 第30 議案第23号 訓子府町総合計画条例の制定について
- 第31 議案第26号 訓子府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関  
する基準を定める条例の制定について
- 第32 議案第27号 訓子府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負  
担額を定める条例の制定について
- 第33 議案第28号 訓子府町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を  
定める条例の制定について
- 第34 議案第29号 訓子府町児童センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の  
制定について
- 第35 議案第34号 訓子府町過疎地域自立促進市町村計画の策定について

○出席議員（10名）

1番	上原豊茂君	2番	須河徹君
3番	河端芳恵君	4番	山田日出夫君
5番	工藤弘喜君	6番	余湖龍三君
7番	川村進君	8番	西森信夫君
9番	堤三樹磨君	10番	西山由美子君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
副町長	佐藤明美君
総務課長	森谷清和君
企画財政課長	伊田彰君
町民課長	八鍬光邦君
福祉保健課長	渡辺克人君
農林商工課長	村口鉄哉君
建設課長	山内啓伸君
上下水道課長	遠藤琢磨君
会計管理者	佐藤純一君
教育長	林秀貴君
管理課長	森谷勇君
社会教育課長	山本正徳君
幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長・児童センター長	中山信也君
図書館長	三好寿一郎君
農業委員会事務局長	竹村治実君
教育委員長	飯田洋司君
農業委員会長	清井敏行君
監査委員	山田稔君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	夏井宏樹君
議会事務局係長	本庄朋美君

◎開議の宣告

○議長（上原豊茂君） 皆さま、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりであります。

◎町政執行方針、教育行執行方針、新年度予算関連議案、新年度予算議案、  
各議案の提案理由の説明

○議長（上原豊茂君） 日程第16、菊池町長から町政執行方針、林教育長から教育行政執行方針がありますので、この際、発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） 私は、昨年の4月26日執行の訓子府町長選挙におきまして、無投票ではございましたが、町民の皆さまの負託を賜り、3期目の町政執行の責任を担わせていただき、早いもので1年になろうとしております。

3期目の挑戦に当たっては、「くんねっふの元気」の歩みを止めることなく、町民の皆さまと共に「すべての町民にやさしい町づくり」を目指すことを目標に掲げ、この1年間、皆さまのご理解をいただきながら町政運営に取り組んでまいりました。

平成28年第1回定例町議会の開会にあたり、本年度の町政執行方針を申し上げ、町民の皆さまならびに町議会議員の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに、町政執行に臨む基本姿勢を申し上げます。

平成28年は、日本国憲法が公布され70年の年にあたります。日本国憲法には、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義、この三大要素と国家の統治機構である国会、内閣、裁判所の基本的な秩序が定められております。当然のことながら、地方自治についても条文化されておりますが、戦後70年を経て、憲法改正についての国民的議論が求められております。また公職選挙法の改正により、18歳以上の男女に選挙権が与えられ、本年7月に予定されております参議院議員選挙が初めて適用対象となります。国の将来、地方自治のあり方が問われると同時に、急速な人口減少社会に対応する町の将来のあり方、さらに環太平洋パートナーシップ協定、いわゆるTPPの批准については、国会決議の真価が問われ、本町の基幹産業である農業の未来など、厳しい状況が予想されます。

本町の住民基本台帳における平成17年度から平成26年度までの10年間の人口動向をみますと、転入・転出による移動、いわゆる社会動態で564人が減少、出生と死亡による移動、いわゆる自然動態で317人が減少、合わせて881人の人口が減少しております。

人口の減少は、全国的な問題となっており、これからの国づくりのうえでも根源的な課題であります。特に地方においては、子どもの出生数の母体となる若者の人口が減少しており、これから地域の産業、コミュニティーをどう支えていくのか、お年寄りの生活や介護福祉をどうするのかといったことが懸念されます。

昨年10月に策定の「訓子府町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」にお

いて、人口の将来展望を示しましたが、その内容は、現状のままでは、24年後の2040年には総人口が3,105人まで減少、仮に15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計、いわゆる一人の女性が一生に産む子どもの平均数「合計特殊出生率」を一定水準まで上昇させ、転入・転出の純移動数の均衡が図られたと想定した場合には、総人口が3,686人まで改善できるのではないかという推計であります。

私は、この人口ビジョンの中で示されましたこれまでの人口の推移や分析の内容を厳しく受け止め、人口減少という難題に真正面から立ち向かい、14年後の2030年までに合計特殊出生率を1.8まで押し上げるという目標の早期達成のため、若者たちの移住・定住の促進、また結婚や出産に対する動機付けを働かせ、子育て期の切れ目のない施策や子どもの未来が家庭の経済的な事情で左右されないような子ども対策、基幹産業の農業を発展させ、農業資源を活用した訓子府らしい産業の形成を目指すなど、福祉、教育、産業などの各行政分野が一体となって効果的な施策に取り組み、人口ビジョンに示された将来展望の実現に向けた対応を加速させてまいります。

今年の2月4日、TPP参加12か国は、ニュージーランドのオークランドで協定文に署名し、昨年10月の大筋合意の内容が確定しました。今後、各国での承認手続きを経てTPPは発効されることとなりますが、農林水産物の関税撤廃や合意ルールにより、日本農業は壊滅的な打撃を受け、農林水産業を中心に成り立っている地方経済は疲弊してしまうのではないか、食の安全・安心などが脅かされ、国民生活に悪影響を及ぼすのではないかとといった不安や懸念の声が大きい中で、TPPがもたらす影響やその対策も含め、国会審議等を通じて国民的な議論を行うことを求めていくとともに、本年度は、町の第6次総合計画策定のなかで、農業と農業関連産業を中心に成り立っている町経済の進路について、町民の皆さまと共に、方向性を見出してまいりたいと考えております。

リーマンショックにみられるように世界経済の動きは、地域経済や家計にも大きく影響する時代であります。一昨年からは始まった原油安が昨年は一段と進み、燃料価格が下がり、灯油、ガソリン、さらに電気料金の値下がりなどにつながっておりますが、これらはアメリカのシェール・ガスの開発・供給といった要因もありますが、中国経済の減速とアメリカの金融引き締めが大きく影響していると考えられます。日本銀行は、マイナス金利導入という異例の金融緩和に踏み切りましたが、その副作用を不安視する声もあがっております。こうしたなか、来年4月には消費税率が10%に引き上げられ、町民生活を考えますと多くのことが懸念されます。そうした課題が少しでも克服できるよう、国などに働きかけるとともに、町の施策にも反映してまいります。

平成28年は、高知県人の方々が開拓の鋤を打ちおろしてから120年の節目の年であります。

明治30年にこの地に入植された13戸45人の開拓者の方たちが原始林と厳しい大自然に立ち向かい、幾多の困難を乗り越え今日の訓子府町が築かれました。全町挙げて開拓の先人たちに感謝し、その偉業を称え、お祝いしたく、さまざまな記念事業を企画しております。また、町民の方たちが主体的に行う事業も可能な限り後押ししてまいりたいと考えております。

多くの先人たちの「勇気」と「志」に学び、全町民で節目の年を盛り上げ、町の宝である子どもたちのためにも、「子ども達の笑顔が輝く町づくり」に向けまい進してまいります。

次に、平成28年度において、私の町づくり目標実現に向けた主な施策について申し上げます。

1点目は、「子育て世代が、安心して子どもを産み育てることができる町づくり」についてであります。

全国的に非婚化、晩婚化、有配偶出生率の低下などにより、出生数が減少している傾向にあり、先の国勢調査結果をみても旧産炭地や農林漁業といった第一次産業を中心とする本町のような人口規模の小さな町にとって非常に深刻な問題といえます。

町の将来を担うのは子どもたちであります。人口減少問題という根源的な課題を抱える中で、安心して子どもを産み育てることができる町づくりは、最も重要な政策の一つであり、昨年10月に策定の人口ビジョン・総合戦略に掲げる14年後の2030年の希望出生率1.8人を早期に達成できるよう、行政はもちろんのこと、家庭、職場、地域、保育および教育機関など、さまざまな方たちの知恵と力を結集し取り組んでまいります。

結婚・出産への動機付け。

安心して子どもを産み、育てることができるという環境づくりに加え、そうした町づくりに取り組んでいることを町内外に積極的にアピールすることや、夫婦の経済的負担軽減のための特定不妊治療費助成事業に対しては町独自に上乘せ助成するなど、結婚や出産に対する動機付けに取り組んでまいります。

周産期および子どもの健康・医療対策。

安心して周産期を迎えることができるよう、妊婦健康診査の実施、育児支援事業など産前産後対策の充実に取り組みます。

また、乳幼児健康診査事業、定期接種のほか、インフルエンザ、B型肝炎、おたふくかぜ、ロタウイルスなど子ども予防接種事業の助成範囲の拡大、子ども歯科保健事業、昨年8月から中学生まで拡大した町独自の初診時一部負担金以外の医療費を無料化する乳幼児等医療費助成事業、未熟児養育医療費助成事業に取り組むなど、子どもの健康および医療対策の充実にも取り組んでまいります。

子ども・子育て支援対策。

開基120年にあたる本年4月には、幼保連携型の訓子府町認定こども園「わくわく園」をオープンします。

幼保連携型認定こども園は、幼児教育と保育の両方の性格を兼ね備え、0歳児から就学前までの全ての子どもたちの健やかな成長を願って建設しました。保育教諭に加え、保健師と管理栄養士、給食調理員も配置し、充実した幼児教育・保育活動を展開してまいります。また、子育て支援センターと連携した地域の子育て支援、食育活動と自園調理による完全給食の提供、通常の保育時間外の一時的預かり、町外から町内の事業所などに通勤する方や出産のため里帰りされる方などの子どもも対象に「子育て応援保育」を行うなど、保護者の就労支援や多様なニーズに対応するとともに、特色ある幼児教育・保育活動も実践してまいります。さらに、多子世帯保育料応援補助も継続し、子育て負担の軽減にも取り組まします。施設としても、構造体には、町有林のカラマツを集成材に加工して使用、内装と床材には、精神安定性に優れ、独特の香りがする姉妹町津野町産ヒノキ材を採用、外壁には、こども園建設現場の掘削土を練り込んだレンガタイルを採用するなど、優しく落ち着いた空間と温かみのある外観を形成しております。さらに、太陽光発電蓄電システム

ムや冷暖房には地中熱ヒートポンプを採用するなど、地球に優しい再生可能エネルギーを活用しております。本年度は、グラウンド、遊具などの外構を整備しますが、あくまでも子どもに優しく、幼児教育・保育に最適な、「子育ての町訓子府」を印象づけるシンボリックな施設となるよう努めてまいります。

子育て支援センターは、こども園と隣接しており、こども園を利用する子どもの保護者も気軽に立ち寄ることができ、子どもの発達相談や子育ての各種講座の開設など、子育て中の保護者の不安解消や交流の場としての役割を担う施設としてその機能の充実を図ってまいります。

このほか、北見市子ども総合支援センター「きらり」における療育指導の委託および通園費助成、美幌療育病院に委託して作業療法士、言語聴覚士による年中児健康相談を行うなど、子どもの発達支援事業にも取り組みます。

留守家庭児童だけではなく、全ての児童が利用できる児童センター「ゆめゆめ館」につきましても、健康増進事業、社会性を育む体験活動事業などを通じ、放課後対策の充実を図るほか、発達障害児の来館にも対応するなど、児童支援体制の充実にも努めてまいります。

居武士小学校区では、日ノ出地区ふれあいセンターにおいて、地域の方たちが自主的に放課後の児童の居場所として「みつばちクラブ」を運営しておりますが、本年度から助成内容を拡充するなど引き続き支援してまいります。

町では、昨年3月に子ども・子育て支援事業計画を策定し、子ども・子育て支援に取り組んでおりますが、この4月から「子ども未来課」を新たに設け、認定こども園、児童センターおよび子育て支援センターの包括的な管理、子どもの保健、栄養指導および食育、予防接種、発達支援など、子ども・子育て支援を総合的に推進してまいります。

今年、居武士小学校が開校100周年という記念の年を迎えます。協賛会を中心にさまざまな記念事業が企画されておりますことから、町としても支援を行ってまいります。

また、町営球場などを会場に第67回北海道中学校軟式野球大会が開催されますので、助成してまいります。

さらに、小・中学校臨時講師と特別支援教育支援員を継続して配置、また、学校生活や学習サポートを行う発達支援指導事業を実施するとともに、本年度新たに配置する教育専門員を定期的に学校に派遣するなど不登校やいじめなど子どもたちに関わる問題への対応の充実を図ってまいります。

北海道訓子府高等学校は、わが町の唯一の高校であり、「教育の町訓子府」になくてはならない教育機関であります。学校や訓子府高等学校教育振興会議、そして何よりも生徒の皆さんの努力が実り、今春は定員を超える入試出願状況となっております。本年度も引き続き、学校給食の提供、入学準備や資格取得の支援を行うとともに通学費助成の拡充も図るなど、地元高校の教育振興に取り組んでまいります。

一方、町外の高校などへの通学支援対策として、バス通学定期運賃補助を引き続き実施してまいります。

また、奨学資金貸付制度の運用に必要な貸し付け原資を増資するなど、進学に伴う経済的な支援の充実にも努めてまいります。

2点目は、「高齢者や障がい者が安心して暮らせる地域医療や介護、保健福祉が充実した町づくり」についてであります。

本町の高齢化率は、35%を超え、65歳以上の高齢者のうち、要支援および要介護の認定者数は、昨年12月時点で15.3%となっております。

障がいのある方については、平成25年度末の障害者手帳の交付状況をみますと人口の減少に伴い、身体と知的は減少傾向にあります。精神については増加傾向にあります。また、総人口に対する各手帳の交付率をみますと、精神については、北海道全体の率を下回っているものの、身体と知的では上回っている状況にあります。

このようななか、私は「すべての町民にやさしい町づくり」を目標に掲げ、介護や介助を受ける方、障がいや難病のある方、そしてその家族や関係者が安心して生活でき、また若者やこれから老後を迎える方についても将来不安なくこの町に住み続けられる環境を築くとともに、自立可能な老後に向けた健康寿命の延伸、さらに現役引退後も希望に応じて多様な働き方や社会参加を実現できる長寿社会を形成し、結果として人口流出の抑制につながるような効果的な施策の推進に努めてまいります。

高齢者の足の確保であります。

高齢者の足の確保対策として実施中の高齢者ハイヤー利用サービスと路線バス高齢者利用支援事業につきましては、年間利用回数をそれぞれ48回から60回に増やし、事業の充実を図ってまいります。

保健・医療対策。

医療に関しましては、地元医療機関と連携した事業展開、北見市、置戸町と連携した在宅当番医制運営事業による休日における救急医療体制の確保などに努めてまいります。

精神疾患や特定疾患患者の通院、訪問看護利用に係る交通費助成、個別の専門職による運動指導などの介護予防事業、町民健診の対象年齢拡大、骨検診など新たな検診項目の追加、誕生検診の対象年齢も拡大、ヘモグロビンA1cとLDLコレステロールの測定が可能な簡易血液検査機器を導入するなど、検診・検査事業の拡充を図ります。

また、保健部門と医療保険部門とが一体となって重症化予防につながる施策や、後発医薬品利用差額通知に取り組むなど国民健康保険特別会計の収支改善に努める一方、保険税の加入者負担軽減を図るため一般会計からの財源補てんを本年度も行います。

さらに本年は、開基120年記念事業の一環として健康週間の設定、長野県かまたの鎌田實諏訪中央病院名誉院長を迎えての健康講演会や運動指導など充実したプログラムを組んで町民の健康増進につながる健康まつりを開催いたします。

介護・高齢者福祉の推進について。

高齢者を支える地域づくりを目指し昨年度から実施の「ささえあいプロジェクト」は本年度で2年目となりますが、3年間で全町内会と実践会合わせて29地区で開催することとしております。

在宅の高齢者に対しましては、災害弱者緊急通報装置の設置、ショートステイサービス、ホームヘルプサービス、愛の声かけ訪問、移送サービス、除雪・排雪サービス、配食サービス、老人クラブ連合会による訪問サービスなどの高齢者在宅サービス事業の実施、また、訪問介護および居宅介護事業を行う社会福祉協議会に対しては事業の収支補てんを行い、在宅生活を支える多様なサービスが提供される体制など介護サービス提供基盤を確保し、

地域包括ケアシステムの構築に向けて推進してまいります。

お年寄りの生きがいと自立を促すため、高齢者勤労センターによる就労機会の提供、社会福祉協議会と連携したボランティア活動機会の提供、老人クラブ活動支援など、高齢者の積極的な社会参加促進に取り組むとともに、高齢者を敬愛し、長寿を祝う場として本年度も敬老祭を開催いたします。

また、昭和43年12月に開館した長寿会館につきましては、築後47年以上が経過し、老朽化が著しいことから、これまで町内会連絡協議会や中央長寿会などと協議を重ねてまいりましたが、これらの経過を踏まえ、財源確保と建て替えの環境が整いましたら、この開基120年の節目に建て替えできればと考えております。

各地域では、高齢者福祉対策や災害対策などに取り組んでおりますが、こうした自主的な取り組みを大切に、さまざまな面で支援・協力してまいります。

障がい者福祉の推進であります。

障がい者福祉に関しましては、地域社会における共生の実現に向けて障害福祉サービスの充実や障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援するため、障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスの提供や地域生活支援事業の実施に努めてまいります。

また、身体・知的障害者相談員の配置、町独自の除雪・排雪サービス、障害者外出支援サービス、配食サービス、重度身体障害者交通費助成などの事業を継続して実施してまいります。

昨年度、3年間を計画期間とする訓子府町障がい福祉計画を策定しましたが、本年度は計画の中間年にあたります。その計画を着実に推進するため、障害福祉サービス、相談支援などに関する適切な情報提供、障がい者団体、ボランティア団体、社会福祉協議会などの各種団体や関係機関などが実態把握や支援内容の協議を行うなど地域福祉推進体制の確立に努めてまいります。さらに、保健福祉部門だけでなく、教育・労働・生活環境等に関する関係部局が協力体制を築き、障がいのある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるインフラや環境づくり、サービスの利用状況などの点検・評価やニーズの把握を行うなど、「みんなが笑顔で共に支え合うまちづくり」に努めてまいります。

また、今期の政策に掲げております多機能型障がい者支援施設につきましては、民間事業者による事業化を後押ししてまいります。

福祉のまちづくりであります。

町の中核を担う福祉団体である社会福祉協議会の運営に対する支援、民生委員児童委員協議会や保護司会の活動支援、このほか遺族会、身体障害者分会、くすみ里親会などの福祉団体の活動や運営に対する支援の継続、赤十字奉仕団やNPO法人きらきら本舗、町内ボランティア組織などとの連携も強め、地域全体で福祉活動が展開され、共に支え合う町づくりに努めてまいります。

また、低所得者の貧困の連鎖が社会問題となっておりますが、就学援助や奨学資金貸付、教育教材費の保護者負担の軽減、さらに社会福祉協議会が行う医療費支援も対象とする福祉資金貸付事業なども講じてまいります。

3点目は、「農業生産額の向上と商工業の振興を通じて発展する町づくり」についてであります。

家計、福祉、教育、公共施設など町民生活を支え、町の存続発展に不可欠な経済活動の

基盤となる産業の振興は、重要な政策の柱であり、今あるものを伸ばす一方、新たなものに挑戦する意欲をもって豊かさが実感できるまちづくりを進めてまいります。

力強い農業づくり。

本町の農業は、農家戸数300戸、作付面積6,000ha、1戸当たりの平均経営面積は20haと十勝などと比べると大きいとは言えませんが、10分類にも分かれた多様な経営が展開され、平成26年度の生産額は120億円を超え、町の経済を支える基幹産業として今後ともたくましく大事に育てていかなければなりません。

農業の生産力を高めるため、平成24年度から平成38年度までの15年間でおよそ150億円に及ぶ第4次道営農業基盤整備事業を進めております。本年度は、北西地区で面工事と用水路整備、高園地区で面工事、川南地区で面工事および排水路の測量、中央地区で面工事および用水路整備の調査設計業務、北東地区で平成30年の事業採択に向けた調査計画を進めてまいります。また、山林川の改修についても道営事業で実施いたします。

畜産では、乳牛の飼育戸数50戸で飼育頭数約5,500頭、肉用牛9戸で約530頭、馬5戸で18頭、鶏1戸で約1,200羽が飼養されております。家畜は大事な財産であり、伝染病その他の疾病の発生を未然に防止するためのワクチン接種を行うほか、消石灰と消毒用足マット購入助成による伝染病侵入防止や組織的かつ計画的に防疫を推進する家畜自衛防疫事業を継続して実施、また、畜産担い手育成総合整備事業、畜産競争力強化対策整備事業、草地植生改善推進事業の3本の新規補助事業により草地整備改良、施設整備、付帯機械導入など、生産力向上と生産コスト低減対策に取り組んでまいります。

町営牧場については、預託された牛、馬の安全管理や施設管理に努め、本年度は、肥料運搬や牧道の修繕などに使用するショベルローダーと牛追業務などに使用するオートバイの購入、また経年劣化が著しい旧住宅5棟9戸と物置1棟の取り壊し撤去を行います。

昨年からは北海道立総合研究機構北見農業試験場と連携して本町農業の課題解決のため、くんねっぶ農業未来づくり試験委託事業を実施しておりますが、本年度も引き続き実施してまいります。さらに本年度は、同試験場の協力を得て担い手研修懇話会・チャレンジアッププロジェクトを実施いたします。

農業従事者減少の抑止策として、農業後継者、新規就農者、第三者経営継承者を町独自で支援する新規就農者支援事業、独立・自営就農を行う経営者に対し経営不安定な就農初期段階を支援する国の青年就農給付金事業にも取り組みます。

食害や踏害など農作物に深刻な被害を与えるエゾシカ対策として、猟友会の協力を得て猟銃による駆除のほか、わな猟の狩猟免許取得者への講習、くくりわなの貸し出しによる駆除の実施、狩猟免許取得者への助成による新規担い手の確保、適正な<sup>ざんし</sup>残滓処理のための処分に要する予算確保など、有害鳥獣駆除事業に取り組みます。

馬鈴薯耕作組合は、設立50周年を迎えます。記念式典や記念誌発行などの記念事業に対し助成支援してまいります。

農業交流センターにおける加工指導に携わる職員の指導能力維持と新規利用客のニーズ開拓としての機能を併せ持つ講習会も企画してまいります。

森を守り育てる。

オホーツク管内は、全国的にも認証林の面積が多く、オホーツクブランドの確立のため本町もその一翼を担っております。森林環境に配慮した植樹の検討、生物多様性や水資源

の確保、集中豪雨による土砂災害の予防など、森林の持つ多面的機能の発揮のため将来にわたり森林の適正な管理に努め、また、皆伐等により人工林の更新を図り持続可能で安定的な森林資源の供給に努めてまいります。さらに、木材産業に携わる方の雇用維持、就労に貢献し、町有林や地域材を使用した児童センターや認定こども園の利用を通して子どもたちへ木のぬくもりや素晴らしさを伝え、木育の推進を図ることなどを目的に公有林森林認証取得事業に取り組んでまいります。

林道網整備のうち、町が管理する二つの林道橋につきましては、委託方式により長寿命化のための点検業務を実施し、今後の修繕計画を策定いたします。

町の貴重な財産であります町有林につきましては、適正な管理および処分、保安林についても適正管理に努めるほか、一般民有林の造林、除間伐事業に対し町が単独補助を行う民有林振興事業や一般民有林の育成指導活動を行う森林組合への助成支援を継続して実施してまいります。

商工観光の活性化であります。

商工業に関しましては、商店街における空き店舗の発生など厳しい情勢が続いておりますが、これまで同様、商工会を通じて商工業振興策に取り組むことを基本に進めてまいります。

町内における住宅の改修工事や建築設備の整備など住宅のリフォームを促す住環境リフォーム促進事業を継続してまいります。

商店街の元気づくりのため、既存店舗の改修に要する経費の一部を補助する店舗改修事業、新たに営業を行う事業者の店舗購入又は新築、空店舗の再活用に係る改装などに要する経費を補助する店舗出店等支援事業、商店街の賑わい創出と農商工連携による地場特産品の地産地消を促進するとともに、地元消費者の町外流出を防止するための商店街等活性化推進対策費支援事業にも取り組みます。

本年度予算計上は伴いませんが、地元出身者の雇用促進を目的に、新たに従業員を雇い入れた事業所に対し助成金を交付するとともに、商工業後継者の育成を目指し、後継者本人に対し助成金を交付する制度を新たに設けます。

このほか、ふるさとまつり、さむさむまつりなどの観光イベントをはじめ町の広報宣伝活動を行う産業観光振興協議会の活動推進にも取り組んでまいります。また、昨年まで実施しました「訓子府町四季観光フォトコンテスト」の入賞作品を活用し、町のPRを推進してまいります。

建設業に関しましては、有利な財源確保にも配慮したなかで、新たな公共事業の選択と実施に向けて、地元建設事業者への事業参加と育成を図ってまいります。

産業後継者担い手育成にあたりましては、町の基金を活用して産業後継者教育推進協議会交付金事業を継続して実施してまいります。

4点目は、「教育の町・訓子府にふさわしい町づくり」についてであります。

改革後の教育委員会制度が、昨年4月からスタートしたことに伴い、新たに総合教育会議を設け、昨年12月には町の教育、芸術・文化およびスポーツに関する総合的な施策を定めた教育大綱を策定いたしました。この大綱の期間は、平成30年度までの4年間で、学校教育、社会教育、子育て支援・幼児教育それぞれにおいて基本目標と基本方針を設けており、それらの具現化に向けて取り組んでまいります。

社会教育の推進。

青少年教育では、地域住民の協力による学校教育活動の支援や新たに配置される教育専門員によるスクールサポートなどを行う「学校支援地域本部事業」、小学生を対象とした「通学合宿」や「竹の子クラブ」を継続実施、また、子ども会育成連絡協議会、青年団体連絡協議会、4Hクラブに対する活動支援、文化・スポーツにおける大会派遣費助成、青少年の各種会議や研修参加に対する助成を行うなど「人づくり」を積極的に進めてまいります。

成人教育では、地域課題や生活課題の解決に向けた学習機会の充実や豊かな人生づくりを支援するため、はぐくみ講座、新・農力発見セミナーなどの公民館講座、くんねっふの未来づくり大会などを開催してまいります。

次に高齢者の学習支援であります。現在、130人を超えるお年寄りの方たちが学ぶ若がえり学級につきましては、各クラブ活動の支援および講座内容の充実に努めるとともに、健康や体力に関する不安軽減と問題解決のためのシニア健康教室「しゃきっと倶楽部」を保健部門と連携して取り組むなど、健康で生きがいをもって老後を送ることができるようサポートしてまいります。

本年、訓子府町文化連盟が改組して10年を迎えることから記念誌作成などの記念事業実施に対し助成を行うとともに、本年度、本町が開催地となって、オホーツク管内社会教育振興セミナーを開催いたします。

社会体育の推進であります。

スポーツ活動の普及および推進、健康の維持や体力づくりに向けて、年齢・体力に応じた各種スポーツ教室や大会の開催、よくばり健康プログラムの実施、スポーツ少年団やサークルの育成および支援、さらに指導者の養成を行っていくとともに、開基120年記念事業として道東地区や管内レベルの大会招致と助成を行ってまいります。

各種施設の利用促進。

公民館は、生涯学習や集会機能を有する町の拠点施設であり、誰もが利用できる親しみもてる施設運営に努めてまいります。老朽化した暖房用ボイラーの修繕、講堂用椅子の更新など施設の機能維持にも努めてまいります。

町の本棚として親しまれている図書館については、より来館しやすい環境づくりと図書の内容充実を図るなど、利用促進に努めてまいります。また、絵本作家による絵本ライブの継続、認定こども園オープンを機に幼児とその保護者を主な対象として、子どもの読書セミナーの開催や小学生を対象に読書ノートを配布するなど読書活動を推進してまいります。さらに、蔵書データの整備や容易な検索サービスの提供など図書館機能の充実を図ってまいります。

昭和53年建設のスポーツセンターは、耐震強度不足と診断され、それに加え、暖房設備など施設設備の老朽化が進んでおります。スポーツセンターは、中学校の部活動や少年団活動、各種スポーツ団体の活動、健康維持や体力づくり、各種競技大会の開催、スポーツを通じたコミュニケーションを図る場として、また放課後児童・生徒の居場所として利用されるなど、子どもからお年寄りまで幅広く利用されております。このようなことから、本年度、スポーツセンターの建て替えに向けた基本設計を実施することとし、その成果品を町民の皆さまにもお示しし、ご意見等も伺いながら、建て替え事業を具現化していくとともに、事業に要する財源確保のため、資金の造成にも取り組んでまいります。

温水プールについては、ろ過機5方弁の更新、給湯配管更新、幼児・流水プールの塗装を行い、屋外運動施設についても、野球場グラウンドの整地、パークゴルフ場の芝の目土など、利用者の立場に立った管理に努めてまいります。

前段でも述べました教育大綱につきましては、自治体の首長が策定するものでありますが、策定に当たっては教育委員会の意見を尊重したなかで十分協議を行い定めたものであります。また、昨年改められた教育委員会制度では、首長の権限、関与が強化されましたが、私は、政治的中立性の確保を図り、憲法が定める基本的人権の尊重をはじめ、教育基本法や児童憲章、わが国が1994年に批准した子どもの権利条約を遵守することを基本とし、教育行政はあくまでも教育委員会に担っていただきたいと考えております。今後とも、教育委員会を中心に、「教育の町・訓子府」にふさわしいまちづくりを進めてまいります。

5点目は、「町民と共に開基120年の成功と未来からの呼びかけに応える町づくり」についてであります。

町づくり計画。

平成19年度に策定の第5次訓子府町総合計画は、本年度が計画年度の最終年度となります。昨年度町民アンケート調査を実施し、現在、各地域で車座トークを開催し、町民の皆さまのご意見をお聴きしているところでありますが、今後、より多くの団体・組織等から積極的な提案もいただきながら、本年度中には、第6次の訓子府町総合計画を策定いたします。

一昨年11月に国会で可決・成立しました「まち・ひと・しごと創生法」では、地方公共団体が地方版総合戦略を策定することの努力義務が規定され、本町においては、昨年10月に「訓子府町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」を策定いたしました。第6次訓子府町総合計画の策定を控えている中で、同計画の前期5年間の重点プロジェクトの一部と位置づけ、「力強い産業と雇用を創る」「安心して子どもを産み、育てることができる環境を創る」「安心して住み続けることができる環境を創る」を基本目標に設定し、「将来にわたり魅力的で持続可能なまち」の実現を目指し、戦略的に取り組んでまいります。

開基120年、総合計画の策定など、本年度はいろいろな面で節目の年であり、町の将来を皆さまと共に考え、未来からの呼びかけに応える町づくりを進めてまいります。

開基120年記念事業です。

平成28年は、本町に開拓の鍬がおろされてから120年目の節目の年であり、町民の皆さまと共に開拓の先人たちを敬い、これまで訓子府が歩んできた歴史を改めて振り返りながら、記念事業の実施などにより、この記念すべき年を祝ってまいります。

記念事業につきましては、昨年4月に町民の皆さまからの応募のあった事業を中心に実施することを計画しております。

特に、町民の皆さまから応募のあった「町民運動会」「北海道日本ハムファイターズ関連イベント」、廃校となった学校の懐かしい校歌も収録した「ふるさとの歌CD事業」を実施いたします。北海道179市町村応援大使として、北海道日本ハムファイターズの矢野謙次選手と谷口雄也選手の2名が、この1年間本町の応援大使に決定しておりますが、各種プロモーション活動などを通じ、町のPRやイメージアップにつながることを期待してお

ります。このほか、姉妹町津野町へ50人ほどの町民訪問団を派遣し、ふるさとまつりでは津野町伝統の津野山古式神楽を披露するなど両町の町民交流を深める事業を実施するほか、多彩な事業を展開いたします。

また、記念式典につきましては、11月1日の挙行を予定し、訓子府の歴史と共に歩んでこられた永年在住者等に感謝の意を表すなど、120年の節目の年を盛り上げてまいります。

住民の安全を守る。

昨年、訓子府消防100年を記念して式典と祝賀会が盛大に挙行されました。郷土愛と奉仕の精神にあふれる消防団の活躍に今後も期待するとともに、団員の確保や活動を支援してまいります。

また、消防団による地域防災力の充実・強化のため、団員の処遇改善として年報酬や出勤手当の支給額を見直すこととします。

このほか、消防ホースを購入するなど消防資機材の整備を計画的に進め、また、北見市にある北見地区消防組合本部庁舎等建て替えに伴い、その建設費の一部を負担するなど消防力強化につながる取り組みを進めてまいります。

町内では年間200件を超える救急出動がありますが、救急資機材の整備のほか、実習などを通じ救急救命士の質の向上を図ってまいります。

交通安全対策につきましては、交通安全指導員による街頭指導、自治会や事業所、学校などとの協力による街頭パレードなどを通じた啓発活動の推進、スクールゾーンの整備や視界の悪い交差点へのカーブミラー設置、巡視活動などで使用する交通安全指導車の更新など、交通事故防止に取り組んでまいります。

昨年、総合防災訓練として、全町を範囲に一斉に避難行動をとるシェイクアウト訓練を実施、またその際、東町、元町、旭町の住民の皆さまや自衛隊美幌駐屯地などの協力をいただき避難訓練と炊き出し訓練を行いました。本年度も防災意識の向上のため、住民参加型の訓練などを企画してまいります。

緊急物資等の備蓄品や防災資機材を集中的に格納するため、元町の消防庁舎の隣に防災倉庫を建設いたします。

道路橋梁<sup>きょうりょう</sup>の整備であります。

町道に関しましては、郊外路線である南7線の道路改良と舗装、西31号線の法面補修と道路側溝補修について道営農地整備事業を活用して実施するとともに、北栄南11線、福野西23号、桜ヶ丘線などの町道側溝整備も進めてまいります。

市街地内の町道についても南12線舗装修繕、末広団地東1丁目南線道路整備、また末広線など4路線の点検を行う町道道路ストック総点検事業を実施いたします。また、冬季における除雪を円滑に進めるため除雪用グレーダーの更新を行います。

昨年11月8日、北海道横断自動車道訓子府インターチェンジと北見西インターチェンジ間が供用開始となり、町民にとっても利便性が高まりました。小利別までの区間について本年度中の開通を目指して工事が進められ、小利別と陸別間についても本年度着工の見通しとなっております。しかしながら、足寄までは事業凍結区間となっており、また、北見市端野町川向と美幌町高野間も未だ事業化に向けて調査中であり、十勝とオホーツクを結ぶ高速ネットワーク整備に向け、国などへ強力に要請してまいります。

橋梁に関しては、橋梁長寿命化計画に基づき、福野橋の修繕工事と穂波橋など3橋の詳細設計を実施するとともに、伏見川の積ブロック布設替えなど河川整備も行ってまいります。

快適な住宅および生活環境。

公営住宅につきましては、穂波団地の長寿命化を図るため屋根と外壁を改修、幸栄団地物置修繕を実施するほか、平成29年度着工に向けて幸栄団地整備基本・実施設計を行います。また、現在空き家となっている訓子府高等学校教職員住宅2棟5戸を北海道から取得し、町内事業所への転勤者などの住宅を確保するとともに、昨年度から、定住や移住を希望される方に空き家情報を提供する空き家バンク制度と空き家購入やリフォーム費用に対し助成支援をする空き家活用定住対策補助を実施しておりますが、制度普及と利用推進に努め、定住促進につなげてまいります。

憩いと遊びの空間である公園については、各遊園地の遊具点検、緑地の維持管理などを行い、レクリエーション公園については、バッテリーカーの更新などを実施いたします。

葬斎場については、平成26年度から計画的に改修事業に取り組んでおりますが、本年度は、2号炉再燃焼室耐火物全面積み替え、火葬炉動力盤・制御盤電気部品交換、火葬炉コントロールモーター・点火トランス交換、自動扉開閉装置部品の取り替えを実施いたします。

資源エネルギー対策については、再生可能な太陽光エネルギー施設設置者に対する補助や住宅用太陽光発電システム導入費補助を継続、また町内の街路灯や交通安全灯7百数十基のLED化を実施し、二酸化炭素抑制と経費の節減に努めてまいります。

上水道については、開盛浄水場ろ材交換、水道施設監視システム改造、若富水源ポンプ取り替え、道路整備に伴う水道管耐震整備、老朽管更新事業を実施、また下水道については、個別排水処理浄化槽の設置、道路改良工事に伴う污水管移設、第2期農業集落排水事業に向けた施設機能診断を実施するなど快適な生活環境整備に努めてまいります。

住民参画の推進等。

ふるさとおもいやり寄付金制度については、昨年11月にリニューアルし、寄付者に地元特産品や姉妹町津野町の特産品を謝礼として提供しており、寄付金を集めるだけでなく、町のPRや特産品等の消費拡大にもつながっており、さらなる事業の推進に努めてまいります。また、寄付金につきましては、福祉、教育、産業、防災などの分野で活用してまいります。

町民憲章につきましては、行事や会議開催の折に印刷物などを通じその推進を図っておりますが、本年度、中央公園、レクリエーション公園などに憲章文を掲示した標示板を設置し、町民憲章の推進を図ってまいります。

本年度も町民税1%を活用したまちづくりパワーアップ特別対策事業を実施し、まちづくりや地域づくり、まちおこしの推進に寄与する事業の掘り起こしや6次産業化のきっかけづくりにつなげるとともに、コミュニティ施設整備や活動を支援してまいります。

まちづくりに対する住民参画を推進するため、引き続きまちづくり推進会議を開催、また夜間町長室の開設、車座トークの開催、ホームページ「町長室」を開設するなど広報広聴活動にも取り組んでまいります。

行財政運営であります。

行政の電子化が進んでおりますが、個人情報流出防止やサイバー攻撃による不正侵入を防ぐため、情報セキュリティの強化対策に取り組みます。

行政を担う職員の資質や能力向上を図り、その成果を町政運営に反映させ、町民の皆さまの福祉の増進につなげることも大切な政策の一つと考えます。

本年度も職員1名を自治大学校へ派遣するほか、市町村中央研修所への派遣、全国小さくても輝く自治体フォーラムへの参加、職員の自主的なグループ研修、姉妹町津野町との職員相互人事交流を実施、また日常における庁内研修の推進などに取り組んでまいります。さらに、本年度から人事評価制度を導入し、目標管理型の業務推進や能力向上に取り組んでまいります。

地域担当職員制度も定着化しつつありますが、高齢者宅の訪問、地域行事への参加などを通じ、町民目線の町づくり実現に向けて、地域に学び、地域に根差した職員を育ててまいります。

財政運営にあたっては、国や北海道などの補助事業の有効な活用、大型投資を伴う事業に向けた基金の造成、ふるさとおもしろい寄付の獲得など財源確保に努めるとともに、財政健全化を念頭に置いた一般行政経費の縮減、財源確保見通しに基づく予算規模の設定、特別会計においては独立採算を基本とした収支均衡に配慮する一方で、町民生活の実態等を正しく捉え、まちづくりの視点に立ち、将来につながる財政運営に努めてまいります。

以上、平成28年度の町政執行に向けて、私の所信と主な施策について述べさせていただきます。

町議会議員の皆さまの一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、平成28年度の町政執行方針とさせていただきます。

○議長（上原豊茂君） ここで午前10時30分まで休憩といたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時30分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

教育長。

○教育長（林 秀貴君） 平成28年第1回定例町議会の開会にあたり、訓子府町教育行政の執行に関わる主要な施策について申し上げ、町民の皆さまならびに町議会議員の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

人口減少・少子高齢化時代の到来というかつてない状況を迎え、さらには情報通信技術の発達、地方分権社会への進展など社会が急激に変化する中、教育の果たす役割がこれまで以上に重要となってきております。

平成28年は、訓子府町に開拓の鍬が打ちおろされてから120年の記念の年を迎えますが、社会情勢が急激に変化する中で、私たちは恵まれた自然、先人達の精神、他人への思いやりの心など本町の教育資源を生かしながら、誰もが生涯にわたり生きがいを持ち、訓子府町の未来を担う人材を育成するために、学校・家庭・地域はもとより関係団体などとの連携を図りながら、より良い教育環境づくりに努めてまいります。

教育行政執行方針の基本的な考えについて申し上げます。

少子高齢化や核家族化などの教育を取り巻く社会情勢が大きく変化している中、新たな教育委員会制度の趣旨を踏まえた「訓子府町教育大綱」に基づき「学校教育」「社会教育」「子育て支援・幼児教育」との連携を図りながら、安心して子どもを産み育て、共に支え合い、生きがいをもって暮らし、未来を担う子どもたちが夢と希望を持てるような「子どもたちの笑顔が輝く教育のまちづくり」を目指し、教育行政の推進に努めてまいります。

主要施策の推進について申し上げます。

はじめに、学校教育における取り組みについて申し上げます。

学校教育においては、次代を担う子どもたちが、自ら学び、考え、行動する力を育て、これからの社会を生き抜いていく力を育てていくことが重要です。

学校・家庭・地域が連携し、それぞれの役割を発揮しながら教育力の向上を図ることにより、子どもたちが確かな学力を身に付け、心豊かに共に支え合い、ふるさとに誇りがもてる教育を推進してまいります。

まず、「学びの連続、支援の継続を図る教育の推進」についてであります。

本町は、乳幼児期から義務教育まで、一貫した子育て支援や教育のできる環境にあることから、子どもたち一人一人への切れ目のない「学びの連続性」や「支援の継続」を推進してまいります。

多様化・専門化する教育ニーズに対応するために、本年度より生涯学習アドバイザーを拡充した教育専門員を配置し、学校教育・社会教育を含めた専門的な教育活動の相談・助言・指導を行うとともに、学校教育と社会教育の連携を図りながら積極的な教育支援に取り組んでまいります。

子どもたちが生きる力を身に付けるためには、主体的に学習に取り組む姿勢を養うとともに、基本的・基礎的な知識・技能やそれらを活用できる確かな学力を育むことが重要であります。

全国学力・学習状況調査などで明らかになった教育課題を踏まえ、子ども一人一人の学習状況に応じた学びの定着を図るとともに、道教委による教員加配措置と町単独の臨時講師を活用した「チームティーチング」によるきめ細かな学習指導の充実にも努めてまいります。

また、放課後や長期休業中の学習サポートを継続実施するとともに「家庭学習の手引き」の活用を図るなど、家庭学習の習慣化を推進し、基礎的・基本的な学力の定着に努め、あわせて学校・家庭・地域と連携し、子どもたちの学習習慣と望ましい生活習慣の確立に努めてまいります。

特別支援教育の推進については、一人一人の発達に応じた支援を行うため、専門的な知識を有する教職員の配置に加え、こども園・各小・中学校に特別支援教育支援員を継続して配置するとともに、就学後における専門的指導を受けるために発達支援指導事業を実施し、学校生活や学習サポートを行ってまいります。

不登校やいじめ問題に対しては、いじめは「どこの学校でも起こり得るもの」との共通認識に立ち、各学校との連携を強化し早期発見・早期対応に努めるとともに、不登校問題も含め、教育専門員を定期的に学校に派遣し、子どもたちの教育相談の充実を図り、関係機関との連携のもと研修・相談・指導などの充実にも努めてまいります。

さらに、近年急速に進化を遂げているスマートフォンなど情報通信機器の不適切な使用

やトラブルが問題となっていることから、研修会やパンフレットを活用した指導などの取り組みを行ってまいります。

次に、「豊かな心と健やかな体を育成する教育の推進」についてであります。

子どもたちの社会性や豊かな人間性を育み、社会の一員としての責任感や道徳心を育むため、道徳用教材の活用など発達段階に応じた道徳教育の充実を図ってまいります。あわせて、地域の教育資源を生かした多様な体験活動を通じ、ふるさと教育を推進してまいります。

体力の向上については、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果に基づき、各学校においてそれぞれの課題を把握し、子どもたちに運動習慣や望ましい生活習慣の定着のため、家庭や地域との連携を一層深めるとともに、小・中学校においては全学年での体力テストを継続し、体力・運動能力についての課題克服に努めてまいります。

子どもたちの健康の保持増進を図るため、各種健康診断、健康教育の充実を図るとともに、こども園・小学校での虫歯予防のフッ化物洗口を引き続き実施してまいります。

学校給食においては、地元食材の活用を図り、衛生管理や指導を徹底するとともに、アレルギーへの対応と栄養バランスのとれた安全で安心な給食を提供してまいります。

次に、「地域との連携と教育環境の充実」についてであります。

地域の多様な人材や施設などの地域資源を生かした教育を進め、学校評議員会制度の活用やスクールサポーター事業など学校・家庭・地域がそれぞれの役割を発揮し、地域とともに歩む学校づくりを進めます。

教職員の指導力や資質向上を図るため、学校全体で連携しながら研修会・講座などへの参加促進を図り、自らの専門性を高め授業改善に取り組み、信頼される学校づくりに努めます。

さらに、本年度は居武士小学校が開校100年を迎えることから、地域と学校が一体となった記念行事に対し支援を行ってまいります。

近年は、子どもたちが事件、事故に巻き込まれる事案が多発しており、児童・生徒の安全確保や危機管理教育を進めるにあたり、地域の関係機関などと力を合わせた防犯、防災教育を推進し、地域ぐるみで子どもの安全を守る取り組みを進めてまいります。

子どもの将来が、家庭事情により影響されることなく、就学機会の確保が図られるよう、就学援助事業を継続していくとともに、本年度は奨学資金貸付金の基金への増資を行い、制度の充実を図ってまいります。

学校施設などの整備に関しては、子どもたちが安心して学べる良好な環境づくりのために、学校施設の点検や保守管理・整備など適正な修繕や維持管理に努めてまいります。

訓子府高等学校に対する支援につきましては、訓子府高校では生徒の早期進路決定や特色ある学校づくりに取り組んでおりますが、少子化に伴い道内各地において定数の削減や廃校など高校配置計画による学校再編が進んでいる状況にあります。

教育委員会としては、地元を支える人材の育成や北見地域における訓子府高校の役割の重要性から、町と連携し「給食の提供」「入学準備支援」「資格取得補助」などの支援策を講じるとともに、本年度から北見市内から通学している生徒については、北見市の通学助成制度の終了に伴い、その相当額を訓子府町が負担し、さらに支援策の拡充を図ってまいります。

今後も魅力ある高校づくりのための支援を継続し、引き続きPTAや関係機関と連携を図り、町を挙げて高校存続に向けた取り組みを進めてまいります。

2点目に、「子育て支援・幼児教育」における取り組みについて申し上げます。

少子高齢化社会が急速に進展していく中、これからの未来を担う子どもたちの健やかな成長と良質な子育て環境を実現するには、仕事と家庭を両立させることができる条件整備が大切であり、地域の子育て支援やこども園での質の高い幼児教育・保育を提供していくことにより「安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり」を進めてまいります。

まず「身近で安心して子育てできる環境づくり」についてであります。

子育てに関する切れ目のない支援体制や多様化する子育てニーズに対する相談体制を構築し、全ての子育て家庭が不安や負担を抱え込むことなく、身近で安心して子育てできる環境づくりに努めてまいります。

このため、教育委員会に子ども未来課を設置し、こども園・子育て支援センター・児童センターといった子育て施設の運営を一元管理し、子どもの発達や健康・子育て相談など、地域の特性に応じたきめ細やかな子育て支援を進めてまいります。

未就園の子どもたちの交流の場である子育て支援センター「ひだまり」は、たくさんの親子に利用されております。

今後も「ひだまり広場」や「ミニ講座」の開催、子育て講演会などを通じ、子どもたちが伸び伸びと遊ぶことのできる「子育て支援の拠点」としての役割を果たしてまいります。

また、多様化する保育ニーズに対応するために、子育てボランティアの「メロンキッズ」と連携しながら、一時預かり事業の内容充実や体制整備を図ってまいります。

さらに、身近な地域で安心して子育てできるよう、保健・医療・福祉・教育が連携し、学習機会の提供や教育相談に取り組んでまいります。

次に、「子どもたちの健やかな成長のための質の高い幼児教育・保育の提供」についてであります。

幼児期は、義務教育およびその後の教育の基礎を培うものとして、その重要性が改めて問われています。

4月に開園する幼保連携型認定こども園「わくわく園」では、幼稚園・保育園の両機能を生かした特性を発揮しながら、遊びを中心とした生活を通して、0歳児から就学前までの一貫した幼児教育・保育を進めます。

また、保護者の就労形態などに配慮した保育時間を設定し、町独自の「子育て応援保育」や「一時預かり保育」の充実などにより、多様化する保育ニーズに対応した幼児教育・保育体制づくりに努めるとともに、保育教諭などの資質向上のための研修機会を確保し、保護者にも信頼される質の高い幼児教育・保育の実践に努めてまいります。

さらに、多子世帯などへの保育料の助成を行い、保護者の経済的な負担軽減を図るとともに、小・中学校との一層の連携、高齢者などとの世代間交流などを進め、子育て支援センターと連携した地域の子育て支援の充実を図ってまいります。

次に、「すべての子どもの育ちを支える環境整備」についてであります。

発達に関しての配慮や支援が必要な子どもたちへのきめ細かな支援体制の確立のため、福祉保健課・子育て支援センター・こども園などと専門機関が連携し、早期発見・早期療

育に努めてまいります。

また、こども園においては特別な支援を必要とする園児に対し、これまでと同様に、子ども一人一人に応じた支援を行うために、保育補助員や支援員を配置し、豊かなこども園生活をサポートしてまいります。さらに、医療機関や支援学校、北見市の発達支援センター「きらり」などとも連携して、質の高い特別支援教育・保育活動を進めます。

子どもの健やかな心と身体の発達のため、食に対する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けさせ、保護者や地域、関係機関と連携した食育事業の取り組みを推進するとともに、こども園においては、地元食材を活用した安全・安心な給食を提供し、食べることを通した健康づくりを進めます。

児童センター「ゆめゆめ館」は、放課後や週末・学校休業日に児童が安心して過ごせる生活の場として、現在、多くの子どもたちに利用されております。これからも、子ども同士が安心して自由に活動や学習、遊びができる居場所として、安全面に配慮しながら子どもの健全な育成に努めてまいります。

3点目に、「社会教育」における取り組みについて申し上げます。

急激な社会環境の変化の中で、心の豊かさや生きがいを求めて、自らのライフスタイルにあったさまざまな学習機会が求められています。

このため、生涯学習機会の充実のため「訓子府町社会教育中期計画」に基づき、町民一人一人が自主的に行うあらゆる学習・文化・スポーツ活動を支援し、心豊かな教育環境づくりに努めてまいります。

さらに、平成28年は開基120年を迎えることから、社会教育の事業におきましても、町民の皆さまの記憶に残るようなものにしてまいりたいと考えております。

まず、「一生社会参加型人生を支援する社会教育」についてであります。

生涯学習の理念に基づき、あらゆる機会での学習を支援し、仲間づくりや社会参加から、一人一人が充実した生活をおくることで地域がより豊かになることを目指していきます。

青少年教育については、子どもたちの体験活動の場や子ども会活動の充実を図るなど、社会性や自主性を養うための「竹の子クラブ」「通学合宿」を実施するとともに、居武士小学校区の子どものための安全・安心な放課後の居場所としての「みつばちクラブ」に対する支援を拡充するなど、内容を充実してまいります。

成人教育については、多様化するニーズや現代的課題に対応するための「公民館講座」や女性の交流学習の場としての「女性交流会」、子育て世代を支援するための「はぐくみ講座」などを開催し、多くの皆さまが参加できるように努めます。

高齢者の学習支援については、学級生が自主的に運営する「若がえり学級」の活動を通じて、多様化する社会に対応する力や健康で生きがいを持つような学習活動を支援してまいります。

また、高齢者の体力維持、仲間づくりを目的とした「シニア健康教室」の継続開催や高齢者のもつ知恵と経験を学習・文化活動、異世代交流などで生かせるような機会を設けながら、高齢者の生きがいづくりと健康で豊かな生活のための環境づくりに努めてまいります。

次に、「学び・つどい・つながり・絆を深めるための社会教育施設の充実」についてであります。

社会教育施設を中核に、人や団体が学習、スポーツ、文化活動による出会いや交流を図り、地域の絆を深めていくことを目指してまいります。

公民館では、個人や団体が自由に各種の活動を発表できる場としてロビー開放の実施や利用者懇談会を開催するなど、より親しまれるような公民館の運営に努めてまいります。施設整備の面では老朽化した暖房用ボイラーの修繕や講堂用いすの更新を実施してまいります。

芸術・文化の振興については、町民が心豊かに人生を有意義に過ごしていくため、文化団体や教育機関と連携を図り「音楽の広場」や「秋の文化祭」「ジュニア・アート・フェスティバル」などを継続開催していくほか、設立10年を迎える訓子府町文化連盟への助成を行ってまいります。

文化財の保護については、歴史館に所蔵している町民共有の貴重な財産である郷土資料の保存と活用を図ってまいります。

開基120年記念事業として、保存樹木と史跡標示板の更新を行うなど、地域の歴史や文化に触れる機会の提供、さらに、町民に優れた芸術文化の鑑賞機会の提供として「町民芸術劇場」の開催と姉妹町の津野町に伝わる「津野山古式神楽招<sup>しょうへい</sup>聘事業」、小学校・中学校・高校の校歌など、ふるさとの歌を後世に残すための「ふるさとの歌CD事業」を実施いたします。

図書館については、新しい図書館の整備に向けた準備を進めていくとともに、運営にあたっては来館しやすい環境に配慮し、図書資料の充実を図りながら、各種事業を通じて利用のPRに努めてまいります。

今年度は、子どもの読書活動推進の一環として小学生を対象に「読書ノート」の配布を行うとともに、こども園の開園に合わせ、園児と保護者などを対象とした絵本講演会を開催いたします。

さらに、蔵書データの充実を図るため、図書や雑誌などの詳細な情報が取り込めるシステムを導入し、利用者の利便性に配慮したサービスの提供を行いながら、今後も、図書館活動の充実を目指してまいります。

社会体育事業の推進については、誰もが、いつでも気軽にスポーツに親しむことができる生涯スポーツの推進のため、各種スポーツ教室の開催や気軽に運動を楽しむことのできる「よくばり健康プログラム」などを行い、ライフスタイルに応じた体力づくりや健康づくりの環境を整えてまいります。

また、各スポーツ団体の活動や大会運営に対する助成、指導者養成のための研修派遣などの支援を継続してまいります。

さらに、開基120年記念事業として本町で開催される道東地区や管内などのスポーツ大会へ助成するとともに、「北海道日本ハムファイターズ」関連イベントを開催いたします。

各種体育施設については、利用者が安心して利用でき、快適なスポーツ環境を提供するため計画的な維持管理に努めているところです。

昭和53年に建設し、スポーツや健康づくりの中核施設であるスポーツセンターについては、耐震強度不足と診断され、老朽化も進んでいることから、子どもから高齢者まで幅広く町民が安全・安心に利用できる施設への建て替えに向け、本年度は基本設計を実施いたします。

スポーツセンターの建て替えにあたりましては、利用者や関係団体はじめ、町民の皆さまのご意見を伺いながら、利用者の立場に立ったスポーツ活動や健康づくりの拠点として、検討してまいります。

温水プールについては、幼児・流水プールの塗装、給湯配管などの更新、屋外施設につきましては、野球場グラウンドの整地、パークゴルフ場と屋外ゲートボール場の芝の目土事業を実施するなど、安全で快適に利用できるような施設づくりに努めてまいります。

次に、「地域が人をはぐくみ、人が地域を創る、持続可能なまちづくり」についてであります。

さまざまな生活課題や地域課題、現代的課題を解決していくため、地域の実践活動を発表し、町民が交流し学び合う場としての「くんねっぷの未来づくり大会」を開催するなど、地域の力を高めていく取り組みを進めてまいります。

また、福祉部門と連携して行う「くんねっぷ巡回講座」などの実施により学習機会の充実を図り、地域課題や生活課題解決に努めてまいります。

地域で主体的に活動する青年活動を支援し、各種研修会や大会への派遣助成を行うほか、産業後継者研修事業などを通じて、産業の振興とまちづくりのリーダー養成に努めてまいります。

学校・家庭・地域が連携し地域の教育力を活用した「スクールサポーター事業」と「地域スポーツ指導者派遣事業」を展開しながら、学校教育への支援を継続してまいります。

さらに、町民による自主的で自由な学びを支援していく「わくわく地域づくり活動支援事業」を継続実施してまいります。

以上、平成28年度の教育行政に関わる主要施策について申し上げましたが、新たな教育委員会制度の趣旨を踏まえ、これまで以上に町部局と教育委員会が連携を図りながら、教育を取り巻く諸課題に取り組み、学校・家庭・地域と協働して未来を担う子どもたちを育み、豊かで誰もが自由に学ぶことができる生涯学習社会の構築に向けて、教育行政を積極的に推進してまいります。

町民の皆さまならびに町議会議員の皆さまのご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

○議長(上原豊茂君) 以上をもって町政執行方針、教育行政執行方針を終了いたします。

◎議案第30号、議案第31号、議案第25号、議案第24号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号

○議長(上原豊茂君) この際、日程第17、議案第30号、日程第18、議案第31号、日程第19、議案第25号、日程第20、議案第24号、日程第21、議案第12号、日程第22、議案第13号、日程第23、議案第14号、日程第24、議案第15号、日程第25、議案第16号、日程第26、議案第17号は、関連する議案なので、一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第30号 訓子府町保育所の廃止についての提案理由の説明を求めます。議案書155ページです。

幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長。

○幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長（中山信也君） 議案第30号 訓子府町保育所の廃止について。議案書155ページになります。

議案第30号 訓子府町保育所の廃止についての提案理由を説明いたします。

議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例（昭和39年条例第32号）第3条の規定により、次の施設を廃止することについて議会の同意を求める。

これにつきましては、説明にありますように、認定こども園の新設に伴い、訓子府町保育所を廃止することについて議会の同意を求めるものでございます。

記以下についてご説明いたします。

1 施設の名称 くねっぶ保育園、2 施設の場所 訓子府町旭町71番地、3 廃止の時期 平成28年4月1日、4 廃止の理由 訓子府町認定こども園を新設するためとなっております。

以上、議案第30号 訓子府町保育所の廃止について、提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議の上、ご同意いただきますようお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第31号 訓子府町立訓子府幼稚園の廃止についての提案理由の説明を求めます。

幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長。

○幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長（中山信也君） 次のページ、156ページとなります。

議案第31号 訓子府町立訓子府幼稚園の廃止について、提案理由の説明をいたします。

議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例（昭和39年条例第32号）第3条の規定により、次の施設を廃止することについて議会の同意を求めるものでございます。

これにつきましても議案第30号と同様に認定こども園の新設に伴い、訓子府町立訓子府幼稚園を廃止することについて、議会の同意を求めるものでございます。

記以下について説明いたします。

1 施設の名称 訓子府町立訓子府幼稚園、2 施設の場所 訓子府町旭町75番地、3 廃止の時期 平成28年4月1日、4 廃止の理由 訓子府町認定こども園を新設するためとなっております。

以上、議案第31号 訓子府町立訓子府幼稚園の廃止についての提案説明について申し上げます。ご審議の上、ご同意くださいますようお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第25号 訓子府町認定こども園条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書139ページです。

幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長。

○幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長（中山信也君） 議案書139ページをお開きください。議案第25号 訓子府町認定こども園条例の制定についての提案理由の説明をいたします。

訓子府町認定こども園条例を次のように制定しようとする。

この条例につきましては、説明にございますとおり本年4月に開園する訓子府町認定こども園に関する規定を条例で定めるものでございます。

記以下についてご説明いたします。議案書140ページになります。

訓子府町認定こども園条例。

第1条は設置についてでございます。

第2条は使用する用語について定義をしてございます。

第3条はこども園の名称、位置を定め、名称を訓子府町認定こども園と定めております。

第4条は事業についてでございます。1号は満3歳以上に対する教育とし、幼児教育とするもので、従来の幼稚園の午前中に行っているものでございます。2号は幼児教育の子どもの午後1時からの保育を預かり保育とするもので、従来の幼稚園の午後からの保育となります。3号は生後6か月から就学前までの子どもの保育を必要とする場合となります。4号は教育・保育時間外の一時預かりとし、保護者が事業所に就労のため、こども園の通常の開園時間に登降園ができない場合、前後30分を延長し、預かる事業となります。5号は子育て応援保育事業で、短期の就労や家族・本人の看護、介護、突発的な事故、災害など、あるいは里帰り出産などで子どもの保育ができない場合の保育を想定し行う事業でございます。6号はその他町長が特に必要と認める事業として、こども園で行う各種子育て支援などを想定しているものでございます。

第5条は定員について200人と定めております。

第6条は入園資格についてであり、満3歳以上の子ども、生後6か月以上満3歳未満の保育を必要とする子ども、町長が特に必要と認める子どもと定めております。

第7条は入園手続きについて。

第8条は保育料について。1号では幼児教育および預かり保育の保育料を別表1で、次、141ページになります。2号では満3歳以上および満3歳未満の保育を必要とする子どもの保育料を別表2で、3号は一時預かりの保育料を別表3で、4号では子育て応援保育の保育料を別表4とし、第2項では保育料算定の年齢について規定しております。別表については後ほど説明させていただきます。

第9条は保育料の減免についてで、その内容については、別表5で定めております。

第10条は保育料の還付について。

第11条は規則への委任について定めております。

次に、附則の第1条ではこの条例は平成28年4月1日から施行するとしております。

附則の2条では経過措置についてで、要約いたしますと平成27年度までに幼稚園・保育園に入園していた子どものこども園の保育料については旧制度と比較し、同じ所得階層であればこども園の保育料が上回ることはないようにするための経過措置としているものでございます。

附則の3条では、訓子府町立幼稚園保育料等徴収条例の廃止について。

第4条は訓子府町保育所条例の廃止について。

142ページとなります。附則の5条は特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、「保育園医師」を「こども園医師」に改め、「こども園歯科医師」「こども園薬剤師」を加え、「幼稚園長」および「子育て支援センター長」を削るものでございます。

附則の第6条は議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部改正で、第2条第6号ロ中、「保育所」を「認定こども園」に、第3条第7号を「認定こども園」に改めるものでございます。

附則の7条では訓子府町立学校設置条例の一部改正についてでありまして、第2条中、「及び別表第3」および別表第3 訓子府町立幼稚園を削るものでございます。

次に、143ページをお開きください。別表の内容について、ご説明いたします。

別表1は幼児教育と預かり保育の保育料となり、現在の幼稚園で行っている保育料となるものでございます。世帯の階層区分を11階層としてございます。

144ページにお移りください。

備考1および2は保育料算定基準が所得税から市町村民税へ移行したことに伴う税目等を示しているものでございます。備考3はひとり親、在宅障がい児（者）を有する、困窮世帯が第2階層に認定された世帯の保育料は無料、第3から第6階層に認定された世帯は保育料から1千円を控除するものです。備考4は備考3のうち、ひとり親世帯については、さらに1人目の保育料は2分の1、2人目以降を無料とするものでございます。備考5は同一世帯に就学前の子どもが複数人いる場合、最年長から2人目が2分の1、3人目以降は無料とするものでございます。

144ページ、下段の別表2は保育を必要とする子どもの満3歳以上、満3歳未満の保育料で、内容および備考の適用については、別表1と同様となります。

146ページの中段になります。別表3は一時預かりの保育料、別表4は子育て応援保育の保育料とし、備考は保育期間により月額保育料の適用および月額保育料を半額とする規定を定めてございます。

146ページの下段から147ページの別表5は保育料を減免する場合について規定してございます。

以上、訓子府町認定こども園条例の制定について、ご説明申し上げましたので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 議案第24号 奨学資金貸付基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書138ページです。

管理課長。

○管理課長（森谷 勇君） それでは、議案書の138ページをお開き願います。

議案第24号 奨学資金貸付基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

奨学資金貸付基金の設置及び管理に関する条例（昭和41年条例第8号）の一部を改正する条例を、次のように制定しようとするものであります。

記以下について、ご説明申し上げます。

奨学資金貸付基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定。

奨学資金貸付基金の設置及び管理に関する条例（昭和41年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条中「2,600万円」を「3,600万円」に改めるものでございます。

この規定につきましては、基金の上限を定めるものですが、平成23年度に貸付金額の増額と償還期間の延長を行ったことにより、平成25年には基金の上限額の改正を行ったところでございますが、その後、見込みを上回る申込者があったことにより、今回、基金に不足を生じることとなったことから、基金の額を今後の貸付金額、償還金額の試算を行

い、当面の運用可能な額の「3,600万円」に改めるものでございます。

合わせて平成28年度当初予算で、現在の基金総額と今回の基金の上限額3,600万円との差1,045万円を積み増しすることで、予算提案させていただいておりますので、ご理解願います。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第24号 奨学資金貸付基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げますので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第12号 平成28年度訓子府町一般会計予算についての提案理由の説明を求めます。別冊予算書2ページです。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） 議案第12号の説明をいたしますけれども、別冊の予算書、それと予算案の説明資料というのがあると思いますが、この二つで説明していきたいと思えますので準備のほどお願いしたいと思います。

まず、議案第12号に入る前にですけれども、今回のこれから説明する中で前年あるいは昨年というような表現をする部分があるかと思えますけれども、それについては、前年とか昨年というのは平成27年度ということでご理解いただくのと、本年度と言うものにつきましては平成28年度を指しているということを先に覚えておいていただきたいと思えます。

それでは、はじめに別に配布しております説明資料の方で、まず先にお話したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず1ページですけれども、これは予算案の概要を記載しておりますけれども、これは皆さんご存じのように、本町の歳入の多くを占める普通交付税では、昨年度創設されたまち・ひと・しごと創生事業に関係した増額はありますけれども、地域経済対策や国勢調査の人口減に伴う減少があり、好転は見込めないということが全体に出てこようかと思っております。

一方、歳出においては、開基120年記念事業、個人番号制導入に伴うセキュリティー関連対策、あと本格的に動き出した農業基盤整備事業負担金関係、こども園の外構工事、スポーツセンター建設に向けた基本設計などの投資的経費の計上、それと今後予定されるであろう大型事業に備えた基金造成など、まちづくりと財政健全化を両立させた行財政の均衡に重点をおいた予算編成となっております。

その結果、本年度の一般会計の予算総額は、47億8,370万円で、前年6月の、前年は骨格予算でしたけれども、6月の補正の後ですけれども、6月の政策予算計上後と比較して9.9%の増となっております。

その款ごとの予算額と伸び率につきましては5ページになりますけれども、二つありますが、下の表の歳出では、総務費において、前段でお話しました社会資本整備基金への予算積み立てと番号制度関連のシステム改修事業、それとふるさとおもいやり寄付事業、120年記念事業などで大きく124.6%という伸びとなっております。

下の民生費では、国保会計への繰出金の減をはじめ、常設保育所の維持管理事業の廃止、

こども園ができたことによる廃止、それと臨時福祉・子育て世帯臨時特例給付金の終了に伴い11.2%の減ということになってございます。

その下の衛生費では、旧端野処理場解体負担金の減をはじめ、ごみ収集車の購入、街路灯LED化調査業務終了などの影響から18.5%の減となっているものでございます。

次、農林水産業費では、農業基盤整備事業や畜産競争力強化対策事業、牧場管理運営事業などによりまして14.1%の伸びとなっております。

土木費では、除雪グレーダーの更新、町道の舗装修繕および整備、それと公住の基本・実施設計、さらに改修などにより8.1%の伸びとなっております。

下の方、消防費では、防災倉庫整備事業、それと北見地区消防組合本部庁舎建設負担金、それと通信指令システム更新などで41.2%の伸びとなっております。

教育費では、こども園の外構工事および運営事業、それとスポーツセンター建設工事の基本設計、奨学資金貸付基金の積み立てなどで18.5%という伸びとなっております。

公債費では、町道整備、訓小・居小のアスベスト除去、訓中校舎改築などの償還の終了に伴いまして5.5%の減となっております。

給与費では、人事異動や定年退職により4.3%の減となっております。

次、8ページ、この8ページには各会計の人件費の資料を載せてございますけれども、一番下の合計欄の右から4列目、8億2,556万7千円が一般会計と特別会計の人件費の総額となります。

その横の9ページになりますけれども、この表は基金の保有状況を一覧にしたものでございますけれども、表の一番下から4行目の右側、一般会計の分ですけれども39億6,677万6千円、これが一般会計の平成28年度末の基金保有見込額でございます。

この資料の10ページからは投資的事業になります。17ページからは補助奨励費、23ページからは扶助費、これらには事業内容や事業量、財源内訳を記載しております。27、28ページについては、平成28年度における債務負担行為の支出予定額を一覧にしているものの表でございます。また、48ページから後ろのページに投資的事業箇所図を添付しておりますので、これはそれぞれ後ほどご覧をいただきたいというふうに思っております。

また今年度は、昨年度の当初予算は骨格予算で政策的なものは当初の予算書の中では計上しておりませんでしたので、当初の予算書だけでは単純な前年対比はできませんが、本年度の予算における前年度の説明は、先ほども言いましたように、昨年度の第2回定例議会で政策的なものを含んで補正しておりますけれども、これを含んでおりますので、それらを加味して、新規事業など特別なものを中心に説明をしていきたいと思っておりますのでご理解願いたいと思っております。

それでは予算書に沿って説明してまいりますので、予算書の方の2ページを開いていただきたいと思います。

議案第12号 平成28年度訓子府町一般会計予算。

平成28年度訓子府町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条では、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ47億8,370万円と定める。

第2項では、歳入歳出予算の款項の区分および金額は3ページから12ページにございます第1表 歳入歳出予算によることを規定しておりまして、これについては、ご覧いた

だくことといたしまして、その内容は後ほど15ページ以降の事項別明細書の中で説明させていただきます。

第2条と第3条は、債務負担行為と地方債について定めておりますけれども、これにつきましても、後ほど13ページの第2表と14ページの第3表で説明をさせていただきます。

第4条では、金融機関から借り入れすることができる一時借入金の限度額ですけれども昨年度の10億円から5億円と金額を下げしております。

それでは、13ページをご覧いただきたいと思いますが、ここは第2表になります。第2表は、本年度の債務負担行為でございます、このご承認をいただこうとするものでありますけれども、本年度は4項目ございます。

一つ目は季節労働者生活資金貸付金利子補給及び損失補償につきましては、1人20万円を限度とする生活資金貸し付けに対する利子補給率2.55%、それとその貸付償還に対する回収ができない場合の損失額を限度額としまして、期間を平成28年度から平成29年度までとするという内容でございます。

そして二つ目は、北海道訓子府高等学校入学生通学支援対策事業で町外から訓子府高校へ通学する新入学生徒のバス運賃に対する補助で卒業するまでの分の限度額を1,224万円、期間を平成28年度から平成30年度に設定するというものでございます。

三つ目は、北海道訓子府高等学校修学旅行費支援対策事業で、本年度入学する生徒の1年後の修学旅行に対する補助で、限度額を120万円として、平成28年度から29年度に設定するものでございます。

四つ目は、空き家活用定住対策事業で、事業の詳細は歳出のところで説明いたしますけれども、本年は2件分を想定し限度額を600万円としているものでございます。期間については平成28年度から平成33年度までとするものでございます。

次、隣のページの14ページ、ここは地方債です。第3表 地方債になります。本年度に予定しております起債の本数は16件、総額5億140万円でございますけれども、この中で、真ん中よりちょっと下というか、橋梁長寿命化修繕事業におきましては、過疎債分560万円、それと辺地債分1,330万円の2本立てとなりますので、実質の借り入れ本数は17本というかたちになるかと思っております。

また防災施設整備事業につきましては、これは市中銀行からの借り入れになりますが、他の起債については政府資金の証書借入で行いますので、いずれにしても利率を5%以内としているものでございます。

次に、15ページ、16ページですけれども、これは歳入歳出の款別の予算額と財源内訳を掲載してありますので、これはご覧をいただきたいというふうに思っております。

17ページからは、事項別明細書になりますけれども、歳入歳出とも、先ほども言いましたように特徴的な部分についてのみ説明をさせていただきますので、ご了承いただきたいというふうに思っております。

それでは早速、17ページの事項別明細書の歳入から入りたいと思います。

まず上の表の、17ページの上の表ですけれども、1款、1項、1目の町民税の個人では、昨年の均等割実績人数を勘案し計上したほか、所得割においては平成22年度と平成23年度の課税標準額の伸び率などを勘案し税率を6%と譲渡所得分3%、所得税との調整が

生じる住宅ローン控除分として66万3千円を減額計上しております。その結果、現年度課税総額では、農業所得の伸びがみられる状況から、昨年より1,291万7千円増の2億2,652万5千円の計上となっております。

その下の法人の部分では、主に均等割の区分が変わったことによりまして280万9千円増の2,565万5千円の計上でございます。

次に、下の表になります。2項、1目の固定資産税では、家屋の課税標準額の伸びなどにより452万2千円増の2億1,207万2千円の計上でございます。

次、19ページの真ん中の表の3項、1目、軽自動車税では、1年延期されていた原動機付自転車・二輪の軽自動車等における税率変更、平成27年度3月以前の車両では旧税率、また、環境負荷の大きい車両に対する特例措置、これを重課というふうに呼んでおりますけれども、これら税率改正に伴い275万6千円増の1,860万1千円の計上でございます。なお、これについては補正予算のところでも若干、町民課長の方から説明したと思っておりますけれども、その内容でございます。

次に、21ページ、3段目の表になります。2款、1項、1目の地方揮発油譲与税から23ページにまたがりまして、上から4段目の表にあります8款、1項、1目の地方特例交付金までは、国の地方財政計画や実績等を勘案して計上しているものでございます。

そのまま23ページになりますけれども、一番下の表の9款、1項、1目の地方交付税の普通交付税では、前年度実績や公債費等の償還見込みなどにより増減調整を行い、基準財政収入額に地方消費税分の1,900万円増を見込んだ結果、2千万円増の19億7千万円で計上いたしました。なお、特別交付税については前年と同額の1億円を見込み、地方交付税総額で20億7千万円の計上となっております。

次、25ページ、これは2番目の表になります。11款、1項、1目の農林水産業費分担金についてでございます。これはそれぞれ道営事業における受益者負担からパワーアップ分を除いた額の分担金として1,759万8千円を計上しているものでございます。

次に、3段目の表、11款、2項、1目、民生費負担金の2行目の老人福祉施設負担金では、養護老人ホーム措置者の年間の費用負担で1名の新規を想定して合計で4名分141万6千円を計上しております。

5行目の配食サービス事業利用者負担金では、これは1食当たり300円で、延べ4,468食を見込み134万円を計上してございます。

次に、その下の2目、農林水産業費負担金の馬鈴しょ集出荷施設維持費負担金では、固定資産税および火災保険料分の負担金を徴収するもので、28年度から10年間の見直しを今回行うということで、本年度分169万4千円を計上してございます。

次に、一番下の表の12款、1項、2目、民生使用料、児童クラブ保育料になりますけれども、これは平均35世帯分で80万6千円を計上しております。

次に、その下の温泉保養センター使用料、本年度は5%程度の利用者増を見込み50万9千円増の1,081万5千円の計上でございます。

次に、27ページの上の表の4目の農業使用料、ここの3行目になりますけれども、牧場使用料です。前年度実績から利用頭数の減が見込まれることから21万8千円減の1,599万2千円の計上でございます。

次に、7目、教育使用料です。こども園保育料になりますけれども、これは入園見込数1

80名で積算し3,094万4千円を計上しております。

ここの表の一番下になりますけれども、保健体育施設使用料では、スポーツセンターやパークゴルフ場などの利用者実績などを勘案し45万5千円減の486万7千円の計上でございます。

次に、下の表になります。12款、2項、2目、衛生手数料の廃棄物処理手数料では、これは実績を勘案しまして96万2千円増の1,401万5千円の計上となっております。

次に、29ページ、13款、1項、1目、民生費国庫負担金の障害者福祉費負担金では、障害者自立支援法に基づく自立支援給付事業に対する国庫負担金でありまして、説明欄に記載しております各事業の歳出の2分の1を計上しております。主に介護給付費の伸びなどにより565万6千円増の8,450万5千円の計上でございます。

その下の国民健康保険基盤安定負担金では、国保事業の保険税軽減分を保険者支援分として交付されるものでございまして、道費負担と合わせて国保会計に繰り出すもので、昨年度の制度の拡充により297万5千円増の594万2千円を計上しているものでございます。

その下の児童手当負担金、これは主に3歳以上から小学校終了前と所得制限以上の世帯が減少したということがございまして206万円減の5,551万2千円の計上でございます。

次に、31ページの下表になります。13款、2項、1目、総務費国庫補助金の3本の事業については、これは個人番号に関連するシステム整備や交付事務などに対する補助で総額で301万8千円を計上しているものでございます。

その下の2目、民生費国庫補助金の2節、児童福祉費補助金の子ども・子育て支援交付金、これについては補正予算のところでもご説明いたしましたけれども、道費と同額が補助されるもので448万3千円の計上でございます。

次に、3目の衛生費国庫補助金、これの新たなステージに入ったがん検診総合支援事業補助金では、これは一定の年齢に達した人に対するがん検診の受診勧奨に係る事務費分として科目計上しているものでございます。

続いて、4目の土木費国庫補助金の1節、住宅費補助金の公営住宅整備事業費補助金では、公営住宅建設分が654万5千円、公営住宅の改修分が775万円、これは合計で1,429万5千円を計上しているものでございます。

その下の2節、道路橋梁費補助金の道路橋梁費補助金では、12線の舗装修繕で3,640万円、それと道路ストック総点検で650万円、橋梁長寿命化修繕で4,810万円、それと除雪グレーダー購入事業で2,646万円、これら合計で1億1,746万円の計上でございます。

次に、33ページの下表になります。14款、1項、1目、民生費道負担金になります。1節の社会福祉費負担金のうち、障害者福祉費負担金につきましては、これ前段の国庫負担金のところでもご説明しましたがけれども、障害者自立支援法に基づく自立支援給付事業に対する道負担金で、説明欄に記載がありますように、各事業のこれは歳出の4分の1の額で282万8千円増の4,225万2千円の計上でございます。

次、35ページ、2節の国民健康保険基盤安定負担金、この1,897万8千円につき

ましては、これも国庫負担金の方で説明したものと同様に国保会計に繰り出すというものでございます。

その下の3節、後期高齢者医療保険基盤安定拠出金1,540万1千円につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合が行う低所得者等の保険料軽減に対して、北海道が4分の3、市町村が4分の1を負担するもので、後期高齢者医療特別会計へ繰り出すということで、道費分4分の3の1,540万1千円の計上となります。

次に、37ページ、14款、2項、1目の総務費道補助金、1節、総務費補助金の2行目、森林環境保全整備事業補助金につきましては、町有林・保安林の造林事業などに充てるもので、昨年より213万9千円増で1,428万9千円を計上してございます。

その下の2目、民生費道補助金の1節、社会福祉費補助金の、これ3段目になりますけれども、障害者福祉費補助金につきましては、これも国庫補助金のところでご説明しましたけれども、これは道費補助金で、7万円減の96万9千円を計上しております。

次に、2節、児童福祉費補助金の一番下の子ども・子育て支援交付金、これは27年度の昨日の補正予算のときでも説明しましたけれども、昨年度までは放課後児童対策事業補助金と北海道安心こども基金補助金がありましたけれども、これが統合された補助金でございまして448万3千円の計上、これは先ほど国庫補助金のところで道費と同じ額だという説明をしましたが、このことを言っているものでございます。

その下の4目の農林水産業費道補助金の1節、農業費補助金の5行目、経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金と、その下の北海道環境保全型農業直接支援対策事業費補助金、これら事業に取り組む、これは事務費の補助金で200万円と40万円を計上しているものでございます。

その下の食料供給基盤強化特別対策事業補助金では、道営農地整備事業にかかるパワーアップの補助金で、これは670万円を計上しているものでございます。

その一つ飛ばして、下の農業経営高度化促進事業促進費補助金では、これ前段のパワーアップ対象事業費に対して今度は促進費でございます。1,388万8千円を計上しております。

その下の畜産競争力強化対策整備事業費補助金では、畜産業の生産基盤確保と地域全体の収益力の向上のために家畜飼養管理施設等の整備に対する補助でございまして1億7,006万円の計上でございます。

その下の北海道青年就農給付金では、これは昨年、1件、高園の方で新規就農がございましたけど、そこに対する給付金で本年度で2年目になりますけれども、225万円を計上しているものでございます。

その下の草地生産力向上支援特別対策事業補助金では、自給飼料の増産を目指した草地整備改良への取り組み、また飼料生産基盤の拡大のための補助でございまして、対象事業費でいけば1,016万6千円の15%で152万4千円の計上、なお国費50%については、これ直接公社に入ることになっている制度になってございますので、うちの予算には計上されていないということでございます。

次に、その下の2節、林業費補助金の未来につなぐ森づくり推進事業補助金につきましては、これは民有林の人工造林に対する補助金で201万5千円を計上しております。

その下の農山漁村地域整備交付金では、これは林道橋長寿命化計画策定のための橋梁点

検調査に対する2分の1の補助で80万円を計上しております。

次に、5目、教育費道補助金の1節、社会教育費補助金の学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業費補助金では、これは放課後子ども教室への3分の2の補助で115万円を計上しております。

次、39ページの真ん中の表になります。15款、1項、1目、財産貸付収入の1節、土地建物貸付収入の町有住宅貸付料では、これは職員住宅および教員住宅の家賃で513万1千円の計上。

その下の土地貸付料では、町有地内の電柱、銀河線跡地利用、太陽光発電施設の用地などに係る貸付料でございまして67万8千円を計上しております。

その下の建物貸付料では、これは農業交流センター、旧駅舎事務室スペース127.2㎡を商工会に貸し付けているもので36万1千円の計上でございます。

次に、2目、利子及び配当金の財政調整基金利子では、備荒資金組合の超過納付分利息で326万8千円、これを含んでおりまして379万8千円の計上でございます。

次、一番下の表の15款、2項、1目、生産物売払収入の町有林産物売払収入では、町有林の皆伐4千㎡と間伐5,400㎡、これの売り払いで3,964万8千円を計上しております。

次に、41ページ、一番上の表になります。16款、1項、2目の総務費寄付金のふるさとおもいやり寄付金では、これは12月から何度か皆さんにご説明しておりますけれども、ふるさとおもいやり寄付金で、これは実績などから推測いたしまして、今年は5千万円を計上させていただきたいと思っております。

二つ目の表になりますけれども、17款、1項、基金繰入金につきましては、これは各基金総額で1億9,931万8千円増の4億3,756万9千円の計上としてございます。

次、43ページの4番目の表、19款、4項、1目、受託事業収入の2節、畜産担い手育成総合整備事業収入の草地整備等事業受託金では、これは道補助金のところで説明いたしました草地生産力向上支援特別対策事業補助金の対象事業に係る、これは受益者の負担金でございまして386万1千円を計上しております。

次に、45ページの上の表の19款、5項、5目、雑入、前年度と比べて511万1千円減となったのは、大きくは二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金とコミュニティ助成補助金が今回は計上されていないということで5,590万6千円の計上となっております。

次に、下の表の20款、1項、町債になりますけれども、14ページの第3表で説明しました17本の町債で、合わせて5億140万円となっております。内訳としましては、緊防債が1本で6,330万円、上水道の出資債が1本で1,380万円、あと12本が過疎債になります。過疎債が12本で2億2,920万円、それと辺地債、久々にありますけれども辺地債1本で1,330万円、それとソフト事業の過疎地域自立促進特別事業債、これが1本で6,180万円、それと臨時財政対策債が1本で1億2千万円となっております。

以上で歳入の説明を終わらせていただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 少々時間が早いですけれども、ここで昼食のため休憩いたします。午後は1時から行いますので参集願います。

休憩 午前 11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（上原豊茂君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

午前中に引き続き、議案第12号の説明をお願いいたします。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） それでは、午前中に引き続き午後からは歳出になりますので49ページになります。

歳入と同じように歳出につきましても特徴的なもののみ説明をさせていただきます。

なお、この歳出につきましても歳入と同様に左右がページ一体となっておりますので、右側の説明欄の一番右端の部分については、説明の中で、例年そうですけども、事業区分と呼んでおりますので、そういうふうにお聞き取り願いたいと思います。

まず、49ページの1款、1項、1目の議会費の事業区分1、それで事業区分の、この1とか2とか番号をふってあると思いますけども、そのこのところを読んでいきますのでよろしくお願いします。

1. 議員人件費の職員手当等では、昨年度の期末手当の改定により20万2千円増の851万円の計上でございます。

その下の共済費の議員共済会負担金では、負担率が千分の63.7から千分の41に下がったということから441万2千円減の934万8千円の計上です。

その下の事業区分2. 議会運営費の旅費では、主にですね、全議員の道外先進地視察研修を実施することから143万9千円増の277万6千円の計上です。

その下の事業区分3. 事務局費の旅費では、主に議員の道外先進地視察研修の随同行と北網ブロック議長府県行政委託調査随同行に係る分29万5千円増の48万7千円を計上しております。

次に、53ページ、2款、総務費の1項、1目の一般管理費の右側、事業区分1. 職員管理研修事業の委託料の職員健康診断業務では、30歳以上のX線撮影のデジタル化などによります増額で162万3千円の計上です。また昨年度は給与システム改修業務86万4千円がございましたので、その分が委託料全体で減額になっているというような予算内容でございます。

その下の事業区分4. 総務一般管理事業の賃金の期限付専門職員では、定年退職した職員3名分814万1千円を計上しております。その上の共済費については、これに関わるものというふうにご理解をいただきたいと思います。

一番下のハイヤー借上料では、町長の近隣市町への出張および来賓送迎にかかる分で31万9千円を計上してございます。

次に、55ページ、事業区分5. 各課共通事務管理事業の需用費では、各課の補助事業の充当分が減ったことによりまして51万7千円増の200万円を計上してございます。

その下の委託料では、昨年度は行政不服審査法の関連支援業務がありましたので、この終了に伴いまして112万4千円減の205万6千円の計上になります。

その下の事業区分6. 庁舎等維持管理事業の需用費になります。これ燃料単価について

は、今もって下がっておりますので、前年対比では156万1千円減の279万8千円の計上となっております。

また、その下の光熱水費においても、電気料の燃料費調整後の額が、幅が下がっていることから155万9千円減の1,030万円の計上となっております。

27年の補正のときにもお話ししましたが、この後の燃料費および電気料につきましては、他の各施設においても同様の状況となっておりますので、説明については省略させていただきます。

次に、その下の委託料、庁舎清掃等維持管理業務では、長期継続契約の切り替えの年に今年はなりますので人件費等の高騰を見込みまして607万4千円を計上しているものでございます。

次、57ページ、事業区分9. 情報管理事業の委託料の情報セキュリティ対策業務では、27年度の補正予算でも繰越事業として追加させていただいたところですが、同様に個人番号制度に係るインターネットに接続する部分のシステムを分割するという整備で3,501万8千円を計上しております。

その下の備品購入費の事務用備品では、新規採用職員用のパソコン6台の購入で126万9千円の計上です。

次、59ページ、事業区分10. 各種基金積立金では、財政調整基金の積立金は歳入のところでも説明しましたように利子分の積み立てで、社会資本整備基金は後年度、これからの年度の大規模事業などに備えるため積み立てるものでございます。また、ふるさとおもしろ基金積立金については、ふるさとおもしろ寄付金と同額を積み立てるというものでございます。

その下の事業区分11. 社会保障・税番号制度整備事業では、厚生労働省の整備実施要綱に基づくシステム改修と中間サーバーに接続するネットワークの構築のために1,523万9千円を計上しております。

その下の負担金、補助及び交付金では、社会保障・税番号制度を運用するにあたり必要となる中間サーバーの負担金で、これは人口1万人未満の町村は130万2千円となっているものでございます。

その下の事業区分12. 人事交流事業では、前年度は津野町までの赴任旅費、前年度といっても3月ですけれども、赴任旅費が発生しましたけれども、28年度は赴任旅費が発生しないということで56万9千円減の83万8千円を計上しているものでございます。

次に、3目の財産管理費の事業区分1. 町有施設維持管理事業の、これ下の方の工事請負費、町有住宅解体工事では、これは末広にある昭和49年建設の教職員住宅1棟3戸を取り壊すもので300万円の計上でございます。

次のページの一番上になります。一番上の行になります。右側の一番上、備品購入費では、これはストーブ、ボイラー各1台ずつで32万円を計上しております。

次に、4目の公有林管理費の事業区分1. 町有林管理事業の、これ中ほどの役務費の火災保険料とありますけれども、本年度は町有林の5年区分の面積が多いということから462万2千円の計上でございます。

下の方の使用料及び賃借料の機械借上料では、豊坂と開盛の林道補修の機械借り上げとして216万4千円、また、その下の原材料費では、主にその砂利代で215万5千円を

計上しております。

その下の事業区分2. 町有林整備事業（補助）の委託料の造林業務になります。これは新植25.68ha、<sup>じごしら</sup>地拵え8.6ha、下刈り25.04ha、間伐43.73ha、保育間伐が1.11ha、<sup>やそ</sup>野鼠駆除62.54haの事業費で4,561万8千円の計上となります。

その下の原材料費は、これは造林用の苗木で約5万1千本の苗木代で459万4千円の計上となっております。

次に、その下の事業区分3. 町有林整備事業（単独）の委託料になりますけれども、これは皆伐が8.6ha、<sup>やそ</sup>野鼠駆除291.81ha、間伐の選木調査、これらなどで2,200万6千円の計上でございます。

次、一番下の5目の保安林管理費の事業区分1. 保安林管理事業の、これは委託料で、次のページの一番上になりますけれども、一番上の行になりますけれども、暴風被害対応業務では、季節労働者雇用対策として保安林に隣接する農地などの枝拾いなどをするというものでございまして150万3千円を計上です。

その下の事業区分3. 保安林整備事業（単独）の委託料、これは<sup>やそ</sup>野鼠駆除129ha、間伐箇所調査および間伐1.44ha、これらなどで154万4千円の計上となります。

次、6目の住民活動費の事業区分1. 広報広聴事業の委託料、昨年、債務負担行為の議決を得ている開基120年記念町勢要覧作成業務では、映像版のDVD2,550枚、冊子版3千部、これらで973万1千円の計上でございます。

その下の備品購入費では、広報用のデジタルカメラ1台分で9万6千円を計上しております。

その下の事業区分2. 住民活動促進事業では、町民憲章表示板を公共施設の20か所に設置するもので、需用費の消耗品費で、そのフレームとインクを含み19万2千円の計上。さらに、その下の役務費の手数料では、その設置費用として42万2千円を計上しているものでございます。

その下の負担金、補助及び交付金、これ次のページの一番上の行になります。町内会連絡協議会活動費補助金では、これは27年度の補正予算でも説明したように、街灯のLED化事業を進めていることから、連協としてはやらないということで106万5千円減の476万4千円の計上となっております。

その下の事業区分3. 地域集会所等維持管理事業の需用費、修繕料では、昨年度は末広地域集会所の屋根塗装があったことから、今年はこれがないので大きく減額となっております。

次、67ページ、7目の住民安全対策費、事業区分1. 交通安全対策事業の中ほどの委託料になりますけれども、交通安全施設等設置維持管理業務では、スクールゾーン2か所、カーブミラー2基、ゼブラライン1か所、横断歩道移設1か所で166万4千円の計上になります。

その下の備品購入費では、平成10年に購入した交通安全指導車の更新で1台335万7千円の計上になります。

次、69ページの8目、企画費になります。事業区分1. 地方交通対策事業の委託料の高齢者ハイヤー利用サービス業務では、現状の1人当たり利用枚数を48枚から60枚に

拡大するとともに、昨年度の実績と伸び率を勘案しまして197万3千円の計上になります。

その下の路線バス高齢者利用支援事業では、利用実績と30回以上の利用者が約13.5%いるということから、その分を考慮して105万4千円を計上となっております。

その下のバス通学定期運賃補助金では、これは銀河線の代替バスに対する2分の1の運賃補助で、新高校生、1年生で41名、2年生で26名、3年生で39名、その分で1,185万1千円の計上でございます。

その下の事業区分3. 企画一般事業のまち・ひと・しごと創生有識者会議委員謝礼では、これは義務付けられた委員9人分で2千円の商品券を考えておりますけれども、それで1万8千円の計上となっております。

その下の負担金、補助及び交付金では、昨年、訓子府IC開通記念事業が終わりましたので、40万円減額で35万2千円の計上となっております。

その下の事業区分4. まちづくり推進事業の一番下の行になりますけれども、負担金、補助及び交付金の空き家活用定住対策補助金では、1件当たり300万円の60万円を限度として月額5万円を補助するというものですが、平成27年度分で2件分、そして本年度も2件を見込み230万円を計上しております。

次に、72ページが一番上になります。事業区分5. 総合計画策定事業では、これは報酬の総合計画策定審議会委員24人で5回を予定しておりますので36万円を計上しております。

その下の需用費の印刷製本費では、その総合計画の計画書400部とダイジェスト版3千部で232万2千円を計上しております。

その下の事業区分6. まちづくりパワーアップ特別対策事業では、平成23年度から行っているものでございまして、町民税の1%活用の事業でございまして、10万円増の220万円を計上しております。

その下の事業区分7. ふるさとおもいやり寄付推進事業の報償費、寄付者謝礼では、寄付に対する50%分のポイントを付与するもので、先ほど歳入でも言いましたけれども寄付額5千万円の50%で2,500万円を計上しております。

その他の科目は、これに関連するポータルサイトやシステムの使用料と寄付者対応の賃金ということになります。

次に、9目の地籍管理費の事業区分1. 地籍管理事業の委託料では、昨年度の地籍管理システムの更新とそれに伴う地図更新業務が終了したことに伴う減額となっております。

次に、10目の開基120年記念事業費の事業区分1. 開基120年記念事業の報償費では、記念式典での司会やセレモニーでの出演者謝礼で6万円の計上。ちょっと細かくなりますけれども、旅費では、姉妹町交流事業、それと日本ハムファイターズの関連事業への派遣として45万6千円の計上。それと需用費の消耗品費では、記念式典および表彰者などで263万6千円。印刷製本費では、記念式典の案内状やしおり作成などで57万5千円。食糧費においては、記念式典祝賀会や来賓対応に218万8千円。役務費の手数料では、表彰状の筆耕料やNHKの「ふるさと自慢うた自慢」の舞台制作手数料で40万5千円。広告料においては、新聞への特集広告などで52万8千円。委託料においては、記念式典看板3か所で20万円、社会教育でやる史跡標示板作製15か所で215万4千円、

同じく保存樹木標示板作製で、これも15か所で165万3千円、合計400万7千円。使用料及び賃借料では、式典会場での付帯設備やバス借上料、記念植樹重機借上料などで75万2千円。原材料費では、これは記念植樹で樹木30本と、木のところの明示板1基46万4千円。その下、負担金、補助及び交付金では、開基120年記念事業等推進委員会交付金になりますけれども、事業の特集広告や啓発費、町民運動会、津野山古式神楽招聘、町民の津野町への派遣、日本ハムファイターズのイベント、ふるさとの歌CD作製、町民芸術鑑賞などを推進委員会が中心となって実行委員会形式で行うことになりますので、2,230万円を負担金、補助及び交付金で組んでおります。

次に、下の表の2款、2項、1目の税務総務費、事業区分1. 固定資産評価事業、これは次のページにまたがりましてけれども、委託料として平成30年度の評価替えに向けて標準地鑑定評価業務を実施することから282万8千円の計上となっています。

次に、下の表の2款、3項、1目、戸籍住民登録費の事業区分1. 戸籍住民登録事業の、これも次のページにまたがりましてけれども、備品購入費、これは事務用備品ですけれども、窓口のレジスターを1台更新する、それで18万5千円。それと個人番号カード用機器としてカード用プリンターと顔認証システム機の導入で122万1千円の計上でございます。

次に、下の表、2款、4項、2目、参議院議員選挙費の事業区分1. 参議院議員選挙執行費では、今年度は参議院の通常選挙の年になりますので、その経費について計上しているものでございます。

次に、79ページ、下の表の2款、5項、1目、統計調査総務費の事業区分1. 各種統計調査事業の報酬の調査員では、本年度は経済センサスが行われますので、その活動調査として3人分27万8千円を計上しております。

次に、81ページ、これは下の表になります。2款、6項、1目の監査委員費の事業区分1. 監査委員運営費の旅費、費用弁償では、代表監査委員が管内の監査委員協議会会長に就任しておりますので、会長職として出席する会議については協議会の負担ということので7万1千円の計上となります。

次に、83ページ、ここからは3款は民生費になりますけれども、3款、1項、1目の社会福祉総務費の事業区分1. 重度心身障害者医療費助成事業の扶助費の医療費助成では、これは実績額を勘案して246万7千円減の1,230万3千円の計上でございます。

その下の事業区分2. 国民健康保険特別会計繰出金ですが、これについては大きくは前期高齢者交付金の増額により財源補てん分が減になったために3,903万円減の1億549万4千円の計上でございます。

その下の事業区分5. 社会福協議会活動助成事業では、これは給与改定による人件費の増額、それと活動用車両購入などにより62万8千円増の1,841万9千円の計上になります。

次に、85ページ、事業区分8. 障害者等福祉事業の委託料で、これ昨年度はあった北見市子ども総合支援センターきらり通園療育指導訓練の147万1千円を4款の衛生費の保健衛生総務費のところの事業区分12. 発達支援事業、これページでいきますと106ページになりますけれども、上の方にありますが、ここに予算の組み替えをしたということで減額になっております。これはまた後の方で、そのところで説明したいと思っております。

その下の扶助費についても同様に、北見市子ども総合支援センターきらり通園費助成で

13万7千円を先ほど言った保健衛生総務費に組み替えたということで、ここは減額になっております。

次のページの上の行になりますけども、介護給付費、居宅介護の単価が上がったことから、268万4千円増の8,662万8千円の計上となっております。

その下の訓練等給付費でも、生活支援の単価が上がったことによりまして882万円増の6,422万4千円の計上となります。

次に、事業区分14.子育て世帯臨時特例給付金事業では、これは昨年度で事業が終了しましたので、これは一応、国庫支出金返還のための科目計上というふうにご理解いただきたいと思っております。

次に、その下の表になりますけども、2目、老人福祉費の、次のページにまたがります。事業区分3.居宅介護支援事業の訪問介護支援事業費補助金では、社会福祉協議会への補助金でヘルパー利用件数の減による介護保険収入が減ったことから町の負担が169万円増えたと。そんなことで959万円を計上しているものでございます。

その下の居宅介護支援事業費補助金、これは同じくケアプラン作成収入が増えたことによりまして、町の負担が103万4千円減で763万5千円の計上となります。

その下の事業区分4.老人保護措置事業の老人福祉施設措置費では、養護老人ホーム入所者の措置費で、4名から3名に減ったということから163万円減の502万3千円の計上となります。

その下の事業区分5.高齢者在宅サービス事業の委託料、ショートステイ事業では、静寿園の増床により町のショートステイ利用者減を見込んで87万円減の200万9千円の計上となります。

下の方の事業区分7.介護予防支援事業の、これ一番下の行の委託料になります。運動指導等業務、これは専門職によりますりハビリテーションを受ける機会が少ないために介護予防の一環として新規に実施するもので、1クール16回を2クール実施するということで40万円を計上しております。

次に、91ページになります。3目の温泉保養センター費の右側、事業区分1.温泉保養センター管理運営事業の委託料の清掃管理業務では、先ほども言いましたけれども、長期継続契約の切り替えの年になりますので、人件費等の高騰を見込みまして806万8千円を計上してございます。

次、93ページの下の方になります。3款、2項、1目、児童福祉総務費の事業区分1.乳幼児等医療費助成事業の扶助費の医療費助成では、未就学児および小学生の入院、さらに中学生入院および通院の実績見込みから398万8千円増の1,582万円を計上しております。

次に、3目の児童措置費、事業区分1.児童手当支給事業の委託料になりますけども、これも次のページにまたがります。一番上の行の児童手当システム更新事業が終了したことから大きく落ちまして、312万8千円落ちまして67万8千円の計上となります。

そのすぐ下の扶助費の児童手当費では、これは0歳から3歳までの伸びは見られるんですけども、3歳以上から小学生以下と所得制限以上の世帯が減少したということから288万円減の8,100万円を計上しているものでございます。

次、ちょっと飛びまして104ページ、これ中段位になりますけども、事業区分9.水

道事業助成事業の負担金、補助及び交付金のところですが、水道事業会計補助金では、職員の児童手当42万円と起債償還分の一部2,035万2千円を合わせて2,077万2千円を計上しているものでございます。

その下の投資及び出資金では、公営企業繰出基準によりまして、本年度は南7線の支障物件移設、それと末広団地仲通線老朽管更新、それと南9線老朽管更新、若富工区配水管移設で1,388万4千円の計上になります。

一番下の事業区分12、これ次のページにまたがっていくわけですが、発達支援事業の次のページ、委託料、これは北見市子ども総合支援センターきらり発達支援事業で、3款の民生費の障害者等福祉事業から予算を組み替えしたというものでございます。先ほどのとおりでございます。通園児童数が8名、147万1千円の計上です。

その下の扶助費の、これも北見市子ども総合支援センターきらり通園費助成で、これについても予算組み替えしたもので、これは8名で通園費助成13万7千円の計上になります。

その下の2目の予防費、事業区分2. 予防接種事業につきましては、こども未来課の設置により子どもに係る部分は、次のページの事業区分6. 子ども予防接種事業に分離したことによって、ここの部分は大きく変わっているという部分でございます。

106ページをまた開いてほしいんですけども、この中で扶助費、定期予防接種助成では、高齢者のインフルエンザ予防接種と成人用肺炎球菌予防接種を町内で受けられない方に対して、補助といいますか助成するかたちで、これは3件分2万5千円を新たに設けているものでございます。

その下の事業区分3. 検診・検査事業の委託料になります。昨年までは1歳6か月児健康診査と3歳児健康診査については、これは102ページの中ほどになります事業区分4. 乳幼児健康診査事業の委託料、乳児健康診査に、ここの中に含まれているというふうにご理解いただきたいと思います。

次、108ページ、これの上から4行目、骨検診業務、本年度から骨粗しょう症を予防するための健康習慣事業として80名分の16万5千円を新たに計上したものでございます。

その下の事業区分4. 健康相談・健康教育事业では、本年度から健康週間としての健康まつりやこれに関連するさまざまな事業展開を予定しておりますけれども、これの報償費の託児報償では、健康まつりや健康教室、健康相談時などの託児をするということで3万7千円の計上。

その下の需用費の消耗品費では、下の方の備品購入費にもありますけれども、簡易血液検査機1台52万2千円を導入することによる、それらに係る検査消耗品、また健康啓発事業として健康週間事業のストレスチェックですとか、健康まつりでのいろいろに係る消耗品、さらには食のグループ育成のための実習材料費などで26万3千円増の36万1千円を計上しております。

その下の委託料では、健康週間事業で健康運動指導士および理学療法士の増加により12万5千円の計上となっております。

その下の健康まつりに際しまして、町民の健康意識醸成のための健康講演会を予定しておりますけれども、委託料として84万4千円の計上となります。

その下の医療廃棄物処理業務では、これらの事業の医療廃棄物を処理するというもので1万円を計上しているものでございます。

その下の事業区分6. 子ども予防接種事業では、106ページの事業区分2. 予防接種事業から分離したというもので、次のページの上から6行目、子どもインフルエンザ予防接種は昨年から始めたもので、これは任意の接種となりますが、中学生以下595名分で170万円を計上しております。

その下の日本脳炎予防接種でも本年度より定期接種化されたもので、3歳児28名、6歳から7歳6か月までで90名、18歳から20歳で97名の2回分合計430回分で209万円を計上しております。

その下の扶助費のうち、新たにB型肝炎ワクチン、ロタウイルス、おたふく風邪の任意予防接種助成154万5千円を含めて175万9千円を計上しております。

その下の事業区分7. 子ども歯科保健事業での委託料、フッ素塗布12万円では、これは前のページの事業区分4. 健康相談・健康教育事業から予算を分離したというものです。

次に、3目の環境衛生費の事業区分1. 葬斎場維持管理事業の需用費の修繕料では、葬斎場の給湯器やストーブなどの小さな修繕と2号炉の再燃焼室の耐火物全面積み替え、それと火葬炉動力盤および制御盤の電気部品交換、それと自動扉開閉装置部品の取り替え、修繕などで1,027万6千円を計上しております。

次に、111ページ、4目の環境対策費の事業区分2. 地球温暖化防止対策事業の負担金、補助及び交付金の太陽光発電システム導入費補助金では、本年度は1kwh当たり7万円の4kwhで15戸分420万円を計上しております。

その下の再生可能エネルギー施設設置補助金では、平成26年度から太陽光エネルギー設置者に対しまして固定資産税相当分の4分の1を3年間にわたり補助するというもので256万8千円を計上しているものでございます。

次に、113ページ、4款、2項、1目の塵芥処理費の事業区分1. 塵芥処理事業の需用費の中の修繕料です。廃棄物処理場の汚水処理機械修繕などで163万2千円の計上。

その下の委託料の一般廃棄物収集運搬業務の二つにつきましては、これは長期継続契約の切り替えの年になりますので人件費等の高騰を見込み、それぞれで増額で計上しております。

その下の可燃ごみ処理業務では、実績から430tを見込みまして1,178万2千円の計上。

その下の資源ごみ処理業務では、留辺蘂のリサイクルセンターでの処理での旧留辺蘂町外2町の負担割合がありまして、これで534万3千円、北見市廃プラ処理センター分は31t分で287万4千円、合計で821万7千円を計上しております。

その下の負担金、補助及び交付金の留辺蘂町外2町一般廃棄物広域処理負担金では、本年度からPFI事業運営および処理場の長期的な運営に関する業務委託の分で負担金266万円、これら含めて2,408万7千円を計上しております。

次に、115ページ2目のし尿処理費の事業区分1. し尿処理事業の委託料、スクラムミックス事業し尿等処理委託料では、平成26年度の搬入実績によりまして応益割負担率14.68%から16.46%に上がったことによりまして1,391万1千円を計上しております。

その下の事業区分2. し尿処理施設整備事業では、昨年度は旧端野処理場の解体がありましたけれども、それが終了したことによりまして、大きく4,442万5千円が減額となって、今年は173万7千円の計上となっております。

次に、117ページについては労働費ですけれども、昨年度と大きく変わりませんので説明は省略させていただきます。

119ページ、ここからは農林水産業費になります。6款、1項、1目、農業委員会費の事業区分1. 農業委員会運営費の旅費では、会長の全国大会への参加と道内研修の貸し切りバスによる参加により26万1千円増の60万9千円の計上です。

その下の事業区分5. 事務局費の下の方の委託料、農地基本台帳管理システムデータ移行業務では、台帳管理システムの機器が変わることからデータの移行作業として16万2千円計上。

その下の備品購入費の農地基本台帳管理システム機器では、現在のパソコンのOSのメーカーサポートが終了することに伴って機器を更新するというもので37万8千円を計上しております。

次、121ページ、上の方になりますけれども、事業区分7. 農地所有適格法人育成事業の負担金、補助及び交付金の農地所有適格法人育成事業補助金では、農地法の改正によりまして農業生産法人から名称が変わったものでございまして、法人の立ち上げや育成のための研修に対する補助金で5万円を計上しているものでございます。

次、3目になります。農業振興費の事業区分2. 農業振興事業の負担金、補助及び交付金の2行目になります。農業振興対策事業費補助金ですけれども、この補助金は農作業事故防止、地力増進対策クリーン農業など農協や農業者が一体となって推進しているもので、本年度は堆肥供給センター入口の舗装修繕を行うこともありまして7万5千円増の62万円を計上しているものでございます。

その下の農業技術対策事業費補助金では、この補助金についても農協や農業者と一体となって試験ほ場設置や新技術、新品種の開発、農産物の消費流通拡大を目指しておりまして、本年度は試験ほ場50戸の46か所、残留農薬・成分分析などを行うものとして30万円を計上しております。

その下の馬鈴薯耕作組合設立50周年記念事業費補助金については、定額の5万円を計上しております。

その下の補償、補填及び賠償金の農業経営基盤強化資金利子補給では、認定農業者のスーパーL資金借り入れに対する利子補給で、平成6年度から延べ232名が利用しておりますけれども、平成24年から制度改正がありまして、実行後5年間に限り無利子となったことや、繰上償還などにより89万6千円減の229万5千円の計上となっております。なお、その下の農地災害復旧資金利子補給以下についても、その概要が213ページ以降に記載されていますので後ほどご覧いただければと思います。

その下の事業区分3. 農業後継者育成事業の委託料、くねっぶ農業未来づくり試験委託業務では、土壌の凍結深制御法の凍結の促進効果を比較し、適正な活用法と手法の作業指針の策定を行うというものでございまして、農業試験場に委託するために100万円を計上しております。

次のページの上から3行目、新規就農者等支援助成金では、国の青年就農給付金を、国

からのお金をもらうことを優先するという意味ですけれども、妨げない範囲での助成で、本年度は運転資金の支援のみで4月から12月までの9か月分の45万円を計上しております。

その下の事業区分4．農業振興対策一般事業の負担金、補助及び交付金の4行目、北見地区農業振興連絡協議会負担金では、昨年度見込んでいたGPS基地局分がなくなったことによりまして75万円減の86万8千円の計上となっております。

その下の事業区分5．経営所得安定対策直接支払推進事業は、委託料の畑作物の直接支払交付金等推進業務でございまして、交付金の支払い事務等の業務をJAきたみらいに委託しているもので130万円を計上しております。

その下の事業区分7．青年就農給付金事業では、先ほど新規就農者等支援助成金のところで説明しましたように、青年就農給付金受給の国の補助分と同額225万円を計上しているものでございます。国からきたお金をそのまま払うという、経由して払うという意味でとっていただければと思います。

次に、4目の畜産業費、事業区分1．家畜衛生管理事業の、次のページにまたがりまされども、これの負担金、補助及び交付金の家畜自衛防疫事業費補助金、これは家畜伝染病発生時の防疫対応に対する補助金ですけれども、その中で農場における伝染病侵入防止強化の普及啓発として平成26年度から3年間の継続事業として行われている伝染病予防対策費64万1千円を含めて83万9千円を計上しております。

その下の事業区分2．畜産振興事業の委託料です。畜産担い手育成総合整備事業、これでは農業者の草地整備15.8ha、草地造成0.2haを行う事業で農業公社への委託費589万5千円を計上しております。

その下の負担金、補助及び交付金の下から2行目になりますけれども、畜産競争力強化対策整備事業費補助金、これは訓子府地区畜産クラスター協議会で行う搾乳ロボット室改修や牛舎の新築、乳製品製造施設、バンカーサイロなど4件の総事業費3億6,733万1千円、これに対する補助で1億7,006万円の計上でございます。

その下の草地植生改善推進事業費補助金では、粗飼料の確保を目的として植生を改善するための種子代に対する補助で70万円を計上しております。

次に、5目になります。農業基盤整備事業費の事業区分1．農業基盤整備事業の負担金、補助及び交付金の北海道土地改良事業団体連合会負担金では、これは会員割の一般賦課金で4万円、事業費割の特別賦課金4事業で58万2千円の合計62万2千円を計上しております。

その下の道営訓子府北西地区農地整備事業負担金では、面工事として区画整理2.8ha、暗渠排水<sup>あんきよ</sup>35.5ha、客土12.9ha、農地造成1.1ha、用水路整備360m、事業費6,700万円に対して負担金1,340万円の計上でございます。

その下の道営柏丘北地区農地整備事業（一般農道）負担金では、これは南7線になりますけれども、南7線の農道改良・舗装工事で改良470m、舗装838m、その他用地買収、補償などで事業費1億6千万円、これに対して負担金3,600万円の計上でございます。

その下の道営訓子府高園地区農地整備事業負担金では、これは面工事の分では、区画整理11.2ha、暗渠排水21.4ha、客土5.1ha、その他測量試験および用地補

償などで、事業費総体で6,400万円に対して負担金1,280万円。

その下の道営訓子府西31号線地区農地整備事業（農道保全）負担金でございますけれども、31号線の道路付帯工事として、法面工事、道路の法面151m、それと道路の側溝881m、その他用地補償などで事業費7千万円に対しまして負担金1,575万円の計上でございます。

その下の道営訓子府川南地区農地整備事業負担金では、永井の沢排水工事として測量試験および用地補償、これは471m、面工事として区画整理で1ha、暗渠排水で5ha、客土3ha、その他測量試験とか用地補償で事業費が5,600万円に対しまして負担金1,120万円の計上でございます。

その下の道営山林川地区水利施設整備事業（基幹水利施設整備）負担金で、これは改良で500m、測量試験300m、用地補償などの事業費で1億5千万円に対しまして負担金3,375万円の計上となっております。

その下の農業経営高度化促進事業促進費負担金では、北西地区と中央一期地区の用水路整備事業に対する促進費に加え、道と町のパワーアップ分を合わせまして訓子府土地改良区へ負担するというもので305万円を計上しております。

その下の道営訓子府北東地区農地整備事業負担金では、平成28年度事業採択に向けた調査計画をするものでございまして、事業費700万円に対しまして負担金として350万円を計上しております。

その下の道営訓子府中央一期地区農業水利施設保全合理化事業負担金では、面事業の調査設計で区画整理で123.3ha、暗渠排水34.9ha、客土15.5ha、用水路工事の調査設計1万4,364m、事業費で4,300万円に対して負担金537万5千円の計上となっております。

その下の事業区分2. 農業基盤整備一般事業の次のページの一番上になりますけれども、備品購入費、これは農業土木積算システムのパソコン機器の更新で42万円を計上しております。

その下の償還金、利子及び割引料の食料供給基盤強化特別対策事業補助金返還金ですが、これはパワーアップ事業の精算時に返還金が生じた場合に支払うもので5万円の計上をしているものでございます。

その下の事業区分3. 下水道事業特別会計繰出金では、農業集落排水施設管理経費の減などによりまして191万3千円の減で、9,095万4千円の計上しております。

その下の事業区分4. 集落営農活動支援事業の負担金、補助及び交付金の多面的機能支払交付金事業補助金では、平成23年度までの継続地区のほか、対象面積、田んぼで64.41ha、これは単価4万2,200円、畑で5,233.1ha、これは単価1万4,800円、草地51.84ha、これは単価2,500円、これらを掛けますと総体で、訓子府町内全部で9,084万9千円の計上となります。

次に、129ページの7目、牧場費の事業区分2. 牧場管理運営事業の下の方の役務費のその他手数料では、堆肥の成分分析として8検体3回分20万7千円、それと肥料梱包用フレコンバックおよび除草剤容器廃棄で9万円を含めて63万円を計上しております。

次のページの工事請負費の牧場老朽住宅解体工事では、5棟取り壊しで449万4千円の計上です。

その下の備品購入費では、牧場の通勤車、中古1台80万円、ショベルローダー中古1.5m<sup>3</sup>1台550万円、オートバイ中古1台25万円の計上となっております。

次に、下の表の6款、2項、1目の林業総務費の事業区分1. 林業一般事業の負担金、補助及び交付金の森林作業員就業条件整備事業負担金では、森林作業員の就業の安定化を図るために年間140日以上を林業で働いた森林作業員の方に、森林作業員と事業主が1年間積み立てた掛金に、就労日数に応じた市町村と道の助成金を加えて、奨励金として年末に支給するという制度でございまして、町の負担分15万5千円を計上しております。

次に2目の林業振興費の事業区分1. 有害鳥獣駆除事業の、これ次のページにまたがりましても、委託料のエゾシカ<sup>ざんし</sup>残滓<sup>ざんし</sup>処理業務、これは<sup>ざんし</sup>残滓の運搬と処理で150頭分134万5千円を計上しております。

その下の負担金、補助及び交付金の訓子府鳥獣被害防止対策協議会負担金では、くくりわなの購入や講習会などの他に本年度は新たに食肉処理施設への直接搬入の費用として50頭分、それに加えてキツネ対策としてキツネ用のわなの購入を含め85万7千円増の193万8千円を計上しております。

その下の事業区分2. 民有林振興事業の負担金、補助及び交付金の民有林振興事業費補助金では、除間伐30ha、造林16haで351万5千円の計上となります。

その下の事業区分3. 林業振興一般事業の委託料、これは林道橋橋梁点検業務で、林道橋の長寿命化の個別計画策定のため橋梁点検を行うもので160万円を計上しているものでございます。ここまでが農林水産業費になります。

○議長（上原豊茂君） それでは、ここで午後2時15分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時 2分

再開 午後 2時15分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

前段で申し上げます。暑い方は、どうぞ上着を脱いで対応していただきたいと思います。

説明の継続をお願いいたします。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） ここからは135ページの7款になります。商工費、7款、1項、2目の商工業振興費の事業区分1. 産業観光振興対策事業の負担金、補助及び交付金の産業観光振興協議会活動費補助金では、昨年度の写真コンテストの終了に伴いまして、その経費509万2千円の減額、本年度は開基120年の記念事業としてふるさとまつりでの花火大会およびおまつり広場でのステージショーへの増額を入れて全体で1,200万円の計上となっております。

その下の事業区分2. 商工業振興対策一般事業の負担金、補助及び交付金の5行目、住環境リフォーム促進事業補助金になります。これは町内の登録業者を利用して住環境リフォームを行った場合の一部にメロンスタンプ商品券で助成するもので、本年度は56件分を見込んでおります。それで400万円。

その下の訓子府町店舗出店等支援事業補助金では、店舗新築または店舗活用の支援で1件分300万円を計上してございます。

次、その下の訓子府町店舗改修事業補助金では、これは5件分を見込みまして250万円の計上となっております。

さらにその下の商店街等活性化推進対策費支援補助金では、地場特産品の地産地消や商店街の活性化イベントの開催、それと去年はできませんでしたけれども、今年オホーツクカードの端末更新も含めて139万8千円の計上となっております。

次、137ページ、下の表になります。ここから土木費になりますけれども、8款、2項、1目の車両運行管理費の事業区分2. 車両運行管理事業、ここの備品購入費では、これは災害時の土のうのパレット積みや大型発電機の積み込みなどに使用するためフォークアタッチメントを購入するために1基といたしますか、102万6千円の計上となっております。

その下の事業区分3. 除雪車両運行管理事業の、これ次のページにまたがりましてけれども、一番上の行の需用費の車両消耗品費では、タイヤやバッテリーの更新見送りなどによりまして123万6千円減の270万6千円の計上となっております。

その下の事業区分5. 車両購入事業の備品購入費では、一般車両の平成11年車のプリウスの更新を行うもので1台199万8千円の計上。

その下の除雪グレーダーでは、これは平成3年車で故障も多くなっていることから国庫補助を活用しまして1台更新するもので4,087万円を計上しております。

次に、141ページ、2目、道路維持費の事業区分1. 町道維持管理事業の需用費の修繕料では、北栄南11線他4本と市街地の舗装補修を計画的に進めるほか、歩道や縁石などの地域要望がございますので、その修繕、さらに区画線補修などで1,950万円を計上しております。

その下の委託料の道路側溝清掃業務では、本年度は市街地区の東側および実践会地区の<sup>かんきよ</sup>管渠の清掃を行うもので510万1千円の計上となっております。

その下の使用料及び賃借料の機械借上料では、南2線の道路整備で排水の整備要望ができたことから整備手法の検討をするために減ったといたしますか、それで272万円の計上となっております。

その下の原材料費では、同じく南2線関連での減額で、砂利道の損傷箇所が減ってきているということもございまして347万4千円減の444万円の計上となっております。

次のページの上の方になります。事業区分3. 町道舗装修繕事業の南12線舗装修繕工事では、若葉側延長884m、一応今のところ今年度で完成を予定しておりますけれども、5,600万円を計上しております。

その下の事業区分4. 町道道路ストック総点検事業では、道路法の改正により橋梁・舗装・照明・標識・トンネル等の5年に1度の点検が義務付けられておりますので、今回は末広線、南8線、相内線、南13線の点検を行うものとして1千万円を計上しております。

次に、3目の道路新設改良費の事業区分1. 道路新設改良一般事業の備品購入費では、新土木積算システムへの移行に伴いパソコン1台を購入することで26万円の計上。

その下の事業区分2. 末広団地東1丁目南線道路整備事業の工事請負費、末広団地東1丁目南線道路整備工事では延長135m、幅員5mで昨年度完成の末広公営住宅内の道路整備を行うもので1,830万円を計上しております。

その下の補償、補填及び賠償金では、この道路工事に伴う水道管の移設補償で209万

1千円を計上しております。

次に、その下の4目の橋梁維持費の事業区分1. 橋梁維持管理事業の委託料、橋梁長寿命化修繕計画橋梁詳細設計業務では、この計画に基づく穂波橋・笠野橋・柏橋の3橋の詳細設計で1,600万円、そして橋梁点検40橋で2千万円、合計3,600万円の計上になります。

その下の工事請負費では、昨年度の調査に基づいた福野橋の修繕で3,800万円の計上でございます。

次に、145ページの上の表の8款、4項、1目の河川総務費の事業区分2. 河川改修整備事業の河川改修整備工事では、清住の伏見川の積ブロック積み替えで延長20mで500万円を計上しております。

次に、下の表になります。8款、5項、1目の公園費、事業区分1. レクリエーション公園維持管理事業の需用費の修繕料では、これは昨年度行ったバーベキューハウス通路修繕が終わったということで33万円減の27万円の計上となっております。

次のページの中ほどの原材料費、修繕原材料では、芝桜の苗木を増やすこととして、今年1万3,227鉢で201万8千円を計上しております。

その下の備品購入費のバッテリーカーでは、本年度は二人乗りの1台を更新するもので79万4千円を計上しております。

その下の事業区分2. 各公園等維持管理事業の需用費の修繕料、昨年度、仲町の公衆便所の屋根の修繕がありましたので、これが終わったことで83万6千円減の40万円の計上となっております。

次に、149ページの下表、8款、6項、1目、住宅管理費の事業区分1. 町営住宅維持管理事業の工事請負費、ここの町営住宅周辺整備工事では、西幸町の幸栄団地の物置更新で今まで4年計画でやってきておりますけども、3年目になる今年は5棟分の20基600万円の計上でございます。

その下の町営住宅フェンス改修工事では、これは末広団地の東側のフェンス100m改修で330万円を計上しております。

その下の公有財産購入費では、これは東幸町にあります北海道所有の土地付きの教員住宅、高校の教員住宅2棟、うち1棟が平屋でございますけども、2棟5戸を購入するものとして700万円を計上しております。

その下の備品購入費では、公営住宅の一部のところにあります、備え付け備品であるストーブとボイラーの経年劣化による修理不能に備えてストーブ3台、ボイラー2台を購入するものとして76万円を計上しております。

次に、一番下の2目、住宅建設費の事業区分1. 公営住宅建設事業の、次のページにまたがりまして、委託料、幸栄団地整備基本・実施設計業務では、現17棟68戸の基本・実施設計を行うもので1,300万円を計上しております。

その下の事業区分2. 公営住宅改修事業の工事請負費、これは穂波団地公営住宅改修工事で、平成6年建設の1棟8戸の公営住宅の外壁と屋根の塗装で1,550万円を計上しております。

次に、153ページ、9款、ここから消防費になります。9款、1項、1目の消防組合費では、総体で3,950万5千円増の2億406万円となっておりますけれども、その

主な原因は、203ページを開いていただきたいと思いますが、ここの科目が変わってきますけれども、3款、1項、3目の訓子府消防支署費の事業区分1. 職員給与費では、職員の給与改定に伴う給料と手当の率改定によりそれぞれ増えております。

その下の事業区分2. 消防行政一般経費の需用費の消耗品費では、新型の活動服、上下の購入で全職員1人2着分になりますけれども、更新で60万円増の121万5千円の計上となっております。

次、205ページになります。事業区分6. 消防業務費の備品購入費では、消防車に搭載する50mmのホース10本を買うこととして37万8千円の計上となっております。

その下の事業区分7. 救急業務費のこれも需用費の消耗品費では、自動体外式除細動器(AED)の電池が隔年更新のため、昨年度更新しておりますので今年はないということで、その分が減っておりますして18万8千円の計上となっております。

次、207ページ、3目の訓子府消防団費の事業区分1. 消防行政一般経費の負担金、補助及び交付金では、昨年度、消防100年記念事業で北見分会連合演習がありましたので、その分がなくなったことによりまして7万6千円と減っております。

その下の事業区分3. 消防業務費の需用費、これも消耗品費で、昨年度で防火衣更新が終わったということで減っておりますので30万5千円の計上となっております。

その下の事業区分5. 消防団員活動費の報酬、非常勤職員報酬では、団員報酬の改定でございますけれども、団員の報酬につきましては、平成6年から改定されておらず、交付税措置額の水準を今回踏まえた引き上げを行うというものでございまして、団長については9万円から10万円に、副団長については6万3千円から6万9千円に、分団長が4万6千円から50,500円、副分団長が3万6千円から45,500円、部長が3万円から4万円に、班長が2万7千円から3万7千円に、団員が2万5千円から3万6千円にそれぞれ改定したことから97万9千円増の355万6千円の計上。

その下の費用弁償においても災害出動時の額についても4,500円から7千円に改定、災害時以外の出動につきましては据え置きというかたちになりますけれども、これについては、火事とか、そう件数があるわけではないですから、また団員が増えたことによりまして訓練等の出動人数も増加している傾向にありますので、これで120万8千円増の795万5千円の計上となっているものでございます。

その下の事業区分7. 消防団互助会負担金では、主に団長表彰の6名の記念品分の増加によりまして92万円の計上となっております。

次、209ページ、3段目の表になります。4款、公債費、1項、1目の元金、事業区分1. 消防組合債償還元金では、平成24年度と25年度の2か年で実施した消防救急デジタル無線整備事業に係る3本の借り入れに係る償還元金として1,418万8千円の計上。

次に、2目の利子、事業区分1. 消防組合債償還利子、これは元金償還と同様にデジタル無線関係で3本、また平成26年度の消防本部の建設関連で1本、さらに平成27年度は無線遠隔サイレンデジタル化事業、これの1本で、合計5本の借り入れに対する利子として120万6千円の計上でございます。

次、211ページ、一番下の2目、組合共通経費の事業区分1. 組合共通経費の一部事務組合負担金では、庁舎建設事業の地方債を除く一般財源の対応分で1,023万3千円

と、それと通信指令システム更新に伴う本町の負担分2, 576万1千円の増額で4, 810万円を計上しております。

再び153ページに戻っていただきまして、3目の災害対策費の事業区分1. 防災対策事業の委託料、地域防災マップ作成業務では、洪水だけではなくて土砂災害や地震災害にも対応した防災ガイドマップを作成するというので、全戸配布するんですけども204万8千円を計上しております。

その下の事業区分2. 防災倉庫整備事業の工事請負費の防災倉庫建設工事では、消防庁舎の西側に鉄骨造りで362㎡、1棟の建設と外構整備をするものとして6, 160万3千円を計上するものでございます。

またその下の町有施設解体工事では、この防災倉庫を建てようとする場所の北側、一番道路側に寄贈を受けた住宅、古い住宅が1棟ありますけれども、これの解体で109万1千円を計上しております。

さらにその下の備品購入費では、防災倉庫の資材の出し入れをするためにフォークリフト1台、中古を買うものとして300万円を計上しております。

次、155ページ、ここからは教育費に入ります。教育費、10款、1項、1目、教育委員会費の事業区分1. 教育委員会運営費の旅費については、教育委員4人の道外研修分の増加により94万2千円を計上しております。

次は、158ページ、事業区分4. 学校教育等一般事業の賃金、教育専門員とありますが、昨年度までは青少年教育推進事業の生涯学習アドバイザーを社会教育の方で配置しておりましたが、本年度は学校への生徒指導や学習指導、教育課程ももちろんそうですけれども、助言なども含めて広く学校現場との連携化を図るものとして1人分327万4千円を計上するものでございます。これについては管理課に配置ということになります。

その下の負担金、補助及び交付金の、次のページにまたがりますが、一番上の行の北海道訓子府高等学校教育振興会議交付金、これでは北見市において銀河線廃止に伴う通学助成が廃止されたということがございまして、北見市から訓子府高等学校に通学する1年生のバス定期券負担額に対する助成額を在校生と、今いる学生と同じ3分の1にするため1, 064万3千円を計上してございます。

その下の社会科副読本編集委員会交付金では、この副読本は5年ごとに作成しておりますけれども、平成30年度からの使用開始に向けて委員会を設置し準備をするもので8万円を計上してございます。

その下の居武士小学校開校100周年記念事業協賛会助成金では、記念事業経費の一部を助成するもので、これは訓小のときも同じですけども80万円を計上しております。

その下の第67回北海道中学校軟式野球大会補助金では、7月に本町と北見市を会場として行われるもので10万円を計上しております。

その下の積立金、奨学資金貸付基金積立金では、基金運用額が不足する見込みから、これは先ほど条例改正のところでありましたけれども増額するもので1, 045万円を計上しております。

次に、3目のスクールバス運行費の事業区分1. スクールバス運行事業の委託料のスクールバス代替運行業務では、長期継続契約の切り替えの年になりますので、これも先ほど

の清掃なんかでもありましたけれども、人件費等の高騰を見込みまして1, 155万6千円を計上しております。

次に、下の表の10款、2項、小学校費になります。1目、学校管理費の事業区分1. 臨時講師配置事業の次のページの上の方の賃金、臨時講師というのがあると思うんですけども、訓小で2名、支援員2名、居小の臨時講師兼支援員1名、これらで1, 029万円を計上しております。

次、163ページ、下の方の2目になります。教育振興費の事業区分1. 教育振興事業の需用費の消耗品費になりますけども、これは教科書改訂による指導書の購入が、これ小学校ですね、終了したことによりまして、大きく減になって、285万円の計上となっております。

その下の備品購入費のスクールバンド用楽器では、ビブラホン1台、トロンボーン1台、グロッケンとスタンド1台で67万8千円の計上となっております。

その下の特別教科用教材ですけども、これは大きいところでは、音楽教科用教材としてキーボード2台、特別支援学級用としてサーキットポール1台、ソフトパーテーション4台などで66万8千円の計上となっております。

次のページの一番上の負担金、補助及び交付金の教育振興事業交付金では、これは毎年中学校と小学校交互に音楽鑑賞と演劇鑑賞を行っておりますけれども、本年度は小学校の方で音楽鑑賞の経費、この分の25万円を含めて100万円の計上となっております。

その下の事業区分3. 就学援助・奨励事業の扶助費の特別支援教育就学奨励費では、特別支援学級に在籍する児童に対する就学奨励費で、今のところ認定見込数が9名を想定しておりますけども、38万4千円の計上となっております。

その下の要保護・準用保護児童就学援助費では、本年度見込みで要保護1人、準要保護41人で370万8千円の計上となっております。

その下の特別支援学校交通費助成では、これは対象が1世帯1名で28万5千円の計上となっております。

次に、下の表の10款、3項、ここは中学校費になります。1目の学校管理費の事業区分1. 臨時講師配置事業、賃金では、臨時講師1名、特別支援の支援員2名で614万円の計上となっております。

次に、167ページ、これの一番下になりますけども、2目の教育振興費の事業区分1. 教育振興事業の、これ次のページにまたがりますけども、一番上の行、消耗品費では、教科書改訂による教師用教科書および指導書の購入で235万9千円、これを含めて440万7千円の計上となっております。なお、これ中学校と小学校は指導書のやつが1年ずれておりますので、去年は小学校がありましたけども、今年は中学校ということで増えていると。

その下の備品購入費の吹奏楽用楽器では、カスタムホルン1台とハンドシンバル1台で61万8千円の計上となっております。

その下の特別教科用教材は、音楽教科用教材として琴セット2台、家庭科用教材ミシン5台で50万9千円の計上となっております。

その下の負担金、補助及び交付金の教育振興事業交付金では、これは先ほど言いました小学校と中学校で音楽鑑賞と演劇鑑賞を交互にやっていますが、本年度は中学校が演劇

鑑賞となるために、ちょっと増えておりますけども、この40万円を含めて120万3千円の計上となっております。

その下の3. 就学援助・奨励事業の扶助費、特別支援教育就学奨励費では、特別支援学級に在籍する生徒に対するもので、認定見込数5名分53万9千円の計上でございます。

その下の要保護・準用保護生徒就学援助費では、本年度は見込数で要保護2人、準要保護21人、これらで251万5千円の計上となっております。

その下の特別支援学校交通費助成では、対象者が2世帯2名ということで61万7千円を計上しております。

次に、下の表の10款、4項、1目のこども園費の事業区分1. こども園運営事業の賃金の期限付専門職員、これは園長のことですが、1名344万5千円の計上、その下の臨時保育士では10人で3,201万4千円の計上、それと代替保育教諭では週休5日制に伴う代替や産休代替などのことをいいますけれども、これで1,118万円の計上、それと臨時調理員3名と代替を含めて780万9千円の計上となっております。

その下の報償費の学校医等報償金では、内科および歯科の健康診断で延べ6回分の24万円を計上しております。

その下の合同観劇会出演料では、子育て支援センターと合同で毎年開催しているもので20万円を計上しております。

次のページの需用費の賄材料費、これでは人数的にいきますと0歳児10人、1・2歳児が30人、3歳児以上が143人、職員と代替の先生方で、合わせて33人、これらなどで1,485万円の計上となっております。

その下の負担金、補助及び交付金の多子世帯保育料応援補助金では、平成27年度の実績に基づきまして903万6千円を計上しております。

その下の事業区分2. こども園維持管理事業の需用費、光熱水費では、これは今のところ新しくてちょっとわかりませんが、他の町村の類似施設と現保育園と幼稚園の実績を参考にしながら380万7千円を計上したところでございます。上下水道料については、現保育園と幼稚園の過去2年分の平均使用量を参考にしまして115万3千円、それで合わせて496万円を計上しているものでございます。

その下の役務費の火災保険料では、これは共済の基準額によりまして算出し79万8千円の計上になります。

その下の委託料の施設管理業務では、1人当たりでいきますと1日5時間ということで年間158万3千円の計上ということになります。

一番下の事業区分3. こども園建設事業では、これは次のページにまたがりますが工事請負費のこども園外構等工事、これは去年からやっている続きになりますけども、7,788万8千円の計上となります。その下の幼稚園・保育園解体工事では2,457万円の計上。この解体についても昨年からの継続費となる分でございます。

次に、下の表の10款、5項、1目の社会教育総務費の事業区分3. 青少年教育推進事業の、これ賃金のところですが、生涯学習アドバイザーを先ほど言いました教育専門員に振り替えたこと、また、放課後子ども教室、これみつばちクラブの指導員の拡充を含めて、差し引き155万5千円減の94万6千円を計上しております。

その下の報償費の講師謝礼では、みつばちクラブ介助ボランティアが平成27年度で終

了したことなどから31万7千円減の17万6千円の計上となっております。

176ページの委託料の放課後児童支援活動鑑賞事業では、竹の子クラブとみつばちクラブ合同鑑賞体験事業として新たに10万円を計上しているものでございます。

次に、179ページ、これは下の方の2目、公民館費、事業区分1. 公民館維持管理事業の需用費の修繕料では、暖房用のボイラー1台の熱交換器交換と部品の取り替えで117万8千円、機械室の外部ドアの取り替えで42万1千円、ロビーの西側の天窓のガラスの修繕で33万5千円などを含め229万円の計上となります。

その下の委託料の、これ次のページになりますけれども、上から2行目、清掃管理業務では、長期継続契約の切り替えがこれについてもなりますので、人件費等の高騰を見込み641万1千円の計上となっております。

また、昨年度は暖房用配管洗浄および不凍液交換で415万8千円というのがありましたが、それでも委託料総体では、この分が大きく減額となっているという分でございます。

その下の備品購入費では、講堂用のいすを全部取り替えますので、いす400台、それとそのいすを乗せる代車16台、それに記録用のデジタルカメラ1台で542万7千円を計上しております。

次に、その下の3目、図書館費の事業区分1. 図書館業務システム運用事業の使用料及び賃借料では、昨年度は機器の更新が年度の途中でしたけれども、本年度は1年分の借り上げとなりますので、その分が増えていることとなります。

その下の事業区分2. 図書館活動事業の報償費、講師謝礼では、こども園開園に合わせまして保護者・保育士・教諭などを対象とした読み遊びと幼児期の子育て講演を実施するもので20万円増の35万円の計上となっております。

次に、183ページ下の表になります。10款、6項、1目の保健体育総務費の次のページになりますけれども、上から2行目の事業区分2. 社会体育活動推進事業の負担金、補助及び交付金の一番下になります。大会開催補助金では、本年度は北見ブロックのパークゴルフ大会、ピポット杯のゲートボール大会、それとオホーツクジュニアバレーボール大会、北見地方朝野球選手権大会、道東地区剣道大会、管内少年少女剣道訓子府大会を予定しておりますので28万5千円を計上しております。

次に、2目、体育施設費の事業区分1. スポーツセンター維持管理事業の委託料、次のページにまたがりますけれども、5行目のスポーツセンター建設工事基本設計業務では、スポーツセンター建設に向けて利用者や住民など多くの意見を聞くために1年間かけて基本設計を行おうとするもので799万2千円を計上しております。

その下の事業区分2. 温水プール維持管理事業の需用費の修繕料になりますけれども、幼児および流水プールの塗装、それと給湯配管更新、ろ過機5方弁更新などで533万2千円の計上でございます。

その下の委託料の清掃管理業務では、これについても先ほど来、説明しております長期継続契約の切り替えの年になりますので、900万8千円の計上となります。

その下の事業区分3. 屋内ゲートボール場維持管理事業、これも需用費の修繕料では、昨年度はすが漏り防止工事がありましたけれども、これがなくなりましたので大きく減額で、3万円だけの計上ということになります。

次、190ページ、事業区分4. 屋外運動施設維持管理事業では、下の方の使用料及び

賃借料、ここの機械借上料ですけれども、昨年、補正予算でも説明したように、天候の関係で実施できなかったパークゴルフ場と屋外ゲートボール場の目土散布を今年やるということで118万円を計上してございます。

そしてその下の原材料費においても同様に、これの分の混合土220㎡分118万8千円を計上しております。

次に、191ページ、3目の給食センター費の事業区分2. 給食調理事業の需用費の賄材料費、ここでは、こども園開設による幼稚園の給食が減ったということがございまして、2,564万1千円の計上になってございます。

194ページ、事業区分3. 給食センター維持管理事業の備品購入費では、これはさいの目切り機および角切りプレート1台、配送用保温コンテナ1台で166万2千円を計上しております。

次に、195ページ、11款、ここは公債費になります。公債費では、昨年度で償還を終了した起債が平成12年度分が3本、平成14年度分が11本、平成15年度分が20本、平成17年度分が4本、平成21年度分が1本、これがございまして、元利合わせて3,036万4千円の減ということになります。

次に、199ページ、これは13款の給与費になります。ここでは、特別職3人と一般職90人、これは新規採用の4人を含んでいますけれども、人件費を計上しております。また選挙費の職員手当、議員や各種委員の報酬等を加えた人件費総体につきましては、220ページの給与費明細書を添付しておりますので、これは後でご覧をいただきたいと思っておりますけれども、なお、この明細書は、地方自治法に基づく書式でございまして、報酬、給料、手当、共済費などのほか、手当の種類ごとに前年との比較ができるように調製したものでございます。221ページになりますけれども、これは後で見ていただくことで説明は省略させていただきます。

続きまして、213ページからは、これまでにご決定をいただいた債務負担行為について本年度分以降の支出予定額の調書でございまして、218ページを見ていただきたいのですけれども、一番下の計の欄にありますように、本年度以降の支出予定額は、1億3,390万4千円となっております。そのうち一般財源としては、1億1,710万9千円が必要だということになってございます。

なお、本年度分の支出予定額につきましては、説明資料の27ページ以降に一覧でまとめておりますので、後でご覧いただければと思います。

続きまして、219ページ、ここは地方債の年度末現在高に関する調書でございまして、合計欄の右側にございますように平成28年度末の現在高見込額は47億5,050万円ということになってございます。

最後に225ページ、これは継続費の調書でございまして、平成26年度から28年度までの総額11億4,208万5千円について、本年度は最終年度ということになりますので、昨年度の執行残321万4千円を含めて、本年度は1億567万2千円を継続費として執行するという内容でございまして。

以上、総額を47億8,370万円とする平成28年度の一般会計予算案について、説明申し上げました。

時間の関係もあり、ちょっと急ぎになりましたけれども、詳細の説明につきましては、

この後の質疑の中でお願いしたいと思っておりますけれども、どちらにしても、最初に申し上げましたけれども、依然として厳しい財政状況は変わっていないということで、今後の大型事業を勘案しながらも基金積み立てを積極的にするとともに行財政の均衡を図ることに重点を置き予算編成にあたったということでございます。結果的に例年にはない大型の予算となりましたけれども、すべての町民にやさしいまちづくりを実現するための施策に配慮しながら町づくりと財政の健全化の両立化を目指したものとなっております。

説明不足の点につきましては、お詫びを申し上げ、後は、特別委員会等の質疑で補足させていただきたいと思っておりますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第13号 平成28年度訓子府町国民健康保険特別会計予算についての提案理由の説明を求めます。別冊予算書226ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 各会計予算書の226ページをお開き願います。

議案第13号 平成28年度訓子府町国民健康保険特別会計予算につきまして、別冊の予算案の説明資料を含めてご説明申し上げます。

それでは、予算書に入ります前に、別冊の各会計予算案の説明資料の3ページをお開き願います。

その中段に、国保会計の予算編成にあたっての、基本的な考え方について記載しております。

最初に、歳入でありますけれども、国保税につきましては、現行税率により計上しております。

国庫支出金および療養給付費等交付金につきましては、保険給付費を基礎とし積算した額を計上しており、道支出金につきましては、北海道の調整交付金等を計上しております。

65歳以上75歳未満の前期高齢者に対する交付金として、前期高齢者交付金を計上しております。

一般会計繰入金につきましては、従来からのルールによる繰り入れのほか、財源調整に要する財政調整基金の不足額の補てん分を繰入金として計上しております。

次に、歳出ですけれども、前年度の医療費実績見込み等から推計した保険給付費および介護保険第2号被保険者に係る介護納付金等を計上しております。その他前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、保険財政共同安定化事業拠出金等、保健事業費では特定健診等に係る費用を計上しております。

次に、資料の9ページをお開き願います。

9ページの下から3行目には、国保会計の財政調整基金保有状況を記載しております。

基金は、平成20年度末から底をついている状況でありますけれども、今年度につきましては、従来どおり一般会計から繰り入れる普通交付税に算入されております財政安定化支援分48万7千円と、預金利子1千円を積み立てし、平成28年度末の保有見込額は、一番右側に記載しております48万7千円となる見込みであります。

また、同じ資料の30ページから34ページにわたり、国保会計の概要をそれぞれ記載しておりますが、この資料の内容につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、予算書に戻りまして、内容をご説明申し上げます。

議案第13号 平成28年度訓子府町国民健康保険特別会計予算の第1条では、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,060万円と定めるものであります。この予算は、前年度当初と比較しまして2,090万円、約2%の減額計上となっております。

第2条では、一時借入金の借入限度額を前年度同額の3千万円と定めるものであります。

第3条では、歳出予算の流用についての定めであります。保険給付費の各項の予算に過不足が生じた場合の流用の方法について、従来と同様に定めるものであります。

次に227ページから232ページにつきましては、款項ごとにそれぞれ額を記載しており、233ページから234ページには総括表を載せておりますので、ご覧をいただくこととしまして、235ページ以降の事項別明細書によって、その特徴的なものに限って説明させていただきますので、あらかじめお許しをいただきたいと思っております。

はじめに、235ページの歳入から説明させていただきます。

見開きで左側が款・項・目、右側のページが節以下の説明を載せてございますので、両方のページを見ながらお聞きいただきたいと思っております。

最初に、235ページの第1款、国民健康保険税、第1項、第1目の一般被保険者国民健康保険税であります。総額では前年度比716万5千円増の2億3,345万7千円を見込んでおります。

236ページの1節、医療給付費分現年課税分につきましては、世帯数で938世帯、被保険者数は2,179人と見込んで現行税率により算定し、その額から低所得者軽減分、限度額超過分などを差し引き、収納率を98%と見込んで1億6,793万7千円を計上しております。

2節の医療給付費分滞納繰越分につきましては、前年度同額の100万円を計上しております。

次に、3節の後期高齢者支援金分現年課税分につきましては、先ほどの医療給付費分現年課税分と同様に算出しまして4,573万円を計上しております。

次に、5節の介護納付金分現年課税分につきましては、世帯数で527世帯、被保険者数は792人を見込んで1,878万8千円を計上しております。

次に、235ページの下段から238ページの第2目の退職被保険者等国民健康保険税でありますけれども、総額では前年度比193万3千円減の178万8千円を見込んでおります。

236ページ、下段にあります1節の医療給付費分現年課税分につきましては、世帯数を23世帯、被保険者数は43人と見込んで123万円を計上しております。

次に、238ページの3節、後期高齢者支援金分現年課税分につきましては、26万5千円を計上しております。

次に、5節の介護納付金分現年課税分につきましては、世帯数で32世帯、被保険者数は43人を見込んで29万円を計上しております。

次に、237ページの下段の第2款、国庫支出金、第1項、国庫負担金、第1目の療養給付費等負担金につきましては、補助対象医療費の32%相当額が国から交付されるものですけれども、現年度分、過年度分を合わせまして、前年度と比較して1,185万8千円減の1億5,948万3千円を計上しております。

第2目の高額医療費共同事業負担金につきましては、高額医療費拠出金に対する国の負担分4分の1の821万8千円を計上、第3目の特定健康診査等負担金につきましては、これは特定健診の対象経費の国負担分3分の1の102万4千円を計上しております。

次に、239ページになります。第2項、国庫補助金、第1目、財政調整交付金につきましては、このうち財政力格差調整のために交付されます普通調整交付金につきましては、前年度の実績額の90%分を見込みまして1,335万8千円を計上し、また、特別調整交付金につきましては60万円を計上しております。

次に、第3款、第1項、第1目、療養給付費等交付金につきましては、退職者医療制度の財源で、各保険者の拠出により賄われ、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものですが、前年度比1,511万7千円減の2,088万2千円を計上しております。

次に、第4款、第1項、第1目 前期高齢者交付金につきましては、保険者間の65歳以上75歳未満の前期高齢者の偏在による不均衡を各保険者の加入者数に応じて財政調整するための交付金として、前年度比4,266万9千円増の1億9,576万9千円を計上しております。

次に、第5款、道支出金、第1項、道負担金、第1目、高額医療費共同事業負担金につきましては、高額医療費拠出金に対する道負担分4分の1の821万8千円を計上、第2目の特定健康診査等負担金は、国庫支出金と同様に特定健診の対象経費の道負担分3分の1の102万4千円を計上しております。

次に、第2項、道補助金、第1目の調整交付金につきましては、国からの財源移譲分を一定のルール計算により調整交付金として交付されるもので、普通調整交付金は前年度比294万8千円減の3,029万2千円を計上、特別調整交付金については、580万6千円を計上しております。

次に、241ページの第6款、第1項、第1目の共同事業交付金につきましては、1件80万円を超える医療費を対象としまして、国保連合会が行う高額医療費共同事業により100分の59が交付されるもので、過去の実績を勘案し、前年度比31万8千円減の3,123万円を計上しております。

第2目の保険財政共同安定化事業交付金につきましては、1件1円以上80万円までの全ての医療費が対象となり、医療費実績などにより国保連合会に拠出し交付を受けるもので、前年度比1,269万7千円減の2億3,333万2千円を計上しております。

次に、第7款、財産収入、第1項、財産運用収入、第1目の利子及び配当金につきましては、財政調整基金の利子として1千円を計上しております。

次に、第8款、繰入金、第1項、基金繰入金、第1目の財政調整基金繰入金につきましては、前段ご説明申し上げたとおり、平成20年度末から基金は底をついている状況であることから1千円の科目計上としております。

次に、第2項、他会計繰入金、第1目の一般会計繰入金のうち、1節の保険基盤安定繰入金は、前年度実績額により保険税軽減分2,134万3千円と保険者支援分1,188万5千円を合わせ3,322万8千円を繰り入れするものです。

2節の出産育児一時金繰入金は560万円、3節の財政安定化支援事業繰入金は、昨年度の普通交付税措置実績額の48万7千円をそれぞれ町の負担分として繰り入れするものであります。

4節のその他一般会計繰入金につきましては、国保会計の財源補てん分繰入金として、前年度比4,401万5千円減の6,357万5千円と、国保会計を運営するための事務費等に要する経費として260万4千円を計上しております。

次に、243ページになりますけども、ここは一番下になりますが、第10款、諸収入、第3項、第6目の雑入につきましては、特定健診に係る自己負担額等の計上ですが、集団健診560名のうち、誕生健診50名を除く、差し引き510名分の61万2千円を計上しております。

次に、歳出について説明させていただきます。245ページをお開き願います。

まず、第1款、総務費、第1項、総務管理費、第1目の一般管理費および第2目の連合会負担金につきましては、国保一般事務に要する経費として、合わせて337万9千円を計上しております。

なお、1目の25節、積立金では、財政調整基金積立金として、財政安定化支援事業分と基金利子分を合わせまして48万8千円を計上しております。

次に、第2項、徴税费および第3項の運営協議会費につきましても、徴収事務および運営協議会の事務的経費として、それぞれ38万8千円と7万9千円を計上しております。

次に、247ページになります。

第2款、保険給付費、第1項、療養諸費の積算につきましては、前年度の給付、支払実績から推計し計上しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

まず、第1目の一般被保険者療養給付費は、前年度比200万円増の5億200万円を計上、第2目の退職被保険者等療養給付費は、前年度比960万円減の1,540万円を計上しております。

第3目の一般被保険者療養費は、前年度同額の700万円、第4目の退職被保険者等療養費は、前年度比16万円減の14万円を計上しております。

第5目の審査支払手数料は、前年度の支払見込額から推計し165万8千円を計上しております。

次に、第2項、高額療養費につきましても、療養諸費と同様に前年度の実績により推計し計上しております。

第1目の一般被保険者高額療養費は、前年度比200万円減の5,400万円を計上、第2目の退職被保険者等高額療養費は、前年度比122万円減の378万円を計上しております。

第3目の一般被保険者高額介護合算療養費は、前年度同額の100万円を計上していません。

また、次の249ページの第4目、退職被保険者等高額介護合算療養費につきましては、4万2千円を計上しております。

次に、上から3段目、第4項、出産育児諸費、第1目の出産育児一時金につきましては、前年度実績を勘案しまして20人分840万円を計上しております。

次に、第5項、葬祭諸費、第1目の葬祭費につきましては、前年度同額の16件分80万円を計上しております。

次に、251ページの第3款、後期高齢者支援金等、第1項、第1目の後期高齢者支援金拠出金につきましては、後期高齢者医療制度の財源として各保険者が約4割相当分を拠

出するものですが、概算拠出の通知によりまして、前年度比644万4千円減の1億1,014万1千円を計上しております。

次に、第4款、第1項、第1目の前期高齢者納付金につきましては、歳入でも説明しておりますけれども、保険者間の65歳以上75歳未満の前期高齢者の偏在による不均衡を調整するため、各保険者の加入者数等に応じて費用負担するもので、概算通知によりまして4万5千円を計上しております。

次に、第6款、第1項、第1目の介護納付金につきましては、国保被保険者にかかる介護保険第2号被保険者分で、概算納付の通知によりまして、前年度比250万2千円減の4,611万7千円を計上しております。

次に、253ページの第7款、共同事業拠出金、第1項、第1目の高額医療費拠出金は、決定通知額に基づきまして、前年度比132万5千円増の3,287万5千円を計上しております。

次に、第3目、保険財政共同安定化事業拠出金につきましても、決定通知額に基づきまして、前年度比41万6千円減の2億4,561万4千円を計上しております。

次に、第8款、保健事業費、第1項、第1目の特定健康診査等事業費につきましては、国保の40歳から74歳の被保険者を対象としました特定健診と特定保健指導に要する経費の計上ですが、前年度比37万4千円減の435万4千円を計上しております。

右側の254ページになりますけれども、12節の役務費は、特定健診のための郵送料や特定健診データ管理システム手数料として51万2千円を計上、13節の委託料は、特定健診業務を委託するものですが、700名分の基本健診料などとして383万3千円を計上しております。

次に、第2項、保健事業費、第1目の保健事業総務費につきましては、保健事業に要する経費ですが、7節の賃金は、アンケート調査集計などの臨時事務員賃金、特定保健指導の臨時管理栄養士の賃金などで35万3千円を計上、12節の役務費は、医療費通知等の郵送料として、33万9千円を計上しております。

256ページの19節、負担金、補助及び交付金にあります健康診査助成金につきましては、脳ドックに対する助成ですが、20人分の40万円を計上しております。

また、今年度、開基120年に合わせて開催いたします、健康まつりの一部経費といたしまして、委託料の健康教育指導業務の4万4千円のうち1万7千円と、内臓脂肪CT検診の15万5千円を合わせまして17万2千円を計上しております。

保健事業費全体といたしましては、前年度比24万1千円増の295万6千円を計上しております。

以上、平成28年度訓子府町国民健康保険特別会計予算について、提案理由の説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） それでは、ここで午後3時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時30分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次に、議案第14号 平成28年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算についての提案理由の説明を求めます。別冊予算書260ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 続きまして、各会計予算書の260ページをお開き願います。

議案第14号 平成28年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、別冊の予算案の説明資料も含めてご説明させていただきます。

予算書に入ります前に、別冊の各会計予算案の説明資料3ページをお開き願います。

その下段に、後期高齢者医療会計の予算編成にあたっての基本的な考え方について記載しております。

まず、歳入であります。後期高齢者医療制度においては、財政運営期間が2年間とされておりまして、保険料につきましては平成28年度が2年ごとの見直しの年となっておりますことから、平成28年度と29年度の医療費等の推計によりまして、北海道後期高齢者医療広域連合から示された保険料を計上しております。

また、脳ドック助成に対する広域連合補助金や低所得者の保険料軽減分等の公費負担金として一般会計からの繰入金を計上しております。

また、歳出につきましては、所要の事務費のほか、後期高齢者医療広域連合への納付金を計上しております。

この資料の35ページから37ページにわたり後期高齢者医療特別会計の概要をそれぞれ記載しておりますけれども、この資料の内容につきましては、説明は省略させていただきます。

予算書の260ページに戻りまして、内容をご説明申し上げます。

議案第14号 平成28年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算の第1条の予算の総額を歳入歳出それぞれ7,400万円と定めるものであります。

この予算は、前年度当初予算と比較しまして230万円、約3.0%の減となっております。

261ページから264ページにつきましては、款項ごとにそれぞれ額を記載しており、265ページから266ページには、総括表を載せておりますので、ご覧いただくこととしまして、その内容につきましては、267ページ以降の事項別明細書によって、その特徴的なものについて説明をさせていただきます。

はじめに、267ページの歳入から説明させていただきます。

まず、第1款、第1項、後期高齢者医療保険料でありますけれども、北海道後期高齢者医療広域連合が定めた保険料額に基づき算定しており、保険料算定の基礎となる均等割額は対前年度比1,663円減の49,809円、所得割率は0.01ポイント減の10.51%としており、保険料総額では、前年度比278万5千円減の4,866万8千円を計上しております。

まず、第1目の特別徴収保険料は、被保険者数を763人と見込み、保険料総額2,965万7千円を計上、第2目の1節、普通徴収保険料は、被保険者数を272人と見込み、保険料額1,896万1千円を計上、2節の普通徴収保険料滞納繰越分は、前年同額の5万円を計上しております。

次に、第2款、広域連合補助金、第1項、第1目の長寿健康増進事業交付金につきましては、75歳以上の方の脳ドックの助成金として、その費用の全額が広域連合より交付されるもので、5名分を見込み16万2千円を計上しております。

次に、第3款、繰入金、第1項、一般会計繰入金、第1目の保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者の保険料軽減分として道と町の負担分を合わせて、前年度比50万5千円増の2,053万5千円を計上しております。

第2目の事務費繰入金につきましては、広域連合納付金分と所要事務経費分を合わせて前年度比2万円減の452万5千円を計上しております。

次に、269ページと270ページになりますけれども、第5款、諸収入、第2項、償還金及び還付加算金、第1目の保険料還付金につきましては、納めすぎた保険料が広域連合から還付されるもので、保険料還付金として前年度同額の10万円を計上し、第2目の還付加算金として5千円を計上しております。

次に、第3項の預金利子および第4項の雑入につきましては、それぞれ1千円の科目計上としております。

次に、歳出について説明させていただきます。271ページをお開きください。

まず、第1款、総務費、第1項、総務管理費、第1目の一般管理費につきましては、右側の272ページになりますけれども、プリンタートナー等の消耗品費や被保険者証の一斉更新による郵便料、それから後期高齢者医療システム保守業務など、一般事務に要する経費として前年度比12万8千円減の189万9千円を計上しております。

次に、第2項、徴収費、第1目の賦課徴収費につきましては、納入通知書等の印刷製本費や保険料決定通知のための郵便料など、18万8千円を計上しております。

次に、第2款、保健事業費、第1項、第1目の保健事業総務費につきましては、歳入でもご説明いたしましたけれども、全額、広域連合からの交付金を受けて実施する75歳以上の方の脳ドックの助成に係る分ですけれども、健康診査助成金として5名分16万2千円を計上しております。

次に、273ページと274ページの第3款、第1項、第1目の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、広域連合の共通経費の市町村負担分として、事務費納付金244万円を計上、また、収納しました保険料分と低所得者の保険料軽減の保険基盤安定分を合わせまして、保険料等納付金として6,920万4千円を計上し、後期高齢者医療広域連合納付金の総額で前年度比216万3千円減の7,164万4千円を計上しております。

次に、第4款の諸支出金、第1項、償還金及び還付加算金、第1目の保険料還付金につきましては、納めすぎた保険料の還付金として、歳入同額の10万円を計上し、第2目、還付加算金として5万円を計上しております。

次に、第2項の繰出金、第1目の一般会計繰出金につきましては、預金利子相当分として1千円を計上しております。

以上、平成28年度訓子府町後期高齢者医療特別会計の予算について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。○議長（上原豊茂君） 次に、議案第15号 平成28年度訓子府町介護保険特別会計予算についての提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君）　続きます、各会計予算書の275ページをお開き願います。

議案第15号　平成28年度訓子府町介護保険特別会計予算につきまして、別冊の予算案の説明資料を含めてご説明申し上げます。

予算書に入ります前に、別冊の各会計予算案の説明資料の3ページをお開きいただきたいと思ひます。

その一番下段にですね、介護保険会計の予算編成にあたっての基本的な考え方について記載しております。

まず、歳入でありますけれども、平成27年度から平成29年度までの第6期事業運営期間に要する保険給付費を基礎としまして積算しました介護保険料をはじめ、国庫支出金、支払基金交付金、道支出金を計上したほか、介護認定等に係る所要額を含めた町負担分の一般会計からの繰り入れを計上しております。

また、歳出は4ページになりますけれども、保険給付費、介護認定審査費、事業の運営経費等のほか、地域支援事業費を計上しております。

資料9ページをお開きいただきたいと思ひます。

基金の保有状況ですけれども、9ページの下から2行目の一番右側に記載してありますように、介護保険特別会計収支の不足分および介護保険料の抑制のための取り崩しを行うことにより、平成28年度末の介護給付費準備基金保有見込額は1,592万3千円となる見込みであります。

また、同じ資料の38ページから43ページにわたりましては、介護保険特別会計の概要をそれぞれ記載しておりますけれども、この資料の内容につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは予算書に戻りまして、275ページ、予算書の内容についてご説明を申し上げます。

議案第15号　平成28年度訓子府町介護保険特別会計予算の第1条では、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1千万円と定めるものであります。

この予算は、前年度当初と比較しまして1,090万円、約2.2%の増額計上となっております。

第2条では、一時借入金の借入最高額を前年度同額の3千万円と定めるものであります。

第3条では、歳出の流用についての定めであります。が、保険給付費の各項の予算に過不足が生じた場合に同一款内で各項間の流用ができることを定めるものであります。

次に、276ページから279ページにつきましては、款項ごとにそれぞれの額を記載しており、280ページから281ページには総括表を載せておりますので、ご覧をいただくこととしまして、282ページ以降の事項別明細書によって、その特徴的なものに関して説明させていただきますので、あらかじめお許しをいただきたいと思ひます。

はじめに、282ページの歳入から説明させていただきます。

まず、第1款、保険料でありますけれども、平成27年度から29年度までの第6期介護保険事業計画によりまして、基準保険料を月額4,200円、年額で5万4,000円として算定しております。

また、保険料段階は、負担が過重にならないよう、国の標準段階と同じく第1段階から

第9段階に細分化をしております。

第1項、介護保険料、第1目、第1号被保険者保険料、1節の特別徴収保険料につきましては、被保険者総数を1,820人と見込み、保険料額を8,320万8千円、2節の普通徴収保険料につきましては、被保険者総数を116人と見込み、保険料額を320万円、3節の普通徴収保険料滞納繰越分につきましては、科目計上の1千円とし、介護保険料の総額を前年度比39万5千円増の8,640万9千円と見込んでおります。

次に、第2款、分担金及び負担金、第1項、負担金、第1目、介護予防負担金につきましては、通所型介護予防事業に係る利用者負担金として74万4千円を見込んでおります。

次の第3款、国庫支出金、第1項、国庫負担金、第1目、介護給付費負担金につきましては、現年度分としまして保険給付費に対する国のそれぞれの負担割合を乗じた8,188万3千円を計上しております。

284ページと285ページの第2項、国庫補助金、第1目の調整交付金につきましては、これは財政力格差調整のための交付金でありますけれども、現年度分としまして過去の実績から3,267万1千円を計上しております。

第2目の地域支援事業交付金の介護予防事業分につきましては、現年度分で介護予防事業に要する費用の25%の236万2千円を計上、第3目の包括的支援事業・任意事業分につきましても、現年度分として事業費に対して39.0%になりますけれども184万2千円を計上しております。

次に、第4款、支払基金交付金、第1項、第1目、介護給付費交付金につきましては、現年度分としまして、保険給付費の28%1億3,314万3千円を計上、第2目の地域支援事業支援交付金につきましては、現年度分として介護予防事業に要する経費の28%の264万5千円を計上しております。

第5款、道支出金、第1項、道負担金、第1目、介護給付費負担金は、現年度分として保険給付費に対しまして、それぞれ道の負担割合を乗じ7,265万8千円を計上、第2項の道補助金、第1目、地域支援事業交付金の介護予防事業分につきましては、現年度分として介護予防事業費の12.5%の118万1千円、第2目の包括的支援事業・任意事業分につきましても現年度分として、事業費の19.5%の92万1千円をそれぞれ計上しております。

286ページと287ページの第7款、繰入金、第1項、基金繰入金、第1目、介護給付費準備基金繰入金につきましては、介護保険特別会計の収支の不足分1,173万4千円を繰り入れするものでございます。

第2項、他会計繰入金、第1目、一般会計繰入金、1節の介護給付費繰入金につきましては、保険給付費の町の負担分12.5%ですけれども5,944万円と、2節の地域支援事業繰入金の介護予防事業分として同じく12.5%の118万2千円、3節の包括的支援事業・任意事業分として、これは19.5%になりますけれども92万2千円をそれぞれ町負担分として繰り入れするものであります。

4節、その他一般会計繰入金につきましては、特別会計を運営するための事務費等に要する経費といたしまして、前年度比215万7千円減の1,944万9千円を繰り入れするものです。

5節の低所得者保険料軽減繰入金につきましては、これは低所得者の保険料軽減に伴い

ます財源補てん分として78万8千円を繰り入れするものであります。

288ページと289ページの第8款、繰越金、第9款、諸収入につきましては、それぞれの項目を科目計上しております。

次に、290ページの歳出について説明させていただきます。

第1款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費でありますけれども、介護保険一般事務に要する経費としまして、前年度比255万1千円減の146万円を計上しております。減額の主な理由としましては、平成27年度に計上しました介護保険制度改正に伴います介護保険システム改修経費252万6千円の減となっております。

次に、第2項、徴収費、第1目、賦課徴収費につきましては、納付書や督促状の送付に使用する窓開き封筒の印刷費や郵便料を主としまして17万4千円を計上しております。

次に、第3項、第1目の介護認定審査会費につきましては、これは北見市、訓子府町、置戸町と共同設置しております介護認定審査会の経費として350万円を計上。また、第2目の認定調査費では、介護認定調査に要する経費としまして275万5千円を計上しております。

次の292ページと293ページ、第4項、第1目の趣旨普及費につきましては、介護保険制度のPRを図るための経費としまして51万9千円を計上しております。

その下の第5項、計画策定委員会費につきましては、平成30年度からの第7期介護保険事業計画策定のための経費といたしまして5万1千円を計上しております。

次に、第2款、保険給付費、第1項、介護サービス等諸費、第1目の居宅介護サービス給付費ですけれども、居宅要介護認定者の居宅サービスに係る給付で1億886万円を計上しております。第3目、地域密着型介護サービス給付費は、これは認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホーム利用に対する給付で5,400万円を計上しております。

次に、294ページと295ページになりますけれども、第5目、施設介護サービス給付費は施設サービスに係る給付としまして2億3,728万7千円を計上しております。

第7目では、居宅介護福祉用具購入費として100万円を計上し、第8目では、居宅介護住宅改修費として200万円を計上、第9目、居宅介護サービス計画給付費として前年度比187万円増の1,422万円を計上しております。

第2項の介護予防サービス等諸費につきましては、要支援1、要支援2の認定者に対する介護予防に要する経費を計上しております。

第1目、介護予防サービス給付費は居宅の要支援認定者に対する給付で、介護予防通所介護や訪問介護などの利用に対する給付に1,320万円を計上、第5目、介護予防福祉用具購入費に50万円、第6目、介護予防住宅改修費に150万円を計上しております。

次に、296ページと297ページの第7目、介護予防サービス計画給付費につきましては、これはケアプランの作成給付でございますけれども、前年度と同額の212万円を計上しております。

第3項、その他諸費、第1目、審査支払手数料は、介護給付費の請求に係る審査支払に係る手数料として41万7千円を計上しております。

第4項、高額介護サービス等費、第1目、高額介護サービス費は、要介護認定者の介護サービス自己負担額が一定額を超えた場合に給付するものですけれども1,090万円を計上、第2目、高額介護予防サービス費は要支援認定者に対する給付で10万円を計上して

おります。

第5項、第1目、高額医療合算介護サービス費は、要介護認定者の介護保険と医療保険の自己負担の合計額が年間で一定額を超えた場合に給付をするものですが、これも220万円を計上しております。同じく第2目の高額医療合算介護予防サービス費につきましても、これは要支援認定者に対する給付ですが、これも10万円を計上しております。

次に、298ページと299ページの第6項、第1目、特定入所者介護サービス費は、これは施設入所者への食費、居住費の補足的給付として前年度比290万円増の2,700万円を計上しております。第3目の特定入所者介護予防サービス費は、要支援認定者の短期入所サービス利用に対する食費、滞在費の補足的給付として10万円を計上しております。

次に、第3款、地域支援事業費、第1項、介護予防事業費、第1目、二次予防事業費につきましては、昨年に引き続き、高齢者の実態や地域の課題を把握するための日常生活圏域高齢者ニーズ調査業務に要する経費として13万2千円を計上しております。

第2目、一次予防事業費につきましては、これは介護予防に関する基本的な知識の普及啓発を行うほか、ボランティアなどの人材育成を行い、基本的な見守りや手助けの方法を普及させるための経費のほか、委託料の運動指導等業務においては、新たに個別介護予防事業を実施する経費など1,280万3千円を計上しております。

第3目の総合事業費精算金につきましては、要支援認定者の訪問介護と通所介護が平成29年度までに介護予防・日常生活支援事業、いわゆる新総合事業へと移行することとなりますが、現在、町外に居住しております住所地特例対象の要支援認定者がこのサービスを利用した場合の事業費負担金としまして11万2千円を計上しております。

次に、300ページと301ページの第2項、包括的支援事業・任意事業費、第1目、介護予防ケアマネジメント事業費は、これは高齢者の自立保持のための身体的・精神的・社会的機能の維持向上を図るため、介護予防事業のケアマネジメントを行う事業に要する経費として341万4千円を計上しておりますが、このうち右の301ページにあります28節の一般会計繰出金339万8千円につきましては、地域包括支援センター職員の人件費分として一般会計に繰り出しするものであります。

次の、第2目、総合相談支援事業費につきましては、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活実態、必要な支援等を把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービスなどにつながる支援を行うための経費として5万1千円を計上しております。

第3目の権利擁護事業費につきましては、権利擁護の支援を行う経費ですが、管内での研修参加旅費として2千円を計上しております。

第4目の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費につきましては、主治医、ケアマネージャー、地域の関係機関との連携を通じましてケアマネジメントの後方支援を行うための経費として10万1千円を計上しております。

第5目、任意事業費は、家族介護用品購入費に対する助成費用、認知症高齢者等に対する成年後見制度利用に係る経費115万7千円を計上しております。

次に、第3項、第1目、運営協議会費は、地域包括支援センター運営協議会に要する経費5万2千円を計上しております。

次に、302ページと303ページ、第5款、公債費、第1項、第1目の一時借入金利子は資金繰りのための一時借入金利子7万4千円を計上しております。

第6款、諸支出金、第1項、償還金及び還付加算金、第1目、第1号被保険者保険料還付金につきましては、第1号被保険者保険料の過誤納還付金として10万円を計上しています。

以上、平成28年度介護保険特別会計予算について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） お諮りいたします。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間はあらかじめ延長いたします。

次に、議案第16号 平成28年度訓子府町下水道事業特別会計予算についての提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（遠藤琢磨君） 各会計予算書の307ページをお開き願いたいと思います。

議案第16号 平成28年度訓子府町下水道事業特別会計予算につきまして、別冊の予算案の説明資料を含めてご説明申し上げます。

予算書に入ります前に別冊の各会計予算案の説明資料の4ページをお開き願いたいと思います。

下水道会計の予算編成にあたっての基本的な考え方について記載をしております。

まず、歳入であります。農業集落排水事業および個別排水処理施設整備事業に係る分担金、使用料を計上。使用料は、本年度使用者の見込みも含め計上しております。繰入金は、歳入歳出の差し引き不足額に係る一般会計繰入金を計上。町債は、個別排水処理施設整備事業の実施に伴う過疎債、下水道債を計上しております。

また、歳出であります。農業集落排水事業については、農業集落排水施設機能診断業務のほか、道道の改良工事に伴う下水道管移設工事や施設の維持管理経費を計上。

また、個別排水事業については、合併浄化槽の設置に要する工事費や施設の維持管理経費を計上しております。

このほか、事務費、起債の元利償還金について、それぞれ所要額を計上してございます。

この資料の44ページ、45ページに下水道事業特別会計の概要を、また46ページには投資的事業の内訳を、51ページには施設整備箇所図をそれぞれ記載しておりますが、内容につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、予算書の307ページに戻りまして、予算の内容を説明申し上げます。

まず、第1条で、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,680万円と定めるものであります。

この予算は、前年と比較しまして4,030万円の減額となっておりますが、その主な要因としましては、農業集落排水事業の減によるものでございます。

また、第2項では、歳入歳出予算の款項の区分および金額は308ページからにあります第1表 歳入歳出予算によることを規定しておりますが、これについては後ほどご覧いただくこととし、その内容については、313ページ以降の事項別明細書で説明させていただきます。

第2条では、地方債につきまして第2表 地方債によることと規定しておりますが、その内容についても後ほど説明させていただきます。

第3条の一時借入金につきましては、借入最高額を1億円と定めるものでございます。

次に、312ページをお開き願いたいと思います。

第2表の地方債であります。個別排水処理施設整備事業の限度額を1,330万円とし、証書借入で年利5.0%以内、償還の方法は、記載のとおり定めようとするものであります。

313ページからは、事項別明細書になりますが、歳入歳出とも特徴的なものについてのみ説明させていただきます。

313ページ、314ページにつきましては、歳入歳出の款別の予算額を掲載しておりますので、これにつきましても後ほどご覧いただくこととし、はじめに315ページの歳入から説明をさせていただきます。議員の皆さまには各科目の説明欄を見ていただければよいかと思います。

まず、1款、1項、1目の農業集落排水事業分担金につきましては、平成28年度新規賦課分として5戸を予定し25万円を計上しております。

2目の個別排水処理施設整備事業分担金につきましては、1戸当たりの分担金を50万円とし、5戸の新規整備を予定していることから、前年度同額の250万円を計上しております。

次に、2款、1項、1目の農業集落排水施設使用料につきましては、前年使用料の実績を勘案し、前年と比較し80万2千円減の5,252万3千円を計上しております。

2目の個別排水処理施設使用料につきましては、今年度新規設置数などを見込み、前年と比較し30万9千円増の1,443万7千円を計上しております。

次に、3款、1項、1目の国庫補助金につきましては、農山漁村地域整備交付金事業により、農業集落排水施設機能診断業務費600万円分を計上してございます。

次の317ページ、4款、1項、1目の一般会計繰入金につきましては、従来と同様、歳出総額から分担金、使用料、補助金、町債等の自主財源、特定財源を差し引き、その不足額を一般会計から繰り入れするものであり、前年と比較し146万5千円増の9,095万4千円を計上しております。

6款、3項、1目の雑入につきましては、前年と比較し275万8千円増の680万9千円を計上し、消費税還付金として56万1千円、移設補償費につきましては、道道交通安全工事に伴います支障物件移設補償費として624万8千円を計上しております。

次に、7款、1項、1目の個別排水処理施設整備事業債につきましては、前年と比較し90万円増の1,330万円の計上であります。新設5基分の個別排水処理施設整備事業に伴う下水道債と過疎債を合わせた額を計上しております。

次に、321ページからの歳出について説明をさせていただきます。

1款、1項、1目の一般管理費につきましては、前年と比較し118万円減の180万

4千円を計上しております。

1節の報酬は、上下水道事業経営審議会委員に対する報酬を年2回の開催分として3万6千円を計上してございます。

また、28節の繰出金は、水道事業会計への繰出金であり、下水道使用料の賦課徴収事務の委託費として、前年比1万2千円減の163万5千円の計上であり、減額の要因につきましては、検針件数の減によるものでございます。

2項、1目の農業集落排水管理費につきましては、前年と比較し127万円減の5,681万9千円を計上しておりますが、11節の需用費から14節の使用料及び賃借料までにつきましては、訓子府処理施設、末広処理施設、日出処理施設の管理経費を計上しております。

11節の需用費では、施設の消耗品、機器修繕料、光熱水費として前年比223万9千円減の1,816万3千円を計上しておりますが、その内、光熱水費は、前年の実績を踏まえ172万3千円減の1,252万円を計上しております。

12節、役務費では、通信運搬費、手数料、保険料を合わせ前年比22万3千円減の357万円を計上しております。

13節、委託料では、消防設備保守点検、施設維持管理、電気保安管理の各業務費合わせて前年比170万6千円増の3,195万円を計上しております。

14節、使用料及び賃借料は重機、汚泥等の運搬車両の借上料として前年比5万1千円減の183万7千円を計上してございます。

15節、工事請負費100万円につきましては、住宅等新築に伴う公共汚水柵設置工事として2か所分を計上してございます。

次に、323ページ、2目の個別排水管理費につきましては、前年と比較し24万2千円増の1,548万3千円を計上しております。

12節、役務費は、合併浄化槽の法定検査手数料として、前年同額の184万7千円を計上しております。

13節、委託料では、浄化槽保守点検業務で浄化槽点検基数の増に伴いまして前年比22万9千円増の1,302万4千円を計上してございます。

次に、2款、1項、下水道事業費、1目の農業集落排水事業費につきましては、前年と比較し農業集落排水施設更新工事が終了したことにより4,011万円減の1,727万1千円を計上しております。

13節、委託料では、農業集落排水処理施設の今後の機器更新等を検討する判断材料として、施設機器の劣化状況を診断するための、農業集落排水施設機能診断業務費600万円を計上しております。この業務費につきましては、歳入でも説明いたしましたが全額国費として補助されるものでございます。

15節、工事請負費では、道道北見置戸線交通安全工事（若富工区）におきまして支障となる下水道管および公共柵の移設、マンホール撤去、新設の工事費1,027万1千円、道道置戸訓子府北見線交通安全工事（末広工区）において支障となるマンホール<sup>てんぼだか</sup>天端高調整工事費100万円をそれぞれ計上してございます。

2目の個別排水処理施設整備事業費につきましては、前年と比較し112万3千円増の1,839万1千円を計上しております。

13節の委託料は、浄化槽新設5基分の実施測量設計業務として97万円を計上しておりますが、人件費の値上がりによりまして、前年と比較し2万5千円増額計上してございます。

15節、工事請負費につきましても、本年度5基の設置工事分として1,706万7千円を計上、委託料と同様、人件費、資材等の値上がりにより前年と比較し106万7千円増額計上してございます。

次に、325ページ、3款、1項、公債費、1目の元金につきましては、下水道事業を開始した昭和63年度から平成27年度までの借入残額6億5,875万6千円に対します長期償還元金として前年と比較し215万4千円増の6,296万5千円を計上しております。

2目の利子につきましては、長期償還利子として前年と比較し125万9千円減の1,374万3千円を計上してございます。

また、一時借入金利子は借入限度額を1億円、借入利率1.5%、借入期間30日とし、それに伴います利子12万4千円を計上してございます。

次に、327ページにつきましては、地方債の調書であり、平成28年度末における元金残高は、表の右下に記載のとおり6億909万1千円となる見込みであります。

次の、328ページは、特別職の経営審議会委員の給与費明細書を一般会計に準じて作成しておりますので、後ほどご覧をいただきたいと思っております。

以上、平成28年度訓子府町下水道事業特別会計の予算について、その提案説明をさせていただきますましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第17号 平成28年度訓子府町水道事業会計予算についての提案理由の説明を求めます。別冊予算書329ページです

上下水道課長。

○上下水道課長（遠藤琢磨君） 各会計予算書329ページをお開きください。

議案第17号 平成28年度訓子府町水道事業会計予算について提案説明をさせていただきます。

予算書に入ります前に、別冊の各会計予算案の説明資料、47ページをお開き願います。

水道事業会計の投資的事業について概要を記載しております。また52ページ、53ページには、その整備箇所について図示しておりますが、後ほどご覧いただくこととし、この資料の内容につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、予算書の329ページに戻りまして、その内容を説明申し上げます。

まず、第2条の業務の予定量であります。給水件数につきましては、前年の最大件数2,101件に新年度分を見込み2,115件とし、年間総給水量は、64万 $\text{m}^3$ 、1日平均給水量は、1,753 $\text{m}^3$ としております。

主要な建設改良事業につきましては、施設整備事業、総事業費989万5千円、道道北見置戸線支障物件移設事業、総事業費1,512万円、道道置戸訓子府北見線支障物件移設事業、総事業費150万円、南7線道路改良支障物件移設事業、総事業費2,420万円、老朽管更新事業、総事業費2,073万5千円、配水管移設事業、総事業費330万円の予算計上してございます。

次に、第3条では、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入につきましては、

第1款、水道事業収益で、第1項、営業収益、第2項、営業外収益、第3項、特別利益を合わせ1億7,680万8千円の計上であります。

支出につきましては、第1款、水道事業費では、第1項、営業費用、第2項、営業外費用、第3項、予備費を合わせ1億5,876万4千円の計上であります。

次に、第4条では、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。まず収入であります。第1款、資本的収入で、第1項、企業債から第4項、出資金までを合わせ8,002万7千円を計上しております。

また、支出につきましては、第1款、資本的支出で、第1項、建設改良費、第2項、企業債償還金を合わせ1億1,768万3千円であります。

収入額が支出額に対して不足する額3,765万6千円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

なお、第3条の収益的収支および第4条の資本的収支の計上内容につきましては、後ほど333ページ以降の実施計画説明書で説明させていただきます。

次に、330ページ、第5条の企業債につきましては、表に記載のとおり、各事業ごとの起債の限度額合計を4,100万円とし、証書借入で年利5%以内、償還方法は記載のとおり定めようとするものであります。

第6条の一時借入金の限度額につきましては、1億円と定めるもので、前年と同額の計上でございます。

第7条につきましては、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費3,103万円を定めるものです。

第8条につきましては、一般会計などからこの会計に補助を受ける金額を2,077万2千円と定めるものです。

第9条のたな卸資産につきましては、メーター器等の購入限度額を655万3千円と定めるものであります。

次に、331ページと332ページにつきましては、収益的収支と資本的収支の款別の予算額を掲載しておりますので、後ほどご覧をいただくこととし、333ページ以降の平成28年度訓子府町水道事業会計予算実施計画説明書について、その内容を説明させていただきます。これにつきましては、一般会計の事項別明細書にあたるものでございます。

まず、収益的収入及び支出の、収益的収入であります。1款、水道事業収益につきましては、前年と比較し540万2千円減の総額1億7,680万8千円の計上であります。その内訳につきましては、1目、給水収益の水道料金では、過去3年間の使用水量を勘案した結果、前年と比較し195万6千円減の1億5,048万8千円を計上しております。

2目、その他営業収益は、前年と比較し1万2千円減の195万5千円の計上で、手数料については、前年同額の22万円、負担金につきましては、下水道会計負担金で検針件数の減により1万2千円減額となり、173万5千円を計上しております。

次に、2項、営業外収益は、前年と比較し71万3千円減の1,811万円を計上し、その内訳として、1目、受取利息については、定期預金と普通預金の預金利息で16万6千円を計上してございます。

2目、他会計補助金494万7千円の計上につきましては、一般会計から過去に行いました事業の起債償還利息に対します補助金452万7千円と繰出基準に基づき児童手当負

担金分42万円を計上してございます。

3目の長期前受金戻入は、前年と比較し41万6千円減の1,299万4千円を計上しておりますが、これは補助金、補償金、負担金、受贈財産をもって取得または改良した償却資産の補助金等をその償却資産の減価償却に合わせて収益化するものでございます。

内訳は、補助金として他会計補助金、国庫補助金、道補助金、合わせて904万3千円、工事負担金として5万9千円、受贈財産評価額389万2千円になります。

3項、特別利益、1目、その他特別利益625万5千円の計上は、過去において収益化していなかった他会計からの償還元金について過去の長期前受金戻入額を特別利益として計上してございます。

次に、334ページの収益的支出であります。1款の水道事業費につきましては、前年と比較し1,240万2千円増の総額1億5,876万4千円の計上であります。

1項、営業費用の、1目、原水及び浄水費につきましては、前年と比較し1,272万3千円増の3,224万4千円の計上ですが、賃金から光熱水費までは通常の維持管理経費を計上してございます。

委託料では、その他調査委託として大谷水源水利権変更申請委託業務900万円を新たに計上しております。

手数料では、水質検査手数料を前年同額の221万7千円を計上しております。

また、修繕費では、新たに開盛浄水場ろ材交換567万1千円を計上し、施設機械等修繕、開盛水源井戸清掃修繕と合わせ、前年と比較し492万6千円増の841万7千円を計上しております。

動力費685万5千円は、各施設の機器運転のための動力電気料を計上しておりますが、過去2年間の電気料実績に基づき、前年と比較し30万9千円を増額しております。

薬品費につきましては、薬品購入数量の減によりまして、前年と比較して1万円減額の93万8千円を計上してございます。

負担金の鹿ノ子ダム維持管理負担金につきましては、鹿ノ子ダムの維持管理費減額に伴いまして前年より28万7千円減の111万9千円を計上しております。

次に、2目、配水及び給水費につきましては、前年と比較し14万1千円減の2,084万5千円の計上ですが、賃金から委託料までについては、通常の維持管理費を計上してございます。

賃借料では、大谷浄水場、常盤配水池の管理道路および民有地内支障弁類敷地借上料24万円と重機借上料68万3千円を計上してございます。

修繕費では、検満メーター設備整備費でメーター取り替え労務単価の増によりまして5万5千円を増額し、465万4千円の計上、施設機械等修繕では、通常の機械等修繕として300万円を計上、消防施設等修繕で前年同額の10万円の計上でございます。

動力費では、各施設の機器運転のための動力電気料として、前年と比較し10万3千円増の416万4千円を計上してございます。

また、材料費では、前年と比較し28万4千円減の665万8千円の計上ですが、減額の主な要因につきましては、検満メーターの購入数量が減となったことによるものでございます。

次の335ページ、3目、総係費につきましては、前年と比較し577万1千円増の5,

174万7千円の計上ではありますが、報酬では上下水道事業経営審議会の年2回の開催分として、委員の報酬3万6千円を計上しております。

給料1,639万7千円、手当715万円、法定福利費498万1千円につきましては昨年同様、職員4人分を計上してございます。

賞与引当金繰入額246万6千円は、29年6月の賞与および法定福利費の内、28年12月から29年3月分に該当する金額を賞与引当金に振り替えしておき、29年6月の賞与支払時に取り崩して使用するものであります。これは企業会計特有の措置でございます。

印刷製本費では、納付書、検針票、一般帳票の印刷費で、納付書の印刷単価が安価となったことから前年と比較し1千円減の52万3千円を計上しております。

通信運搬費では、電話料で携帯電話料金が安価となることから、前年と比較し1万3千円減の237万4千円を計上してございます。

委託料では、水道施設管理業務委託料が3年長期契約期間が終了することから、新たな委託契約を結ぶため積算した結果、人件費等の値上がりにより86万4千円を増額計上、また、新たにその他業務委託として、大谷水利権変更に伴う水道事業認可事項確認業務委託費として530万円を計上し、総額で前年と比較し607万6千円増の1,606万6千円を計上しております。

修繕費では、公用車の車検整備がないことから6万9千円を減額し32万4千円を計上してございます。

貸倒引当金繰入額8千円につきましては、債権の回収不能が発生することを想定し引当金に繰り入れるため計上するものであります。

次に、336ページ、4目の減価償却費ではありますが、建物減価償却費からダム使用权減価償却費までの総額3,720万3千円が本年度の償却分であります。また5目の資産減耗費につきましても、除却対象分の構築物、機械および装置、メーター器・メーターボックス等の工具器具および備品の総額144万8千円の計上ではありますが、いずれも現金支出の伴わない企業会計特有の予算計上でございます。

次に、2項、営業外費用、1目の支払利息につきましては、前年と比較し59万9千円減の1,252万1千円の計上であり、内訳として企業債利息が1,233万6千円、一時借入金利息は借入限度額を1億円、利率を1.5%、借入期間を45日と定め、それに伴います18万5千円を計上しております。

2目の消費税及び地方消費税は、前年と比較し146万3千円減の225万6千円の計上であります。

次に、337ページの資本的収入及び支出の説明をさせていただきます。まず、資本的収入ではありますが、1款、資本的収入につきましては、前年と比較し73万7千円増の総額8,002万7千円の計上であります。

1項、1目の建設改良等に充てるための企業債4,100万円につきましては、説明欄に記載のとおり28年度実施予定の各事業の起債借入額を計上しており、330ページの第5条の起債限度額と同額になってございます。

2項、1目の他会計補助金1,582万5千円につきましては、過去に実施しました事業の起債償還元金に対する一般会計からの補助金を計上してございます。

3項、1目、補償金につきましては、前年と比較し323万7千円増の931万8千円の計上であり、各事業の補償金の金額は説明欄に記載のとおりでございます。

4項、1目、出資金につきましては、前年と比べ74万円減の1,388万4千円の計上であり、28年度実施の事業に対し、地方公営企業繰出基準の内、上水道の出資に要する経費で水道管の耐震化事業に対し一般会計からの出資金として受けるものであり、各事業に対します出資金については、説明欄に記載のとおりであります。

次に、338ページ、資本的支出でございます。1款、資本的支出につきましては、前年と比較し267万2千円増の総額1億1,768万3千円の計上であります。

1項、1目の施設整備費につきましては、前年の計上はなく、今年度新たに989万5千円を計上するもので、28年度実施の各工事金額については説明欄に記載のとおりでございます。

2目の施設改良費につきましては、前年と比較し534万5千円減の6,485万5千円を計上しており、28年度実施の各工事金額については説明欄に記載のとおりでございます。

3目の固定資産購入費につきましては、量水器設備費としてメーター器53台分の購入代金として99万7千円を計上してございます。

次の2項、1目、企業債償還金につきましては、前年と比較し228万6千円減の4,193万6千円を計上しております。

次に、339ページの平成28年度訓子府町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書につきましては、活動ごとの一会計期間の現金の流れを見るための報告書でありまして、表中のⅠからⅢまでは活動ごとの現金の流れを示しており、Ⅳの資金増加額340万円につきましては28年度中を通じた現金の流れで、最終的に資金増加額として残る予定の金額でございます。

Ⅴの資金期首残高4億2,502万2千円は27年度末の資金残高であり、345ページ、平成27年度予定貸借対照表の2の(1)現金預金の額と同じになってございます。キャッシュ・フロー計算書に戻っていただき、Ⅵの資金期末残高4億2,842万2千円は、資金増加額と期首残高の合計額で、平成28年度末の予定残高となっております。

340ページ、341ページの給与費明細書につきましては、一般会計に準じて作成しておりますので、後ほどご覧いただくこととし、説明は省略させていただきます。

次に、342ページから347ページにつきましては、平成28年度予定貸借対照表および平成27年度予定貸借対照表を掲載しております。この表につきましても予算の計上、執行に直接関係しませんので説明は省略させていただきます。

次の348ページにつきましては、平成27年度末における収益的収支の決算見込みから、税抜きをした予定損益計算書であります。これにつきましても後ほどご覧いただくことといたしまして説明を省略させていただきます。

以上、平成28年度訓子府町水道事業会計予算について、その提案説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） これからまだ議案があるわけですがけれども、ここで午後4時40分まで休憩し、あと続けて説明を受けたいと思いますので、午後4時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 4時33分

再開 午後 4時40分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第26号  
議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第34号

○議長（上原豊茂君） 次に、日程第27、議案第20号、日程第28、議案第21号、  
日程第29、議案第22号、日程第30、議案第23号、日程第31、議案第26号、日  
程第32、議案第27号、日程第33、議案第28号、日程第34、議案第29号、日  
程第35、議案第34号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第20号 訓子府町行政不服審査会設置条例の制定についての提案理由の説  
明を求めます。議案書114ページです。

総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 議案書の114ページをご覧ください。

議案第20号 訓子府町行政不服審査会設置条例の制定について。

訓子府町行政不服審査会設置条例を次のように制定しようとするものでございます。

昭和37年に制定されました行政不服審査法が50年ぶりに平成26年6月に全面改正  
されたところでございます。国民の簡易迅速な権利救済と行政の適正な運営を確保するこ  
とを目的とする行政不服審査制度であります。法制定後、約50年間抜本的改正がされ  
ず、今回の全面改正により、不服申し立てが審査請求に一元化され、審理員による審理手  
続きや第三者機関への諮問手続きなど、不服申し立ての審理手続きの公平性を担保する仕  
組みが導入されました。

この法律は、本年4月1日から施行となり、これに伴い行政不服審査請求があった場合、  
審理手続きの中で、原則として第三者機関への諮問をしなければならないことから、訓子  
府町行政不服審査会の設置に係る条例を整備しようとするものでございます。

条例案本文は115ページ、116ページにございますのでご覧ください。

まず、115ページをご覧ください。

第1条では設置根拠等を規定、第2条では委員の数を、第3条では委員の委嘱方法、任  
期、罷免、守秘義務を規定、第4条では会長の職務などを、第5条では専門委員の設置、  
第6条では審査会の会議について、116ページになりますが、第7条では審査会の庶務  
の担当課を、第8条ではこの条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める旨、  
第9条では守秘義務違反の罰則を規定しております。

附則の第1項では、この条例は平成28年4月1日から施行すること、第2項では、審  
査会の最初の会議は町長が招集する旨規定しております。

以上、議案第20号 訓子府町行政不服審査会設置条例の制定について、提案理由の説  
明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第21号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整

備等に関する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書 117 ページです。  
総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 議案書の 117 ページをご覧ください。

議案第 21 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を次のように制定しようとするものでございます。

議案第 20 号でもご説明申し上げましたが、行政不服審査法が全面改正となり、これに伴い、町の条例 8 本について一部改正が生じることから、これらの改正をまとめて行うこととし、この条例を制定しようとするものでございます。

条例案本文は、118 ページ以降にございます。

この条例は、8 条で構成され、1 条ごとに一本の条例の一部を改正しております。

本文をご覧くださいと思いますが、改正となる条例は、第 1 条では訓子府町行政手続条例、第 2 条では訓子府町個人情報保護条例、第 3 条では訓子府町情報公開条例、続いて 119 ページに移りまして、第 4 条では職員の給与に関する条例、第 5 条では町税条例、以上、5 本の条例の一部改正につきましては、行政不服審査法の法令番号、もしくは条項の変更、または異議申し立て廃止に伴う改正でございます。

第 6 条の固定資産評価審査委員会条例の一部改正につきましては、審査の申し出手続きに関する事項の追加、条文中の規定法令の改正、書類の写しの交付に係る手数料の納付の規定などに伴う改正でございます。

続いて 120 ページに移りまして、第 7 条の訓子府町手数料徴収条例の一部改正は、審査請求人等による提出書類等の写しの交付に係る手数料を規定することに伴う改正でございます。

第 8 条の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、訓子府町行政不服審査会の委員の報酬を追加することに伴う改正でございます。

以上、8 本の条例の一部を改正することを規定しております。

121 ページになります。121 ページに附則がありますが、附則として、第 1 項では施行期日を、第 2 項では経過措置の原則を、第 3 項では固定資産評価審査委員会条例の一部改正に伴う経過措置を規定しております。

なお 122 ページから 132 ページまで、条例別の新旧対照表がございしますが、後ほどご覧いただくこととし、説明を省略させていただきます。

以上、議案第 21 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第 22 号 訓子府町顕彰条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書 133 ページです。

総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 議案書の 133 ページをご覧ください。

議案第 22 号 訓子府町顕彰条例の一部を改正する条例の制定について。

訓子府町顕彰条例（昭和61年条例第5号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

今回の改正は、説明にありますとおり、名誉町民の待遇および特典について改正しようとするものであります。

このことにつきましては、町長の附属機関である顕彰審議会が平成25年から審議検討してまいりましたが、財政面、時代に即しているかどうか、他の自治体の状況などを勘案しまして、今回の改正に至ったものでございます。

記以下に改正文がございしますが、134ページの新旧対照表でご説明いたします。

条例第11条に名誉町民の待遇及び特典について規定されておりますが、右側の現行欄にあります第2号の「終身年金の支給」、第4号の「遺徳顕彰のため伝記を編さんして遺族に贈り、かつ町において保存すること」、第5号の「遺徳顕彰のため像を作り、適当と認める場所におさめること」について廃止し、これに伴う条項の整理を行うものでございます。

また、現行では、待遇及び特典に関しましては、限定的な列挙となっており、後々の混乱を招かないという点では望ましいと考えますが、将来的に何らかの事情でここに規定する待遇・特典以外のものも必要となることも予想されますことから、改正案にありますように、第3号に「その他特に必要と認めるもの」の規定を加えることといたしました。

なお、この規定があるからといって安易に付与するものではなく、条例の中では、議長、副議長、常任委員長で構成する顕彰審議会において名誉町民の待遇及び特典を審議し、その後、顕彰審議会が議会に発案し、議会で議決することとなっており、慎重審議を経た中で決定されることとなります。

133ページの改正文に戻っていただき、附則にありますように、この条例は平成28年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第22号 訓子府町顕彰条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第23号 訓子府町総合計画条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書135ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 議案第23号の提案説明をさせていただきます。議案書135ページをお開きください。

議案第23号 訓子府町総合計画条例の制定について。

訓子府町総合計画条例を次のとおり制定しようとするものであります。

本町の総合計画につきましては、平成28年度を終期とする第5次総合計画を基本に各種の施策を進めているところでございます。来年度には平成29年度から10年間の第6次計画の策定を予定してございます。

こうした中、地方分権改革推進計画に基づく国の義務付けの廃止を受け、平成23年5月には地方自治法の一部が改正され、総合計画の基本部分である基本構想について議会の議決の義務が廃止されてございます。

本町では、第6次総合計画の策定にあたり、本町の総合的かつ計画的な行政運営を図ることを目的に、従来どおり議会のご議論、議決を経て策定するため、訓子府町総合計画条

例を定めるものでございます。

それでは、記以下の説明をさせていただきます。議案書136ページ、次のページをご覧いただきたいと思っております。

訓子府町総合計画条例。

第1条では条例の趣旨、第2条では総合計画の構成を基本構想、基本計画と定め、第3条から第9条までは訓子府町総合計画策定審議会条例で規定していました諮問から審議会設置、組織、会議などを定め、第10条では基本構想の策定、変更、廃止についての議会の議決を経ることを定めてございます。

附則では、1項で施行日を、2項では訓子府町総合計画策定審議会条例の廃止を定めてございます。

以上、議案第23号について提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第26号 訓子府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書148ページです。

幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長。

○幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長（中山信也君） 議案第26号 訓子府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、議案書148ページをお開きください。

議案第26号 訓子府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、提案理由を説明いたします。

訓子府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を次のように制定しようとするものでございます。

この条例につきましては、昨年4月に施行された子ども・子育て支援法により、民間事業者が町内に認定こども園や幼稚園、保育所などを設置する際、その施設や運営基準を町の条例で定めなければならないため、今回その基準を定めるものでございます。

記以下について、ご説明いたします。

訓子府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例。

第1条の趣旨につきましては、施設の運営に関する基準を定めることとし、第2条の基準につきましては、本町においては国の定める基準を変えるような地域の実情もないことから、国の基準を準拠するものとしたします。

次に、附則といたしまして、施行期日を平成28年4月1日からとしております。

以上、訓子府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、ご説明申し上げましたので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第27号 訓子府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書149ページです。

幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長。

○幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長（中山信也君） 議案書149ページにな

ります。

議案第27号 訓子府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の制定について、提案理由を説明いたします。

訓子府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例を次のように制定しようとするものでございます。

この条例は、議案第26号でご説明しました内容と同様に、民間事業者が町内に認定こども園や幼稚園、保育所などを設置する際、その利用者負担額について、本町の条例で定めるものであり、その内容は、こども園の内容と同様となっております。

それでは、記以下について、説明させていただきます。

別紙として、次の150ページをお開きください。

訓子府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の制定について。

第1条では条例の趣旨を定め、第2条では定義について、第3条では利用者負担額、保育料となりますが151ページの別表のとおりと定めております。別表については、後ほど説明させていただきます。第4条では月途中の入退園に係る利用者負担額の計算、第5条は利用者負担額の徴収について、第6条は減免について、第7条は納期について、第8条は委任について規定しています。

次に、附則として、施行期日を平成28年4月1日からとしております。

別表1をご説明いたしますので、次の151ページをお開きください。

別表1は、利用者負担額、保育料の表となります。子ども・子育て支援法で定める1号認定は3歳以上の幼児教育、現在の幼稚園の保育料となるもので、2号認定は3歳以上の保育料で、現在の保育園で行っている3歳以上の保育料を、3号認定は満3歳未満の保育料となるもので、それぞれ階層区分ごとに定めております。

利用者負担額の所得階層の区分につきましては、認定こども園保育料と同様に国の基準に従い、これまでの所得税課税額から市町村民税所得割課税額に変更しております。

152ページの備考につきましても認定こども園の規定と同様となっておりますので省略をさせていただきます。

以上、議案第27号 訓子府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の制定について、ご説明申し上げましたので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第28号 訓子府町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書153ページです。

幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長。

○幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長（中山信也君） 議案書153ページになります。議案第28号 訓子府町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、その提案理由を説明させていただきます。

訓子府町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定しようとするものでございます。この条例は現在、本町の児童センターで行っております学童保育および放課後児童クラブについて、子ども・子育て関連三法により、児童

福祉法が改正され、それを市町村の条例で基準を定めることになったものでございます。

記以下について説明いたします。

第1条の趣旨につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営基準に関することを定めることとし、第2条の基準につきましては、本町においては国に定める基準を変えるような地域の実情もないことから、国の基準に準拠するものとしております。

附則ですが、平成28年4月1日からの施行としております。

以上、議案第28号 訓子府町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、ご説明申し上げました。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第29号 訓子府町児童センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書154ページです。

幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長。

○幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長（中山信也君） 議案書154ページとなります。

議案第29号 訓子府町児童センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

訓子府町児童センター設置及び管理条例（平成24年条例第16号）の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとするものでございます。

この改正につきましては、議案第28号で説明いたしました国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本町の児童センター職員の名称を変更するものでございます。

記以下について説明いたします。

訓子府町児童センター設置及び管理条例の第3条中の「指導員」を「放課後児童支援員」に改めるものでございます。

次に、附則として、この条例の施行日を平成28年4月1日からとしております。

以上、訓子府町児童センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げましたので、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第34号 訓子府町過疎地域自立促進市町村計画の策定についての提案理由の説明を求めます。議案書165ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 議案説明の前に、本日、お昼に別冊の過疎地域自立促進計画書について、基本的な事項の部分で産業の人口の推移と財政の状況の部分で一部、錯誤と数字が抜けている部分がありました。それと町道路線名ならびに事業主体に錯誤があったということございまして、オホーツク総合振興局と協議の上、議案を訂正させていただくことになりました。今日の始まりに議長から議案の修正が多いということでお叱りをお受けしております。この場を借りてお詫び申し上げたいと思います。

それでは、議案第34号の提案説明をさせていただきます。議案書165ページになります。

議案第34号 訓子府町過疎地域自立促進市町村計画の策定について。

訓子府町過疎地域自立促進市町村計画を別冊のとおり定めようとするものでございます。

過疎地域対策につきましては、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が10年間の時限立法として制定されて以来、過疎地域自立促進特別措置法の制定や期間を延長する一部改正法など、これまで約45年にわたり特別措置が講じられてきました。

しかしながら、過疎地域においては人口減少に歯止めがかからず、依然として厳しい状況であることから、平成24年に法の期限を平成32年度までの5年間延長する一部改正法が成立してございます。

今回、提案しております訓子府町過疎地域自立促進市町村計画につきましては、期間延長された平成28年度から32年度までの5年間について、引き続き過疎債の適用を受けるために策定するものでございます。

別冊でお配りしている計画書をご覧いただきたいと思っております。

この計画書の目次にありますように、基本的な事項として、町の概要のほか、人口及び産業の推移と動向、行財政の状況、地域の自立促進の基本方針、計画期間について記述してございます。

これに続き、産業の振興、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、生活環境の整備、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、医療の確保、教育の振興、地域文化の振興等、集落の整備、その他地域の自立促進に関し必要な事項などを国が指定する9項目に分けて、それぞれ現況と問題点およびその対策と今後の具体的な事務事業の計画について広く記述してございます。

このうち、地域の自立促進の基本方針につきましては、この計画書案の8ページ以降に記述してありますように、産業の振興による地域経済の自立化のほか、魅力的で特色ある生活空間および暮らしの創造、町民がいきいきと活動する活力ある地域社会の形成、効率的な行財政の運営と効果的な施策の展開など9項目にわたって、その目標を定めてございます。なお、この計画案につきましては、北海道が策定する過疎地域自立促進方針に基づく北海道との協議を重ね、北海道の同意を得て策定をするものでございます。

過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により議会の議決を受けようとするものでございます。

以上、議案第34号について提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 以上をもって、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第34号、各案に対する提案理由の説明が終了いたしました。

#### ◎散会の宣告

○議長（上原豊茂君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

9日から一般質問の実施を町民の皆さんに周知しているため、本日はこれにて散会したいと思います。

ご苦勞様でございました。

散会 午後 5時11分